

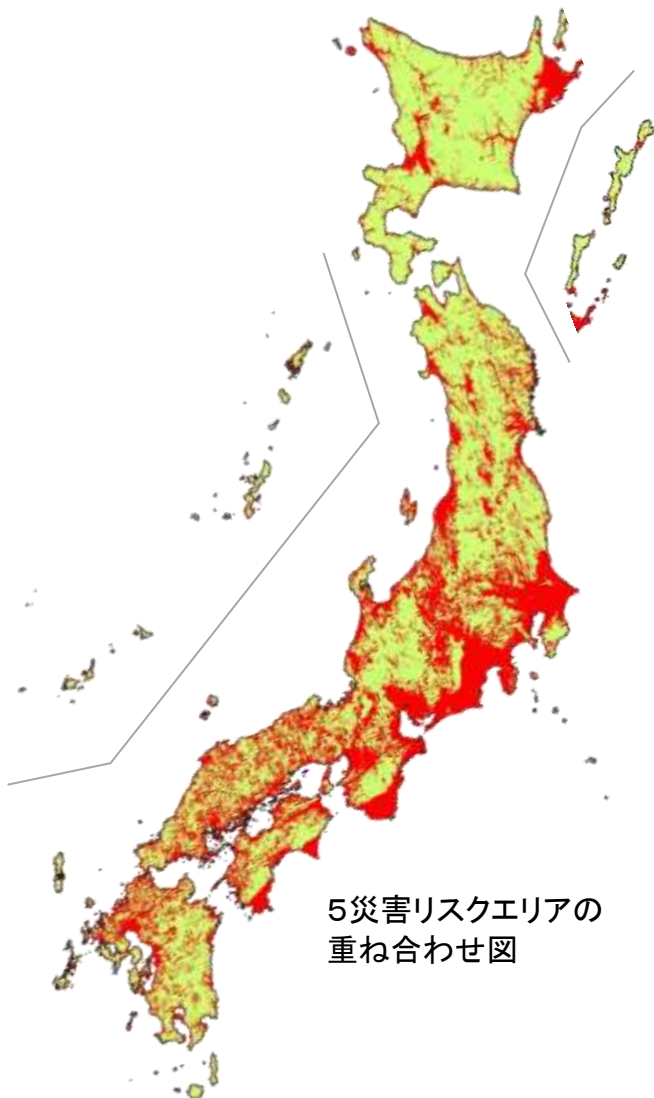
安心・安全で持続可能な 国土の形成について(参考資料)

平成26年11月14日(金)

安全・安心で持続可能な 国土の形成に向けた新たな視点

災害リスク地域とリスク地域に居住する人口

- 災害リスク地域は全国に広がっており、国土の約35%が何らかの災害リスク地域となっている。
- しかし、災害リスクに曝される人口(2010年)は全体の70%以上であり、災害リスク地域に人口が偏っていることを示している。



対象災害	リスクエリア面積 (国土面積に対する割合)	リスクエリア内人口(2010) (全人口に対する割合)
洪水	約20,000 km ² (5.3%)	3,671 万人(28.6%)
土砂災害	約59,200 km ² (15.7 %)	613 万人(4.9%)
地震災害(震度被害)	約44,300 km ² (11.7 %)	5,888 万人(46.3%)
地震災害(液状化被害)	約48,700 km ² (12.9 %)	5,743 万人(44.8%)
津波災害	約19,000 km ² (5.0 %)	2,610 万人(20.4%)
5災害いずれか	約131,400 km² (34.8 %)	9,442 万人(73.7%)

注) 1. 各災害のリスクエリア定義

【洪水】: 国土数値情報の「浸水想定区域データ」より、浸水深が「>0」となるエリア。

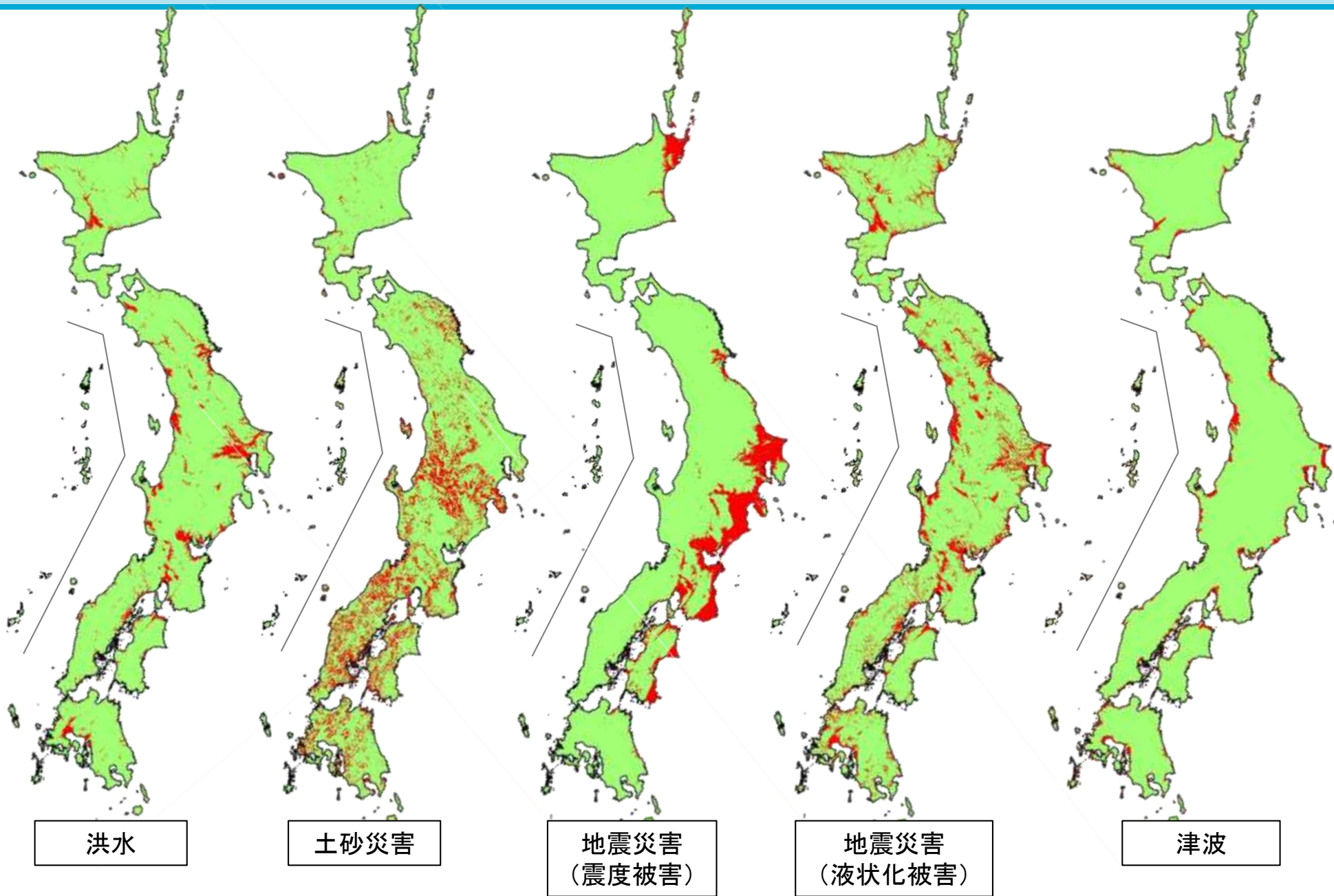
【土砂災害】: 国土数値情報の「土砂災害危険箇所データ」のうち、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊に関する危険区域等のエリア。一部、点データや線データが含まれることから、各箇所の全国的な平均面積を踏まえて面データに変換した。

【地震災害(震度被害)】: 地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」における、30年間で震度6弱以上となる確率が25%以上となるエリア。

【地震災害(液状化被害)】: 日本の地形・地盤デジタルマップの微地形区分メッシュとメッシュ傾斜から、学術的に液状化の危険性が高いとされているメッシュを抽出したエリア。

【津波災害】: 簡易な数値計算で算出した津波浸水エリア。津波防災地域づくり法に基づく「津波浸水想定」が未だ全国で設定されていないため、簡易な想定で代用している。

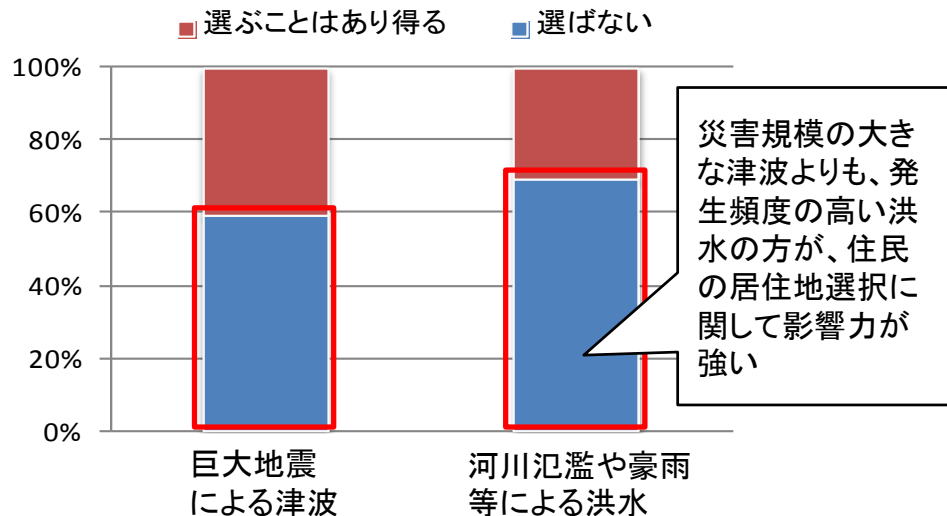
2. リスクエリア内人口は、2010年国勢調査地域メッシュ統計(総務省提供)の人口分布からリスクエリアに重なるメッシュ(1km)の人口を抽出した。メッシュ内にリスクエリアの境界がある場合は、面積按分を用いた。



安全な地域への居住に関する住民の意向

- 新たに居住地を選ぶ際は、多くの住民がリスク地域を避けたいという意向を有している。
- 巨大地震による津波のリスク地域であることが判明した場合、74%の住民がいずれかの時期(家族や仕事の都合、住居の立替の際など)に移転したいという意向を有している。
- 安全な場所への移転に関して、「移転先の利便性や生活環境」を重視する住民が63%と最も多い。

○新たに居住する場所を選ぶ際に、災害リスク地域を選ぶか

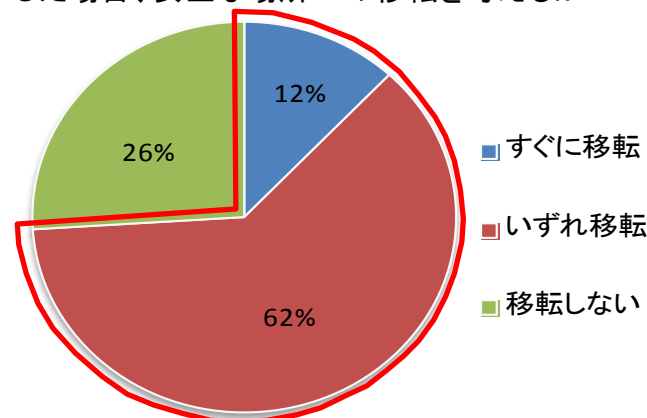


災害リスク地域を居住地として選ぶ理由

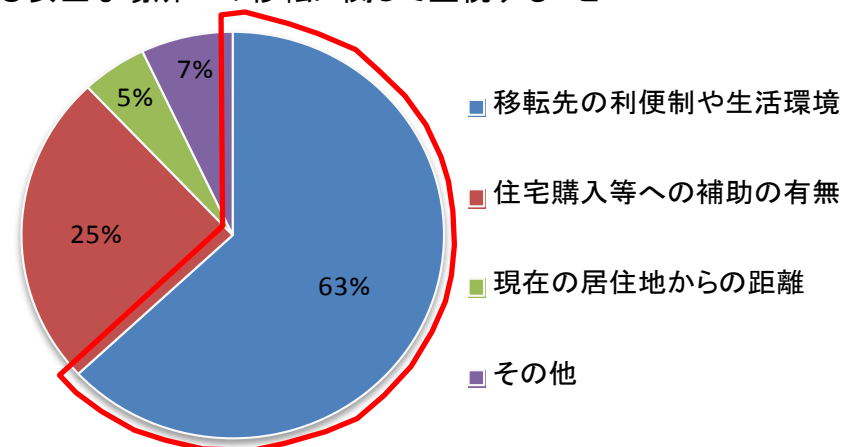
- ・通勤に便利な場所だから
- ・住み慣れた地域だから
- ・地価や家賃が安いから 等

安全な地域でこの条件が満たされていれば、あえて災害リスク地域を選ばない可能性あり

○巨大地震による津波のリスク地域であることが判明した場合、安全な場所への移転を考えるか



○安全な場所への移転に関して重視すること



リスク情報の適切な周知と安全な地域における居住環境等の整備により、リスク地域への人口流入を抑制し、安全な地域への住民の自主的な移転を誘導可能であることが示唆された。

災害リスク地域からの公共施設の移転事例

自治体名	対象施設	概要
○施設の移転に成功した(予定含む)事例		
和歌山県 田辺市	消防本部、市庁舎	消防本部を高台に 移転予定 。市庁舎についても、 移転を検討中 。
和歌山県 湯浅町	市庁舎	市庁舎を高台に 移転予定 。
和歌山県 那智勝浦町	町立病院	町立病院を高台に 移転予定 。
和歌山県 串本町	町立病院、消防防災センター、保育園 等	町立病院、消防防災センター、保育園、老人ホーム等を高台に 移転済(H23.11) 。造成された高台に町役場等も 移転予定 。
高知県 黒潮町	市庁舎、小中学校、保育園	高台に 移転予定 。
○施設の移転に物理的な制約がある事例		
高知県 安芸市	市庁舎、消防本部	市庁舎については、高台移転の意向があるものの、 適切な高台が近くにないため 、対応を検討中。消防本部については、 高台移転予定 。
○施設の移転に課題がある事例		
静岡県 下田市	市庁舎	津波浸水区域内にある市庁舎の高台移転を決めていたが、「市街地が衰退する」などの 住民の反対があり、移転方針は白紙撤回 。
大分県 臼杵市	小学校	市当局と教育委員会が高台移転の方針を示した後、保護者にアンケートを行ったところ、9割の保護者が反対したため、 移転方針を撤回 。

- 施設の老朽化等を契機に、安全な地域で公共施設を建て替えることにより、以下のような効果が期待できる。
- ・住民に災害リスクを強く認識してもらう契機となる。
 - ・公共施設が移転した安全な地域において、居住環境等の整備が促進される可能性がある。

「グリーンインフラ」とは

- 「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
- グリーンインフラの取組を推進することで、地域の魅力・居住環境の向上、生物多様性の保全、防災・減災等が可能。
- これにより、自然環境の保全・再生と併せて、居住人口や交流人口の増加、土地の価値の向上等が図られ、地域の活性化やそれに伴う雇用の増加に資する。

具体例（イメージ）

多自然川づくり



瀬や淵、植生の形成等により、河川が本来有する生物の生息環境等や多様な河川景観を保全・創出

緑の防潮堤

（海側）

（陸側）



沿岸部における防災・減災を目的とし、利用、自然環境、景観も考慮した緑の防潮堤の整備

公園緑地の整備



大規模災害発生時に延焼防止帯となる公園緑地の整備による都市の防災性向上

河川における取組(防災減災・国土管理・自然共生の両立)

河川における治水と環境再生の両立(福岡県・上西郷川)



【取組のポイント】

①多自然川づくり

川幅を広げ、洪水を防ぐとともに瀬淵環境を再生することにより、さまざまな動植物の生息・生育環境を整備。水質浄化機能等も強化。

②多自然・多目的な空間の創造

河川と公園を一体化させ、平時には生きものの生息空間、レクリエーション公園として、非常時には洪水調整池として活用。

③資源の有効活用・整備コストの削減

地元の間伐材や周辺工事で発生した石材を活用。

④住民参加

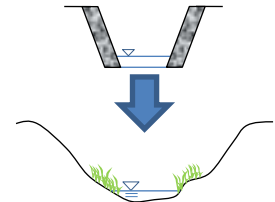
計画の策定、施工、維持管理のすべてにわたって地域住民が参加。

⑤環境教育・魅力ある住宅地形成

子ども達の遊び、学びの場となり、周辺住宅の価値も上昇傾向。



河川の拡幅



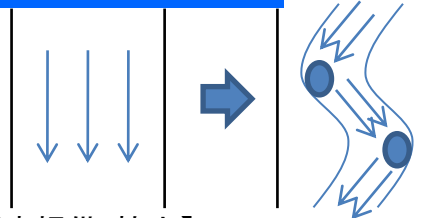
コンクリート護岸の撤去



堰の撤去による段差解消



瀬淵環境の再生



【写真提供・協力】

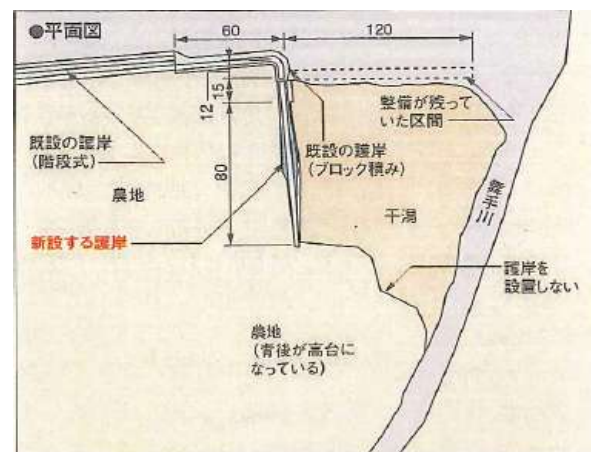
島谷幸宏氏・林博徳氏(九州大学) 7

海岸における取組(防災減災・国土管理・自然共生の両立)

護岸のセットバックによる防災と景観・環境保全の両立(大分県・中津干潟)



- 護岸を海岸線ではなく、陸側に後退
 - 守るべき後背農地を高潮から守る
 - 海と陸の連続性を確保し、**湿地を保全**
 - 湿地自体も**面的防護施設**として位置づけ
 - 湿地は県が買収し、保全の永続性を担保



- 海岸線護岸と比べ、高さや距離を抑え、**建設費半減**
- 別現場の余り石の流用によりさらに費用減

自然岩による防災、漁場、景観・環境保全の両立(青森県・木野部海岸)



2007年9月台風9号上陸時



平時

- 緩傾斜護岸を撤去し、**自然岩による消波機能**
- かつての**豊かな磯場の再生**(ウニ、海藻類、産卵場等)
- 景観にも調和**(土木学会デザイン賞2006最優秀賞)

非常時

- 消波ブロック等(写真奥)は正面からの高波発生と施設へのダメージ
 - 自然岩(写真手前)は**波をいなしつつ、消波**。**長寿命・低維持管理コスト**
- 【写真・資料提供、協力】清野聡子氏(九州大学)、坂井隆氏(むつ市) 8

ダム及び道路における取組(防災減災・国土管理・自然共生の両立)

洪水対策としての治水ダム(流水型ダム)と環境保全を両立(鹿児島県、西之谷ダム)



【ダム整備のポイント】

①流水型ダム

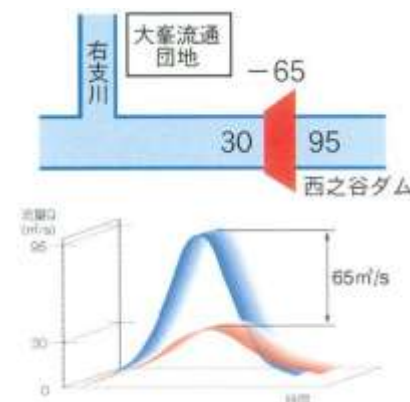
流水型ダムは、平時は通常の河川と同じであり、土砂循環や生態系への影響が小さい(川の連続性の確保)。

②ビオトープ整備

ダム湖をビオトープ化し、さまざまなタイプの湿地を整備し、動植物の生息・生育環境を創出。さらに、ビオトープ自体が水質浄化機能を有する。

③低維持管理コスト

ゲート操作が不要あり、維持管理コストを縮減。棚田状のビオトープでは湧水を貯めて草刈りの維持管理コストを低減。



【出典】鹿児島県

【概要】

目的:洪水調節を目的とする治水専用ダム

形式:重力式コンクリートダム 集水面積:6.8km²

総貯水容量:793,000m³ 計画高水流量:95m³/s(100年に1回)

高架下の活用による道路整備と環境保全の両立(埼玉県、見沼たんぼ首都高ビオトープ)



【ビオトープ整備のポイント】

①池沼タイプ

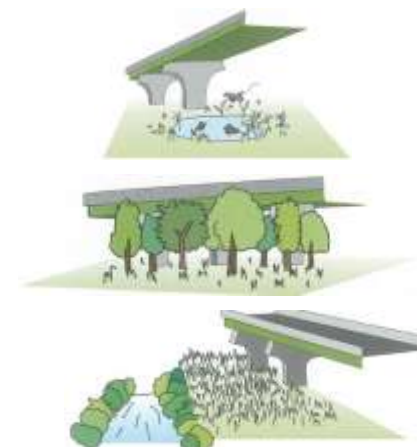
元々が湿地だった見沼たんぼ地域の特性を活かし、地下水と雨水のみで水域を確保

②樹林タイプ

周辺に生えている樹木の種子を集め、二万本以上の苗木を栽培し、高速道路の北側に配置

③草地タイプ

芝川と連続性を確保するため、チガヤ(イネ科植物)を主とした草地を整備



【出典】首都高速道路(株)

【概要】

延長 約1.7km 面積 6.3ha

池沼:10ヶ所 止まり木:11ヶ所 巣箱:6ヶ所

植栽樹木(苗木):高木10種、中木9種、低木14種、計21,466本

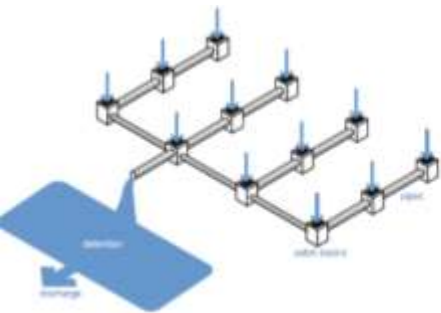
①かつての**湿地帯**(池、樹林、草地)を再生

②**市民との協働**による**順応的な管理**(調査、作業)

③**橋桁の景観**や**道路照明**(農作物や動植物への影響回避)等の**周辺環境への配慮**

- 1990年頃から主に雨水管理(洪水緩和のための雨水貯留・浸透と水質改善)の観点から交通局と下水局の連携による既存のインフラと一体となったグリーンインフラによる取組を市内全域で実施。
- 雨水税を0.1%引き上げることによって獲得した約50億円を基金にグレートウグリーンイニシアティブを立ち上げ(目標:新規グリーンストリート200、新規植栽80,000本、エコルーフ17ha、持続的雨水管理用の土地買収160ha等)

グレーインフラ



持続的な雨水管理を核としたグリーンインフラ



【ポートランド市におけるグリーンインフラ適用策に関する主な法律や計画】

- ①流域マネジメント計画策定(2005)
流域内の水資源管理、水質、生態系など包括的な都市レベルの水管理のビジョン
- ②グリーンビルディング法(2005) 具体的なプロジェクトの資金援助開始
- ③Tabors to the River (2006) グレーとグリーンを融合した広域インフラ整備計画
- ④グリーンストリート法(2007)
市内の全ての道路・歩行者空間でグリーンインフラの適用インセンティブを開始

- ・迅速に下流へ排水
- ・流出量コントロールが困難
- ・水質の改善・管理が困難
- ・インフラの老朽化、更新時期
- ・汚水・雨水合流式下水による洪水被害

- ・安全な水の流出量管理が可能
- ・雨水流出速度の遅延
- ・水資源の保全、水質改善、水の再利用が可能
- ・蒸発散によるヒートアイランド現象の緩和

グリーンストリート



エコルーフ



レインガーデン



雨水浸透プランター



急速な都市化と気候変動が都市の水循環の機能不全という問題を引き起こした。健全な水循環(浸透、蒸発散)を回復し、貯留や再利用による水資源の戦略的管理が必要。

- 里地里山の地域資源を地域のエネルギーや特産品の材料として積極的に利活用。
- 「エネルギー・モノ・サービスの地産地消」により、従来、地域外に流出していた所得を地域内で循環させる地域内経済循環を構築。
- 里地里山など規模拡大が困難な中山間地域での小規模農業では、豊かな自然環境下で生き物に配慮した農法による地域ブランド農産物を生産。優れた農村景観、農村文化に魅力を感じる都市住民との交流も実施。
- その他上下流の交流など、地域資源を利活用し、地域の自立を図りながら持続可能な国土管理を行う。

地域内経済循環を構築

＜真庭バイオマス産業都市のイメージ＞



木質バイオマスによる発電施設



木質バイオマスのペレット加工

・地域資源(木質バイオマス)を活用することで、地域内での資金循環を生み出し、域内で雇用・所得の場を確保しつつ、国土管理

農産物のブランド化や都市農村交流

＜新潟県佐渡市(「世界農業遺産」認定地域)＞



岩首の棚田



小倉千枚田
(棚田オーナー制度を導入)



生き物を育む農法に取り組む
水田でエサをついばむトキ



佐渡のブランド米
「朱鷺と暮らす郷」
佐渡市の認証制度

・地域資源である豊かな生き物環境や景観・文化をブランド化し、伝統的な農業による農産物の高付加価値化や都市住民との棚田オーナー制度を通じた交流などを行いつつ、国土管理システムを維持

上下流の交流(森と海)

＜宮城県気仙沼市(「森は海の恋人」活動)＞



上流の森で植樹祭



下流の気仙沼湾のカキ

・地域の特産物であるカキが育まれる海を豊かにするために、滋養分の供給元である上流の森で始めた「漁師が森に木を植える」植樹運動により、国土管理。

農業・農村の多面的機能

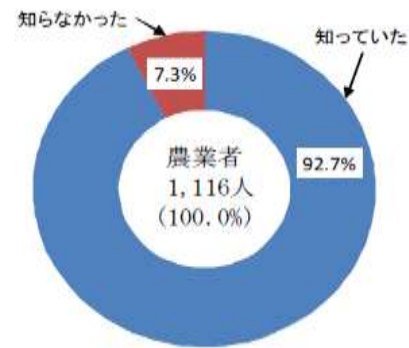
- 農業・農村には、食料その他の農産物の供給の機能だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能がある。
- 農業・農村の多面的機能は、農村で農業が継続して行われることによりもたらされ、そのめぐみは、都市住民を含めて国民全体に及ぶ。

【農業・農村の多面的機能】

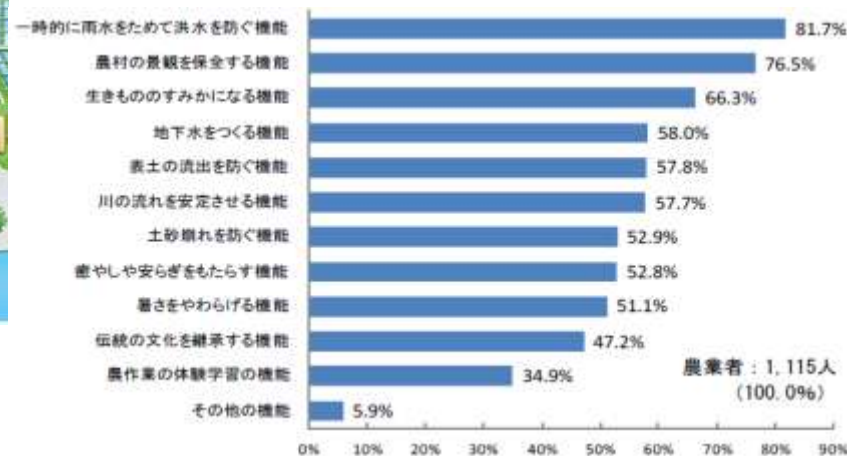


農林水産省HP「農業・農村の多面的機能」より

(農業・農村が多面的機能を生み出していることの認知度)



(農業・農村の多面的機能のうち、重要と思う機能(複数回答))



森林の多面的機能

○森林は、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面にわたる機能を発揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要。

○国民の森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源かん養などが上位。

■ 森林の多面的機能

国土の保全

- 土砂災害防止
- 土壌保全



水源のかん養

- 洪水緩和
- 水資源貯留
- 水質浄化



生物多様性の保全

- 野生動植物種の生育・生息の場
- 森林生態系の保全



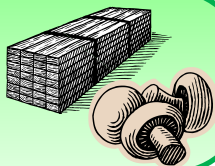
地球温暖化の防止

- 二酸化炭素吸収
- 化石燃料代替



林産物の供給

- 木材（建築材、燃料材等）
- 食料（きのこ、山菜等）



その他

- ・快適環境形成
- ・保健・レクリエーション
- ・文化



【森林の国土保全機能】

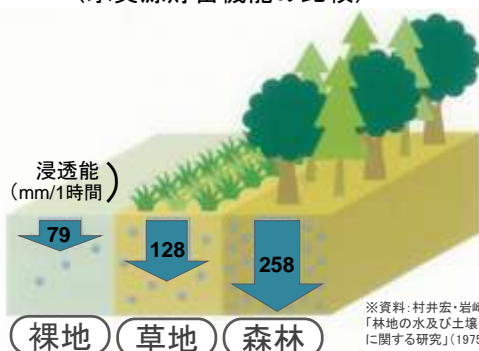
(流出土砂量の比較)



資料：丸山岩三「森林水文」東経林業大学1970

【森林の水源かん養機能】

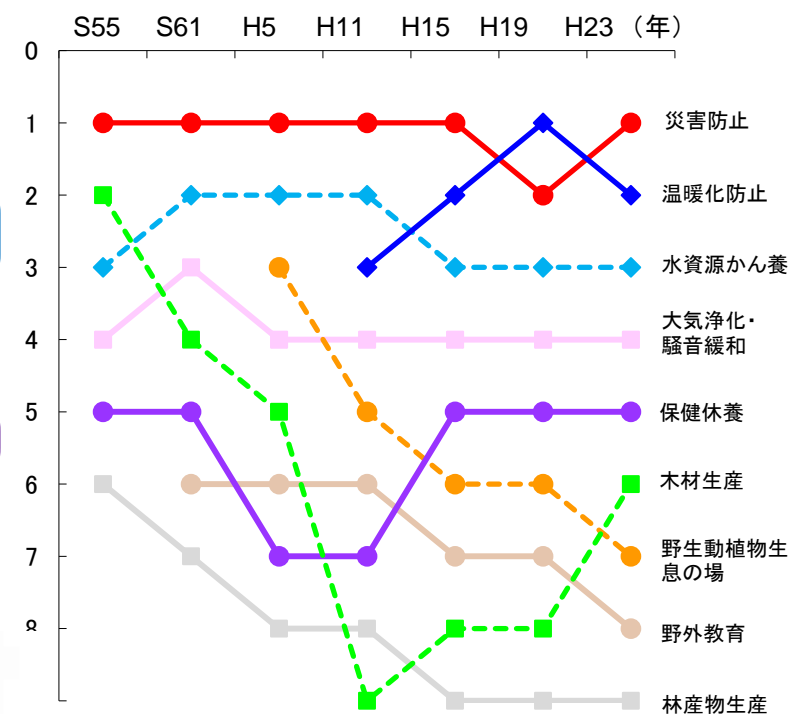
(水資源貯留機能の比較)



※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

■ 国民の森林に期待する働き

(順位)



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。

注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

土地利用制限の事例(アメリカ、コロラド州、ボルダー市)

地域の居住・自然環境保全のため、**公共サービスの制限と新たな消費税導入**という施策を住民が受け入れたことにより、効果的な都市開発が行われている事例

ボルダー市 緒言

人口:97,385人(2010年)

(※2010年に人口が減少に転じた)

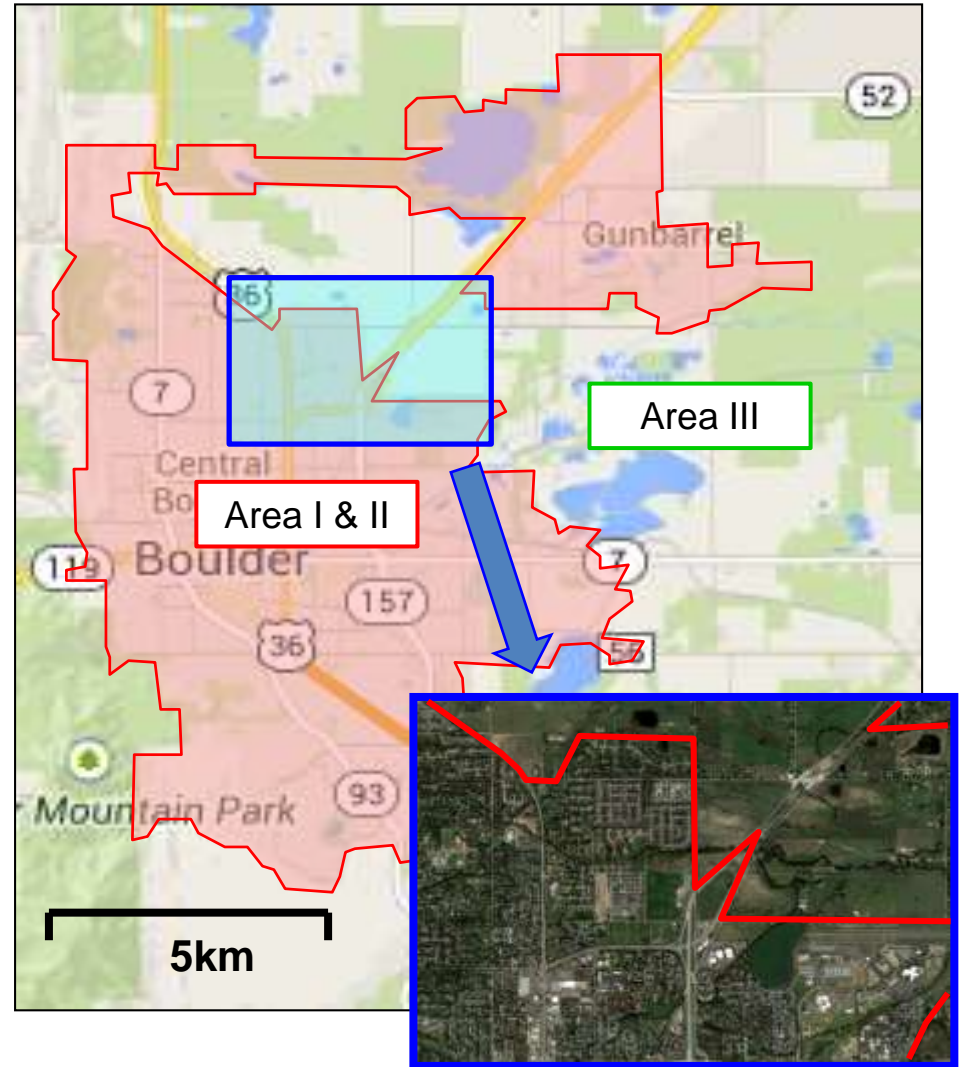
面積:66.5km²

○ボルダー市では、2010年に策定された「ボルダー渓谷総合計画」に則り、土地をArea I(市街地)、Area II(将来的な市街化予定区域)およびArea III(都市開発を行わない区域)というサービス地域区分に大別。

○Area IIIにおける新たな開発を防ぎ、かつArea I内の空きスペースの利用促進のため、Area IIIでは上下水道等の公共サービス提供が制限されている。

○1967年、市によるArea IIIの用地買収のために、新たに消費税を導入することが住民投票で決定され、用地買収が進んでいる。

○Area IIIにおける市所有の土地では、生態系の永続的な保護が行われている。



コロラド州ボルダー市における都市境界線(赤枠)

※1: Area IおよびArea II

※2: 航空写真からも、境界線の外はほとんど都市開発がなされていないことが確認できる。)

自然的土地利用への転換

長期にわたり放置した土地の状態(長崎県野崎島)

昭和30年(1955年)頃

家屋や畑の利用が認められる。



小値賀町教育委員会提供写真

平成23年(2012年)1月

家屋は消失し、畑跡地はシバ群落や裸地が混在(荒廃地)。

→放棄後60年以上経過しても地域の特性に応じた生態系(森林、草地等)へ移行する様子にはない。



概念モデル(イメージ)

歴史的な人間活動



手つかずの自然

履歴効果



里地里山

放棄



荒れ放題(荒廃地)

今後の人口減少等により自然的土地利用への転換を検討する地域が増加する可能性

単に放棄した場合、生物多様性が低い状態が長期間継続するとともに災害リスクが増大する可能性(放棄すれば健全な森林に戻る訳ではない)

自然的土地利用への転換に際しては、土地の履歴や特性に即した初期投資が必要

(今後の要検討事項)

- ・効果的な再自然化に係る事例、技術等の収集・分析
- ・再自然化における目標設定に関する考え方の整理
- ・単に放棄された場合の自然環境等への影響把握 等

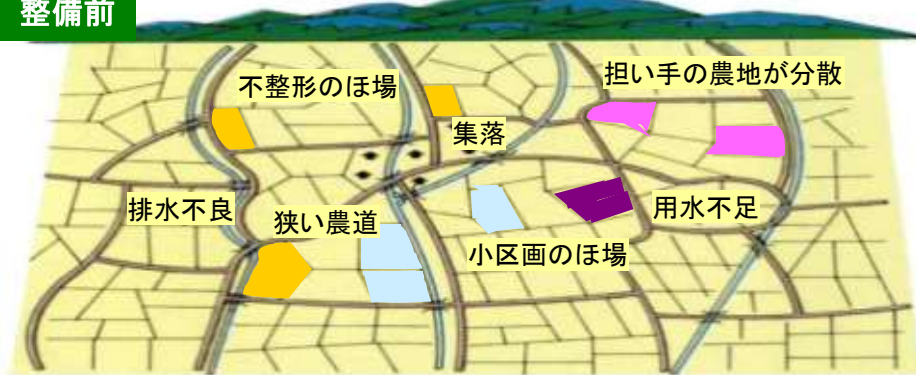
【写真提供・協力】
深澤圭太氏
(国立環境研究所)

稼ぐ国土利用

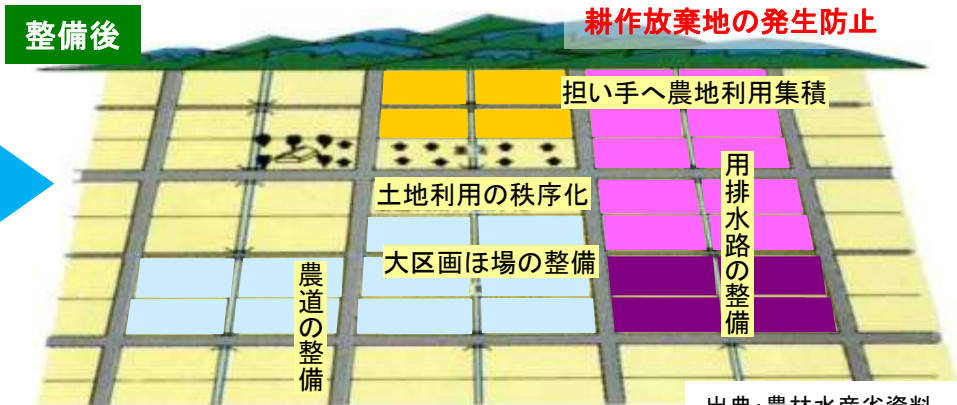
- 農地については、都道府県毎に整備する農地中間管理機構の取組等により、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手に集積・集約化。この際、農業生産基盤整備(大区画化等)により、更なるコスト低減を推進。
- 森林については、意欲のある者(森林所有者、森林組合、民間事業者等)が、複数の所有者の森林をとりまとめ、森林施業を一括して実施する「施業の集約化」を推進。一方、条件不利地等の森林については、公的関与による森林整備を強化する必要。

■農地集積・集約化及び農業生産基盤整備の効果

整備前

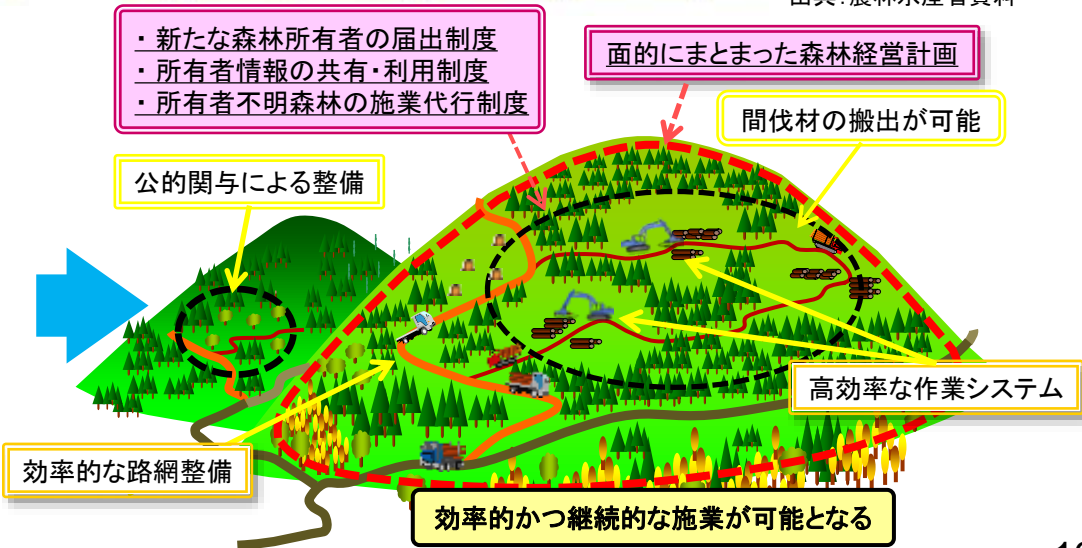
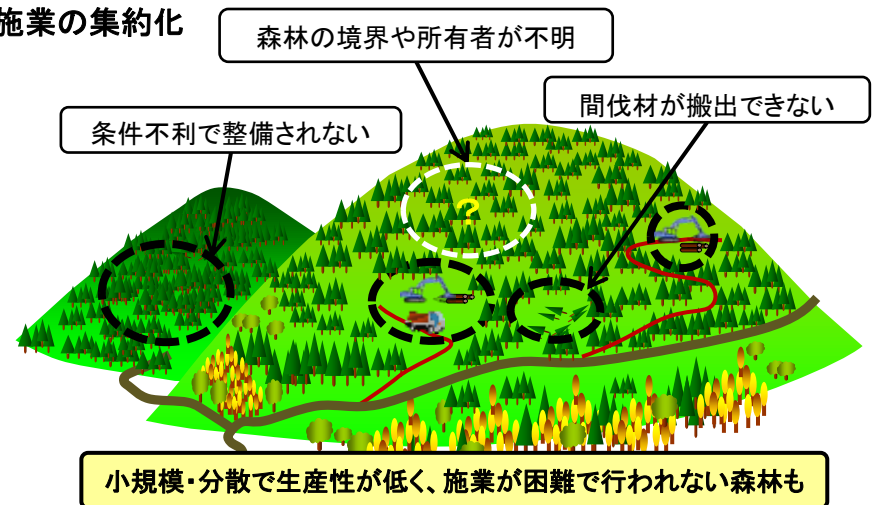


整備後



出典: 農林水産省資料

■施業の集約化

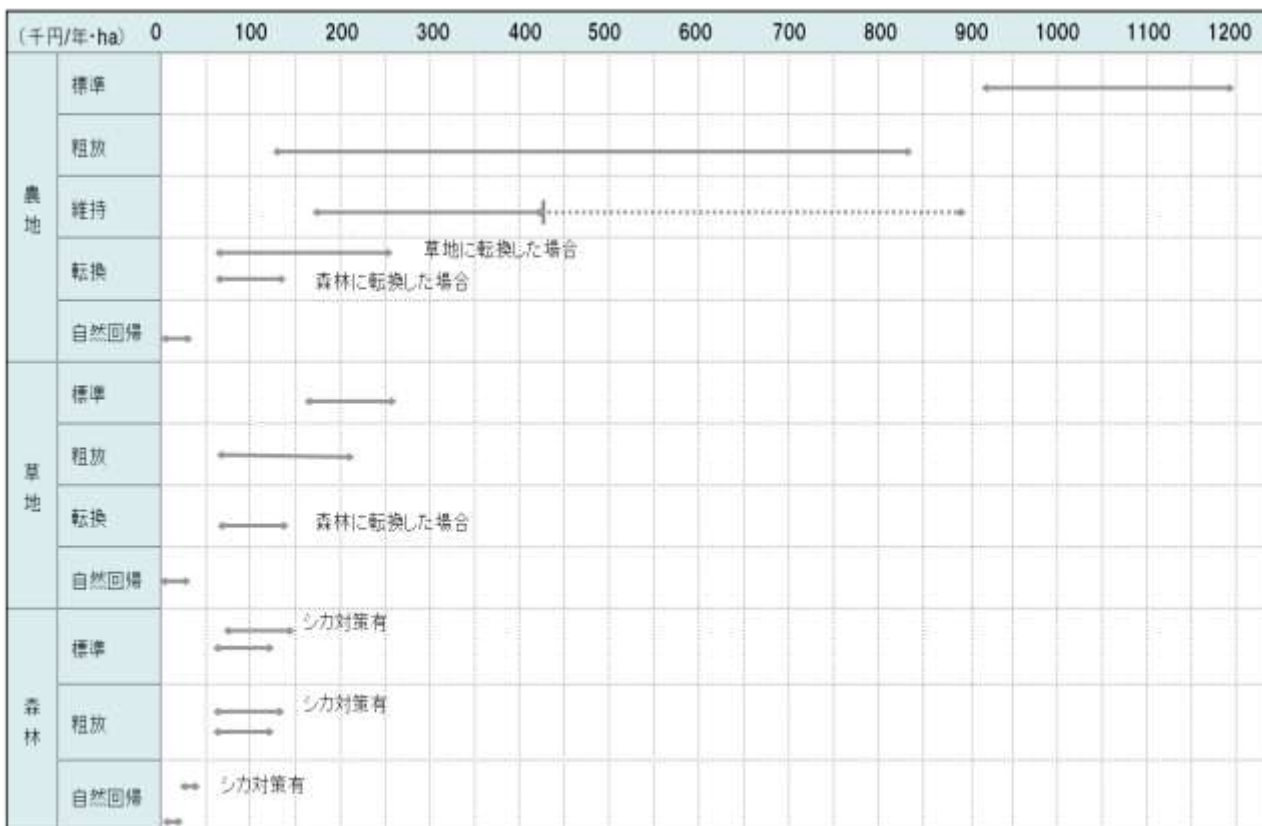


出典: 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」

簡素な国土利用

- 管理水準毎の維持管理コストには幅があるが、農地＞草地＞森林
標準＞粗放＞自然回帰（導入コストは別途必要。）
- 周縁部の土地等、現状の管理が困難な土地については、草地、森林等への転換等による低コストで適切な管理（簡素な国土利用）も検討すべき

■維持管理コストの比較



■簡素な国土利用のイメージ(農地の場合)

管理方針	管理手法	
	概要	詳細
省力的な営農手法の適用	直播・不耕起栽培	通常の稲作から耕起や播種を行わない営農手法を用いた稲作
省力化可能な品目への変更	代替作物栽培 (ソバ)	稲作よりも生産過程において作業負担が小さいソバやナタネ、ヤナギなどの作物の栽培する
	代替作物栽培 (ナタネ)	
	代替作物栽培 (ヤナギ)	

○鳥取県北栄町
耕作放棄地を利用して、景観作物の菜の花等を栽培して農地の保全に努めるとともに、植物油等を生成し、販売



○一度改変されると復元が困難な土地利用については、放牧等により水田の除草を続けるなど、本来の用途に戻せることを前提とした管理(備える国土利用)も検討すべき

■備える国土利用の事例(農地の場合)

管理方針	管理手法	
	概要	詳細
生産基盤を維持する作業	除草管理(耕耘)	植生の進入・繁茂を防止するため、夏季を中心に年2~3回耕耘による除草管理を行なう
	除草管理(刈払い)	植生の進入・繁茂を防止するため、夏季を中心に年2~3回刈払いによる除草管理を行なう
	湛水管理	休耕田等に水を張りストレスを与え植生の進入・繁茂を防止する管理を行なう
	水田放牧	牛を放牧して、除草作業の軽減や獣害被害対策、コスト削減・労働時間短縮化等を目的とした管理を行なう
生産基盤を維持する作物の利用	景観作物栽培(ヒマワリ)	景観作物としてヒマワリを栽培し、雑草抑制、病虫害防除を目的とした管理を行なう

■除草管理(刈払い)



2011年12月
■除草管理(年1回)実施の休耕田の状況



2011年12月
■除草管理未実施(一年程度)の休耕田の状況

■放牧管理



2011年12月
■放牧管理の状況(調査時点)
(上段)放牧管理、(下段)放牧管理を2年間未実施

きめ細やかな土地利用と 国土の国民的経営

きめ細やかな土地利用の選択

○「多面的な国土利用」や「選択的な国土利用」は、地域が築き上げてきた歴史や文化、地域をとりまく自然、社会、経済環境などを踏まえ、集落や旧町村程度の単位できめ細かな土地利用を選択していくことによって実現。

〈土地利用選択のイメージ〉

- 将来的には管理費用が少なくなるよう広葉樹林へ誘導
- 多面的機能発揮のための最小限の管理

- 森林の施業集約化等により、生産基盤として管理



- 休耕田の湛水管理をして水田を維持
- 放牧管理により草地を維持

- 農地の集約により、生産基盤として管理

地域主導による土地利用決定の例 (大分県臼杵市中ノ川地区)

- ・中ノ川地区は、20世帯、50数名の集落であり、水稻、ミカン、カボス、椎茸を生産
- ・地域づくりのため、農村景観を保全し、住みよい環境づくりを行うことが重要との認識から、以下の取組みを実施
- 集落の主要な生活道路である市道は、年3回、地区住民総出で草刈りを実施
- 集落中心から1.6km範囲の農地は耕作し、景観を維持
- この範囲以外の農地で、耕作が困難なものについては、強制ではないものの、出来る限り植林をして、森林として管理
- 森林については、中ノ川森睦会が所有者の取りまとめ、(株)上北森林再生が経営面での管理を実施



- 農山漁村では、地元の営農組織が地域資源の管理(農作業受託等)だけでなく、福祉タクシーなどのソーシャルビジネスにも取り組んだり、地域住民・行政出資の会社が地域の農産物の加工販売事業と地域住民サービス事業に取り組み。
- 複数の事業に取り組むことによりビジネスとして経済的自立が図られ、地域の雇用の場の創出と地域活性化とともに、持続的な国土管理に寄与。

【島根県出雲市佐田町飯栗東村地区】

「有限会社グリーンワーク」・・・営農組織から発展
 地域の担い手として農作業受託や羊を利用した畦畔管理等の営農活動の実施とともに、市からの事業受託による福祉活動等を実施。農閑期の事業を確保し年間雇用。

(有)グリーンワーク

<農業経営体活動>

- 水稲直営栽培、水稲作業の受託、エコロジー農産物生産・販売
- JA所有の水稲育苗・ライスセンター事業の受託

<ソーシャルビジネスや地区活動>

- 森林公園等の指定管理、高齢者等外出支援サービスなどを市から事業受託
- 農道・水路などの補修作業などの地区活動



育苗センター管理作業



羊の放牧(畦畔の草刈り)



福祉タクシー事業

【島根県雲南市吉田町】

「(株)吉田ふるさと村」・・・地域住民と行政が出資設立
 雇用者は69人で地域の雇用拡大にも貢献。社員の大半は地元住民だが、近年は都会や近隣市町村からの若者の就業が増加。

(株)吉田ふるさと村

<農産物加工>

- 地域の農産物を使用した加工品の開発製造・販売
 (卵かけご飯専用醤油、地元の餅米によるお餅など)

<ソーシャルビジネス等>

- 水道施設管理(市から受託)や水道工事
 突発的事故に即座に対応できなかった状態が解消
- 地域バスの運転業務(市から受託)
 高齢者や子供にとっての重要なライフライン
- 地域資源を活用した観光事業 など



国土管理の担い手(日本型直接支払制度による活動支援)

- 農業・農村地域の高齢化、人口減少等により集落活動が低迷し、地域の共同活動等により支えられている国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の農業・農村の多面的機能の発揮に支障が発生。
- 日本型直接支払制度(平成26年度創設)により、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援。[参考:組替え前の平成25年度農地・水保全管理支払(共同活動支援交付金)の取組農地は約147万ha, 中山間地域等直接支払の取組農地は約68.7万ha]

日本型直接支払

多面的機能支払

創設 農地維持支払

交付単価例: 3,000円/10a (都府県・田)

多面的機能を支える共同活動*1を支援。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

- ※1
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

組替 資源向上支払

交付単価例: 2,400円/10a ((共同活動) 都府県・田)
4,400円/10a ((長寿命化) 都府県・田)

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動*2を支援。



水路のひび割れ補修



植栽活動

- ※2
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
 - ・施設の長寿命化のための活動 等

※農地・水保全管理支払を組替え・名称変更

現行制度維持

中山間地域等直接支払

交付単価例: 21,000円/10a (田・急傾斜)

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援。



中山間地域(山口県長門市)

現行制度維持

環境保全型農業直接支援

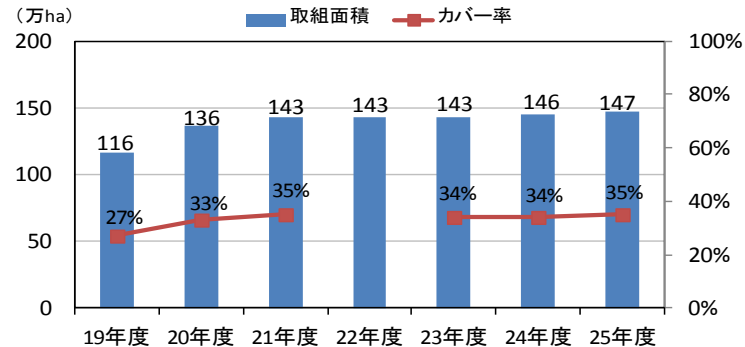
交付単価例: 8,000円/10a (カバークロープ)

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援。



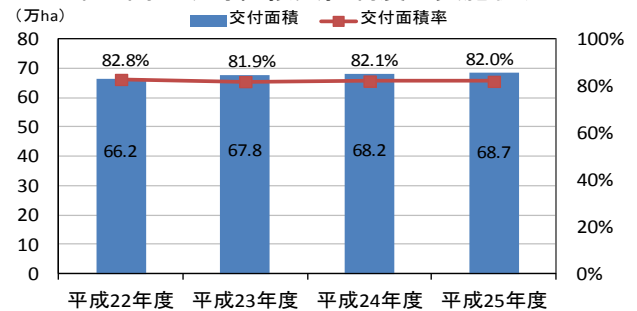
カバークロープ(緑肥)の作付け

＜農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の取組状況＞



※注: 21年度までのカバー率は、各年度の取組面積の2005年農林業センサスにおける農振農用地内の耕地面積に占める割合。23年度からのカバー率は、上記の耕地面積に農業振興地域土地利用計画統計(H17.3.31現在)の採草放牧地を加えた面積に占める割合

＜中山間地域等直接支払制度の実施状況＞



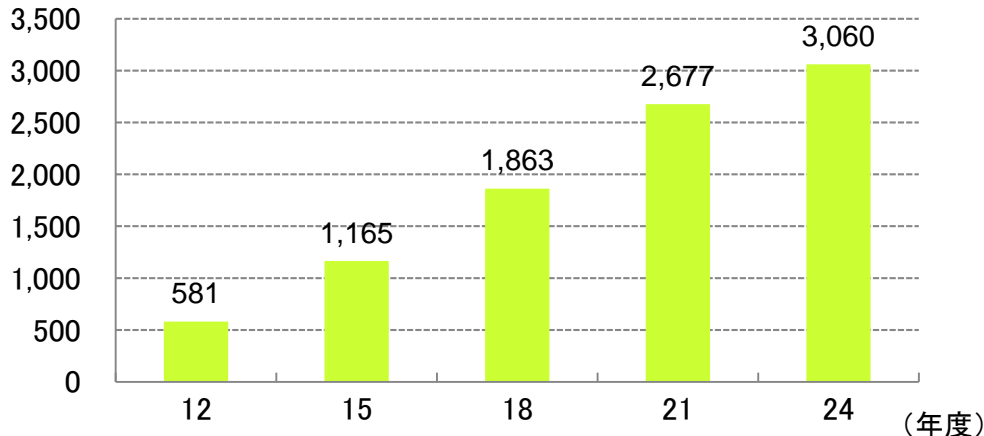
※1 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に該当する農用地のうち、市町村が対象農用地として基本方針に記載している農用地面積。
※2 交付面積率は、対象農用地面積に対する交付面積の割合

農林水産省「平成25年度農地・水保全管理支払交付金の取組状況」、同「平成25年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

多様な主体による国土管理

- 森林の整備・保全活動を実施しているボランティア団体の数は、10年間で約3倍の3,060団体へと増加。
- CSR活動の一環として、企業による森林整備・保全活動も広がっている。
- 直接的な活動に加えて、木材の利用を通じて、森林整備等に貢献できる仕組みも広がっている。

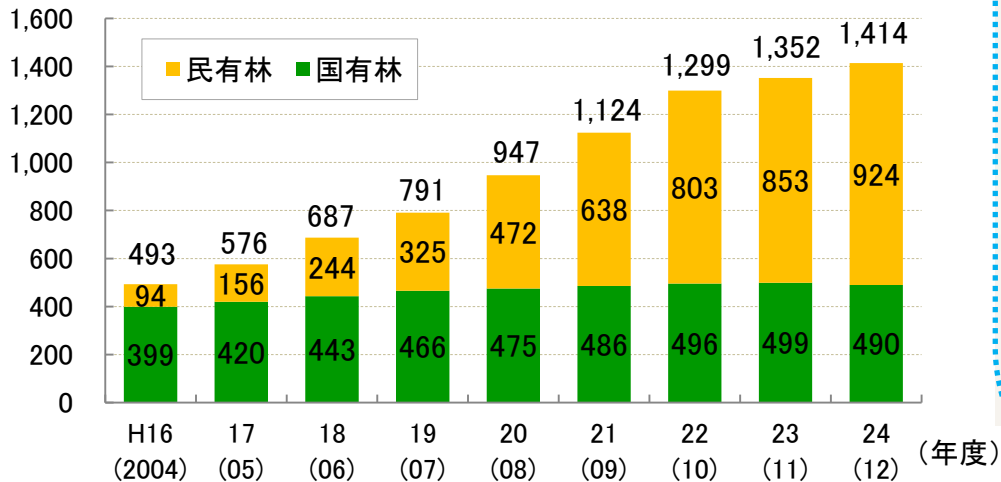
(団体数) 森林ボランティア団体等の数の推移



木材の利用を通じて、森林整備等に貢献している事例

東京都港区は、区内の建築物における二酸化炭素固定量の増加と協定自治体での森林整備促進による二酸化炭素吸収量の増加に寄与することを目的として、平成23(2011)年10月より、区内で建築される延べ床面積5,000m²以上の建物の建築主に対して、同区と協定を締結した自治体から産出された木材(協定木材)を優先的に使用することを奨励し、その木材使用量に応じた二酸化炭素固定量を認定する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を導入した。

(箇所数) 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



出典：平成23年度森林・林業白書
みなと森と水ネットワーク会議ホームページ

分野別の施策

(1) 災害に対して粘り強くしなやかな国土の構築に向けた今後10年の取組

ハード・ソフト一体となった防災・減災対策

○平成26年6月に閣議決定した国土強靱化基本計画に基づき、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策が、府省横断的に実施されている。

【行政機能／警察・消防等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進 等

【住宅・都市分野】

・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策 等

【保健医療・福祉分野】

・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築 等

【エネルギー分野】

・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化 等

【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施 等

【情報通信分野】

・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等

【産業構造分野】

・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等

【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上 等

【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施 等

【国土保全分野】

・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策 等

【環境分野】

・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等

【土地利用(国土利用)分野】

・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等

【リスクコミュニケーション分野】

・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練 等

【老朽化対策分野】

・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】

・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

首都直下地震、南海トラフ巨大地震の切迫

○首都直下地震

地震の規模 : M6.7~7.2程度
 地震発生確率: 30年以内に、70%程度
 平均発生間隔: 23.8年

○被害想定 (主なもの)

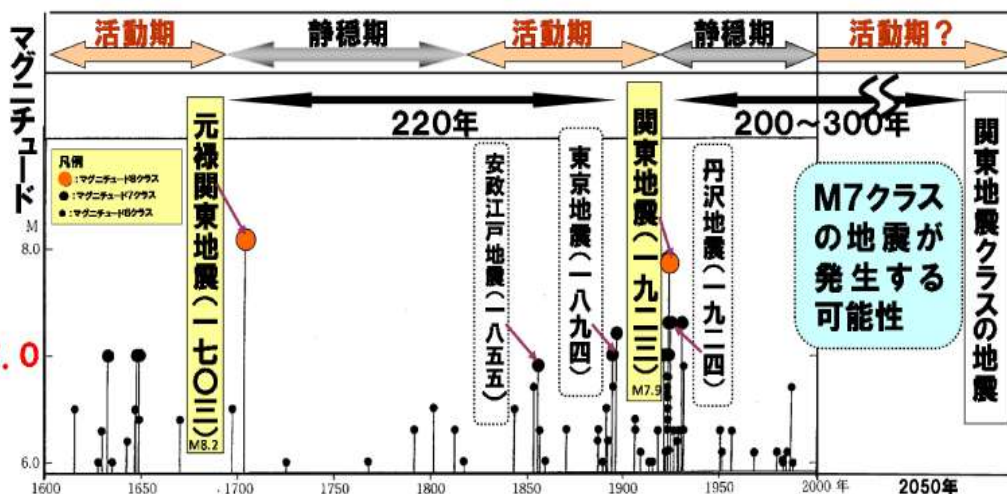
- ・ 全壊家屋 : 約17万5千棟
- ・ 建物倒壊による死者 : 最大約1万1千人
- ・ 焼失 : 最大約41万2千棟
- ・ 死者数 : 最大約2.3万人
- ・ 建物等の直接被害 : 約47兆円
- ・ 生産・サービス低下 : 約48兆円

○南海トラフ巨大地震

地震の規模 : M8~9クラス
 地震発生確率: 30年以内に、70%程度
 平均発生間隔: 88.2年

○被害想定 (主なもの) (基本ケース)

- ・ 揺れによる全壊家屋数 : 約62万7千棟
- ・ 液状化による全壊家屋数 : 約11万5千棟
- ・ 焼失数 : 約31万棟 (冬・夕・風速8m/sのケース)
- ・ 死者数 : 最大約32.3万人
- ・ 資産等への被害【被災地】 : 97.6兆円
- ・ 経済活動への影響【全国】 : 35.1兆円



1600年以降に南関東で発生した地震

資料: 地震発生確率は地震調査研究推進本部ウェブサイト (地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した評価) による。
 ・被害想定は、首都直下地震対策検討WG最終報告 (平成25年12月)
 ・被害想定は、南海トラフ巨大地震対策検討WG最終報告 (平成25年5月) による。
 ・1600年以降に南関東で発生した地震は、防災白書 (H24) による。

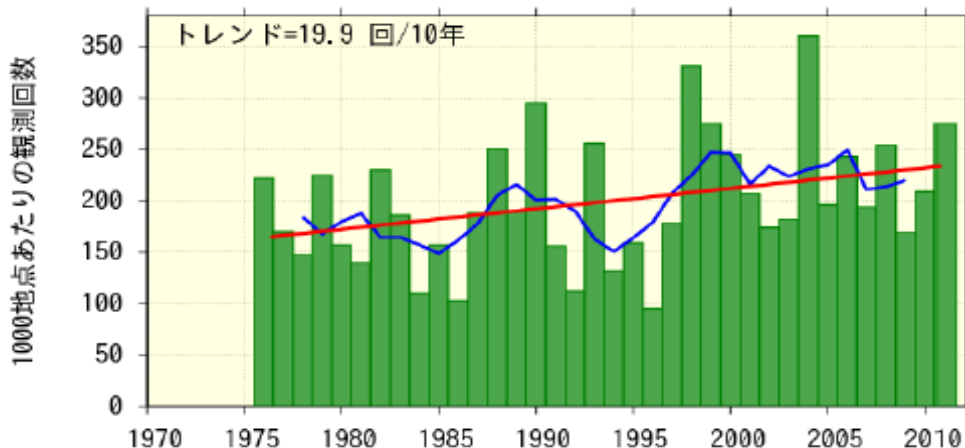


破壊領域 (震源域がしめる範囲)

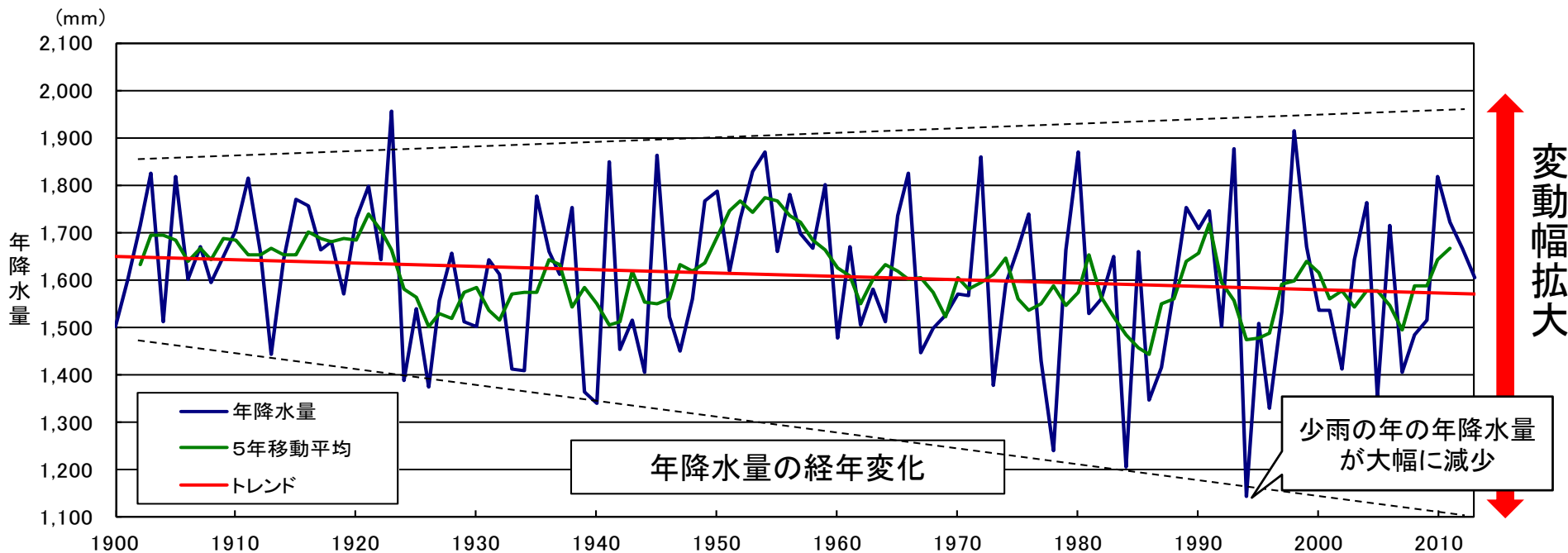
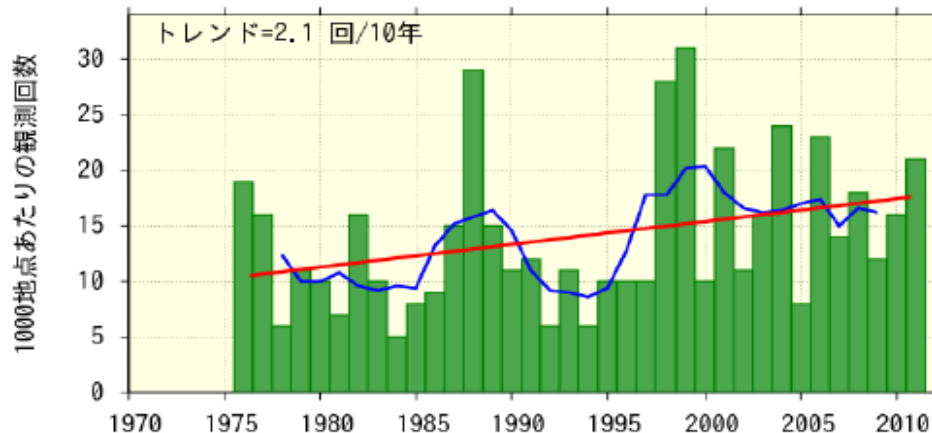
1600年以降に南海トラフで発生した巨大地震

短時間強雨増加、降雨日数減少の傾向

[アメダス] 1時間降水量50ミリ以上の年間観測回数



[アメダス] 1時間降水量80ミリ以上の年間観測回数

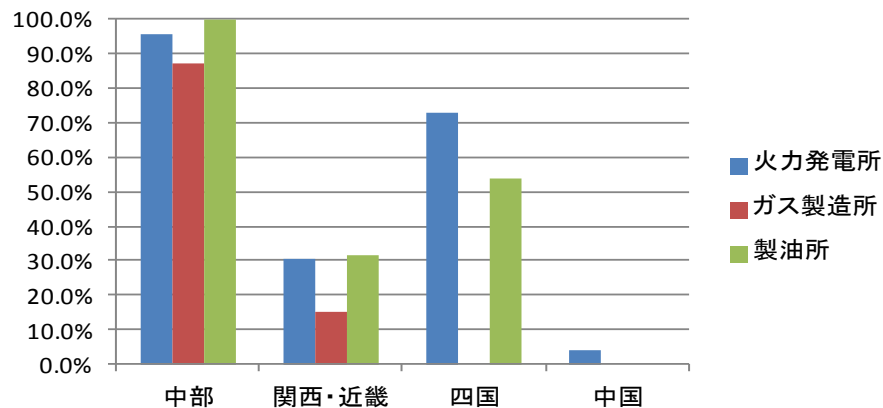


エネルギー関連施設の海岸部等への集中と課題

エネルギー供給施設は太平洋ベルト地帯に集中

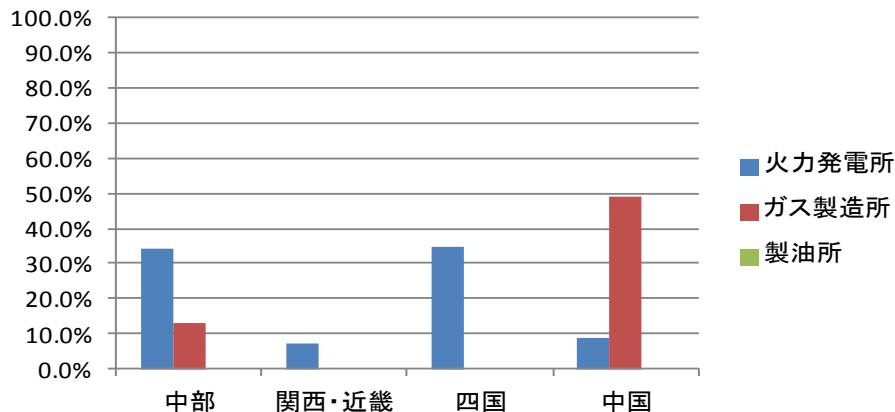
震度6強以上のエネルギー供給施設の割合

(注) 南海トラフ巨大地震の陸側ケース



津波浸水深2m以上のエネルギー供給施設の割合

(注) 南海トラフ巨大地震の陸側ケース



出典：国土政策局調査(H25)

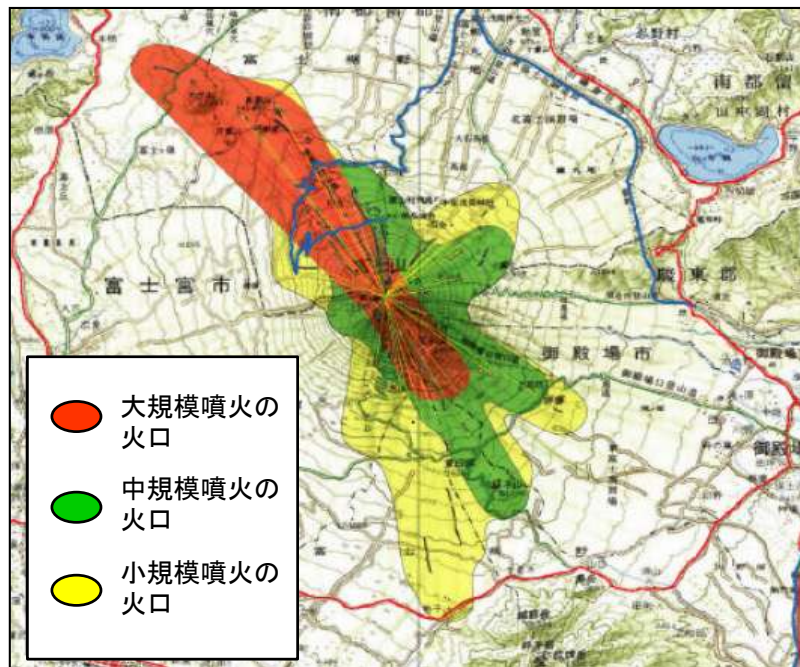
南海トラフ巨大地震、首都直下地震によるエネルギー関連施設への影響

	南海トラフ地震	首都直下地震
電力	1週間後に約9割の以上の停電が解消。1か月後には広域的な電力融通を行えば電力需要の約9割まで回復。	1週間後でも一都三県の停電率は5割のまま。 1か月後には広域的な電力融通を行えば電力需要の約9割まで回復。
ガス	東海三県では1か月後でも最大約2割の需要家で供給が停止したまま。 約6週間で大部分の供給が再開される。	一都三県では1か月後に約1割以下の需要家で供給が停止したまま。約6週間で大部分の供給が再開される。
石油	概ね1か月後から燃料の供給不足の解消が始まるが、解消できない被災地域も残る。	概ね1か月後から燃料の供給不足の解消が始まる。

(出典) 首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)～首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等に関する図表集(平成25年12月19日内閣府公表)

富士山山頂で宝永規模の噴火が発生した場合の被害想定

	被害の程度	間接被害を含む被害額計(億円)
建物被害	最大で約700戸の全壊 等	196
交通被害	最大で約14,600kmの道路の通行不能 等	481
ライフライン被害	最大で約108世帯の停電 等	314
農林水産業被害	最大で約183,000haの稲作被害 等	8,969
商業施設等被害	物資、人等の供給不能による操作不能 等	7,724
降灰後の洪水等	最大で1,900戸の土石流被害 等	4,543
合計		22,227



火口形成可能性マップ



降灰可能性マップ

ハザードマップ	公表数(※)
洪水ハザードマップ	1307市町村
内水ハザードマップ	264市町村
高潮ハザードマップ	113市町村
津波ハザードマップ	539市町村
土砂災害ハザードマップ	836市町村
火山ハザードマップ	80市町村

(※)公表数は、平成26年10月31日時点の市町村数であり、実際の公表市町村数とは異なる。

出典:国土交通省 ハザードマップポータルサイト

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらおうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合は是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ① 土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ② 都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③ 都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

災害が発生することを前提とした対応(タイムライン)

大規模水災害に関するタイムライン(防災行動計画)の流れ



※タイムラインに関わる関係機関、防災行動は多岐にわたりますが、本イメージ図は国土交通省の対応や広域避難と交通サービスに着目して整理したものであり、時間軸の設定、対応の実施などにあたっては、今後の検討、調整が必要になります。また、赤字は特に対応強化の必要と考えられる項目です。

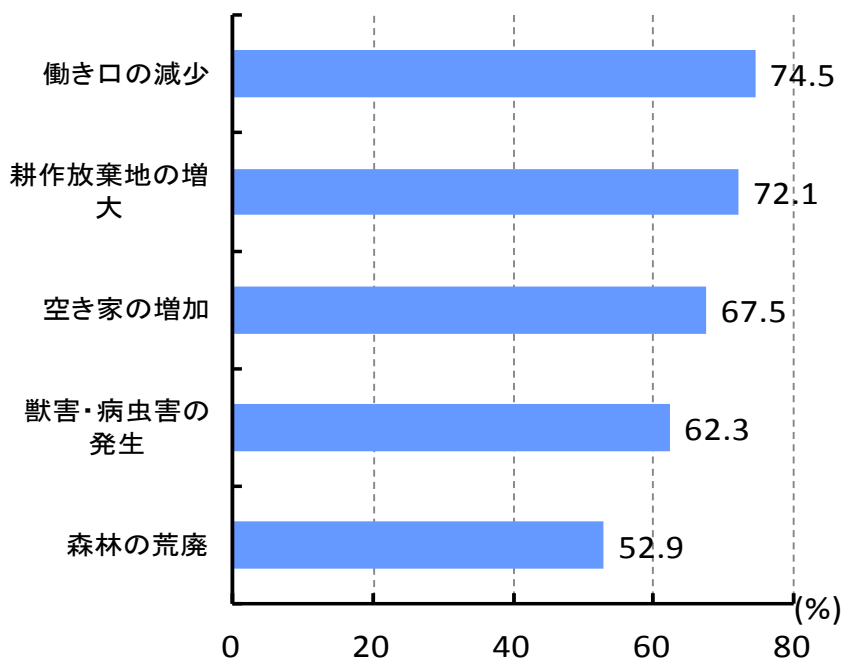
分野別の施策

(2)国土の適切な管理・土地の有効利用のための今後10年の取組

国土管理を取り巻く環境

- 人口の偏在や担い手の不足、維持管理のコストの増加などの各種要因で、国土管理を取り巻く環境は変化している。
- 過疎地域の集落では、耕作放棄地の増加や必要な施業が行われない森林の存在が問題となっている。
- 長期にわたり土地を放置すると、以下のような問題の発生が懸念される。
 - ①安全に係る問題：土壌浸食、風倒被害
 - ②生産に係る問題：鳥獣害、病虫害による周辺農地や林地の被害
 - ③景観・生態系に係る問題：景観の悪化、遷移の遅れ

○過疎地域等の集落で発生している問題



※市町村担当者へのアンケート結果(複数回答可)
 出典：総務省および国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(平成23年3月)

○長期にわたり放置した土地の状態



安全に係る問題

- ・ 間伐未実施による林内の光環境悪化やシカ食害等の林床植生の減少による土壌浸食、土砂の流出拡大
- ・ 風倒被害



生産に係る問題

- ・ 耕作放棄地における草本植生の繁茂が、イノシシ・サルの温床となり、周辺の耕作地に対し農作物被害を招く
- ・ シカによる苗木の採食、樹皮剥ぎ
- ・ ナラ枯れ、松食い虫被害

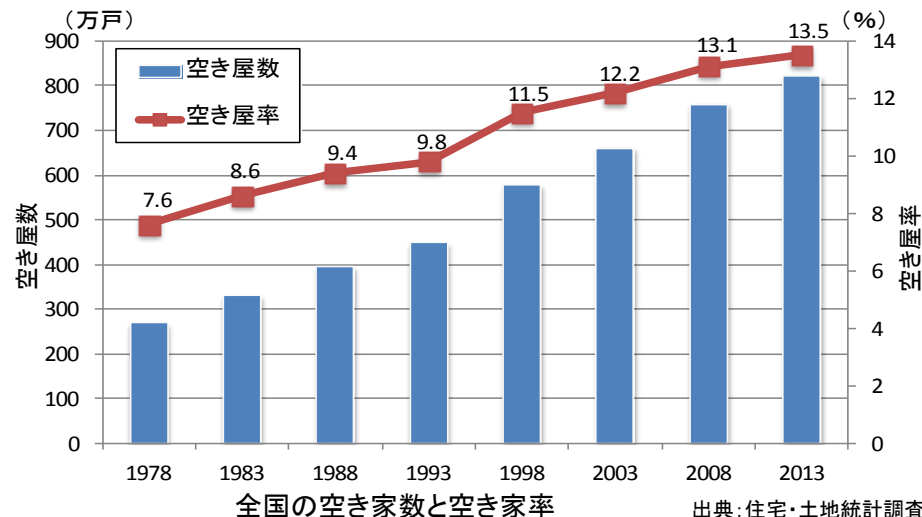
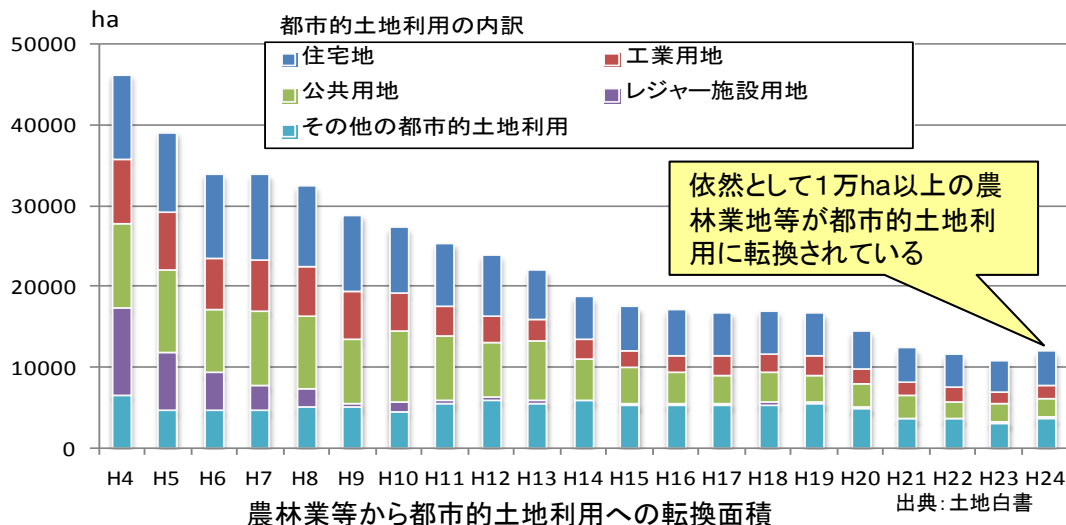


景観・生態系に係る問題

- ・ 耕作放棄された棚田等の植生遷移に伴う景観の悪化
- ・ 間伐未実施による林内の光環境悪化と林床植生の減少
- ・ シカ食害による天然更新の阻害

土地利用効率性の低下

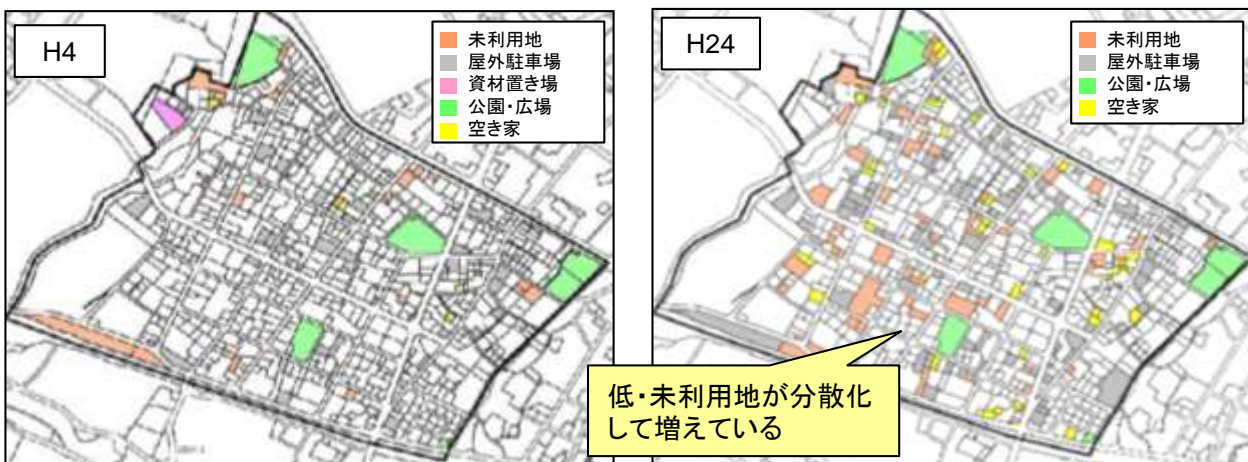
- 人口減少下で、都市的土地利用への需要は減少しているが、依然として毎年1万ha以上の農林業地等が、都市的土地利用へ転換されている。
- それに関わらず、空き家や耕作放棄などの低・未利用地が増加しており、総量として増加しているのみならず、細分化・分散化の恐れがある。



人口減少により、新たな都市的土地利用の需要は少なくなるに関わらず、依然として農業的土地利用から新たな都市的土地利用への転換は進んでおり、一方で、市街地において低・未利用地が増えている。



土地利用の非効率化



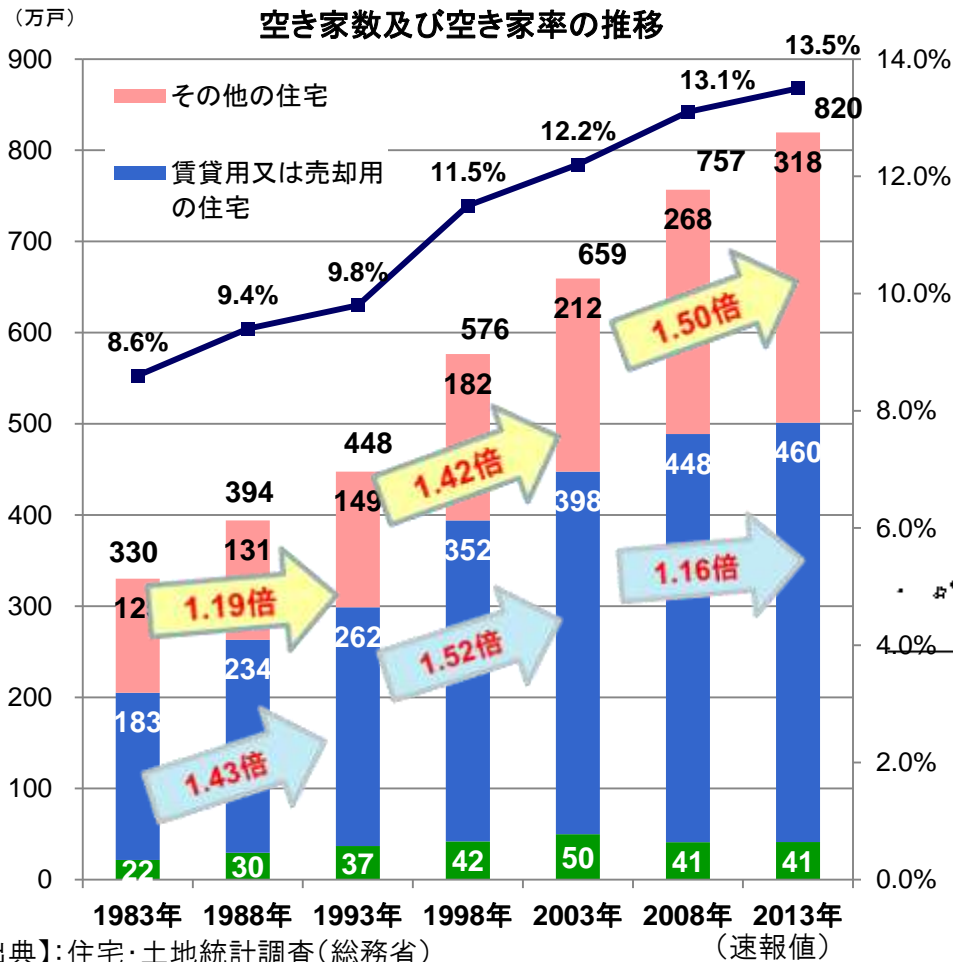
低・未利用地の変遷(北関東の地方都市の中心市街地)

出典: H26土地白書

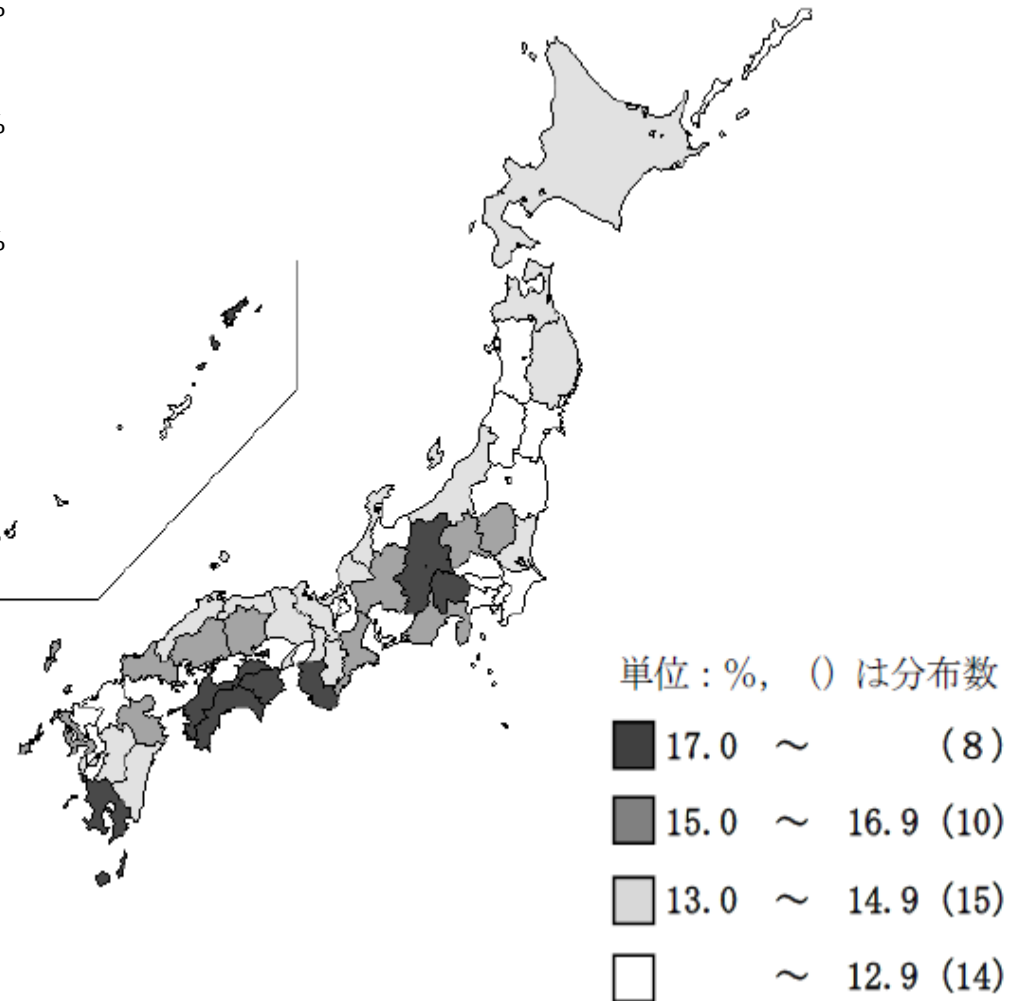
国土の管理状況(空き屋)

- 空き家※は、一貫して増加傾向にあり、この20年間で倍増。
- 地域的には、甲信、四国地方で、空き家率の高い都道府県が見られる。

※ここでは、「賃貸用又は売却用の住宅」、別荘などの「二次的住宅」を除く、利用予定の無い「その他の住宅」の空き家を指す。



都道府県別空き家率(2013年)



【出典】: 住宅・土地統計調査(総務省)

(速報値)

[空き家の種類]

二次的住宅: 別荘及びその他(たまに宿泊する人がいる住宅)

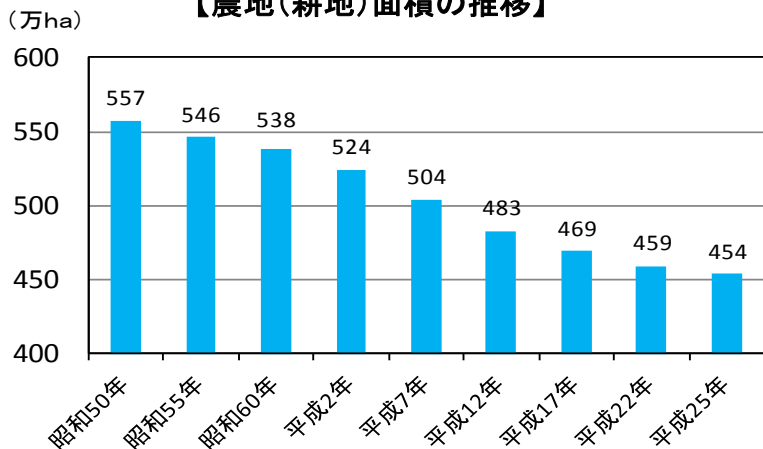
賃貸用又は売却用の住宅: 新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅: 上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

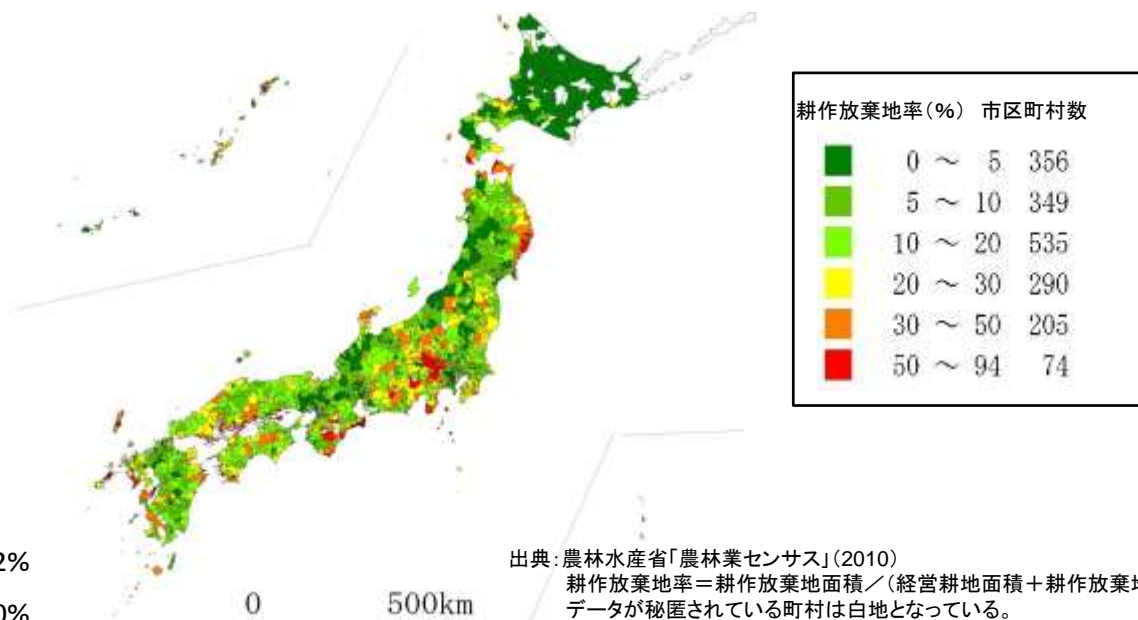
国土の管理状況(農地、森林)

- 農地が減少する中、耕作放棄地(約40万ha)はこの20年間増加(耕作放棄地率は10.6%)。耕作放棄地率の高い市町村は山間部、半島部に多い。
- 山林の保有規模が小さい林家は、施業や経営に対する意欲が低い傾向がある。

【農地(耕地)面積の推移】

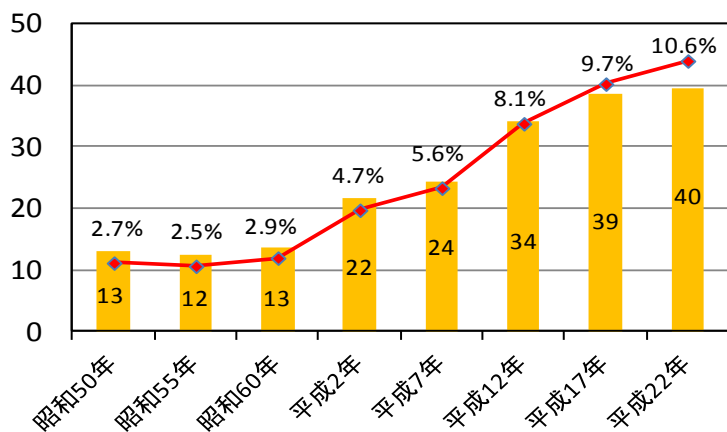


【市区町村別耕作放棄地率分布(2010年)】



出典: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」より

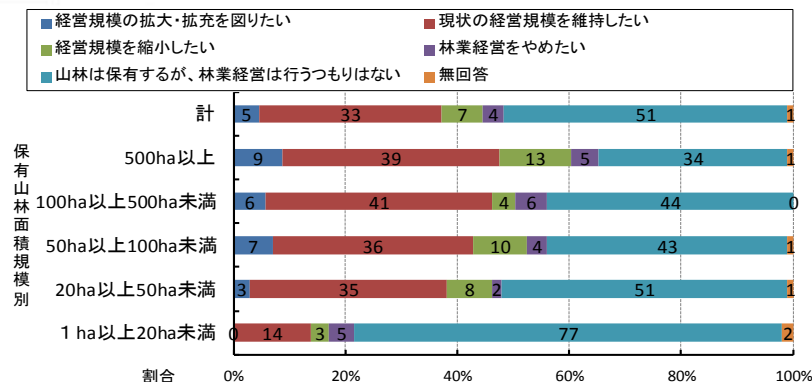
【耕作放棄地面積及び耕作放棄地率の推移】



出典: 農林水産省「農林業センサス」より

出典: 農林水産省「農林業センサス」(2010)
 耕作放棄地率=耕作放棄地面積/(経営耕地面積+耕作放棄地面積)
 データが秘匿されている町村は白地となっている。

【今後の林業経営についての意向】



出典: 林野庁「森林・林業白書(H25)」

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

攻めの農林水産業
推進本部
(農林水産省)

農林水産業・地域の活力創造本部

産業競争力会議
規制改革会議

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

農山漁村の有する
ポテンシャル
(潜在力)の発揮

需要フロンティアの拡大
(国内外の需要の拡大)

-輸出促進、地産地消、食育等の推進

需要と供給をつなぐ
バリューチェーンの構築
(農林水産物の付加価値向上)

-6次産業化等の推進
-農業の成長産業化に向けた農協の役割

経営マインド
(経営感覚)を
持つ農林漁業者
の育成

多面的機能の維持・発揮

-日本型直接支払制度の創設
-農山漁村の活性化

生産現場の強化

-農地中間管理機構の活用による
農業の生産コスト削減等
-経営所得安定対策、米の生産調整の見直し

新たなチャレンジ
を後押しする
環境整備

-東日本大震災からの
復旧・復興

-林業の成長産業化

-水産日本の復活

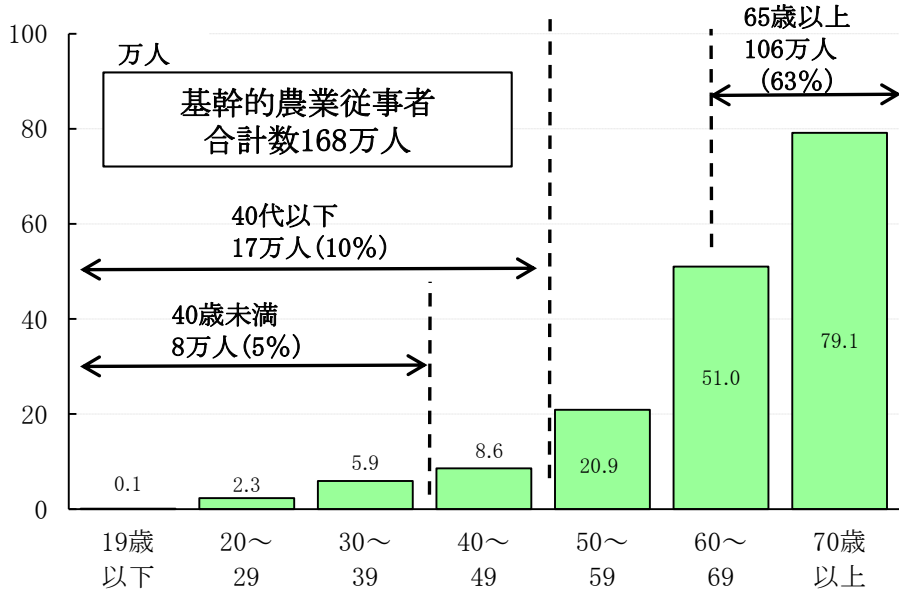
農林水産業・地域の
活力創造プラン

農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

基幹的農業従事者、女性の就農の状況

- 現在、我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割(40歳未満は5%)と著しくアンバランスな状況。今後、持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要。
- 女性は基幹的農業従事者の42%を占め、女性が参画している経営体は販売金額が大きく、女性役員・管理職がいる経営体は売上や収益が向上する傾向が見られる。女性農業経営者の能力を最大限に活かし活躍できる環境を整備し、次世代リーダーとして農村を引っ張る女性を増やしていくことが重要。

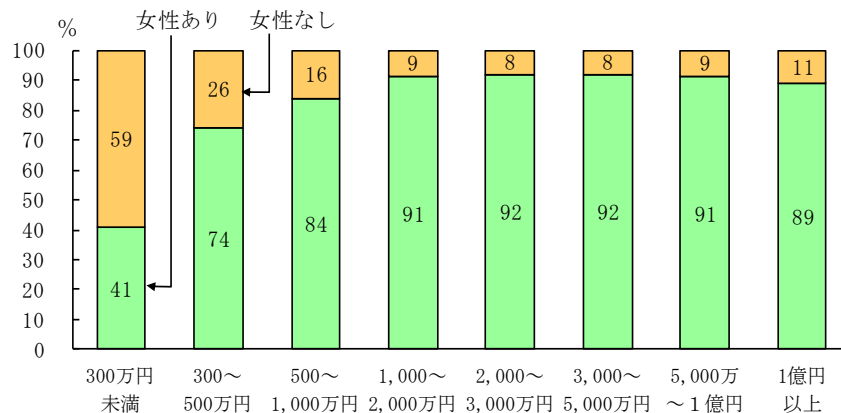
【年齢階層別基幹的農業従事者(平成26年)】



資料:農林水産省「農業構造動態調査」(組替集計)
 ※基幹的農業従事者:農業就業人口のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

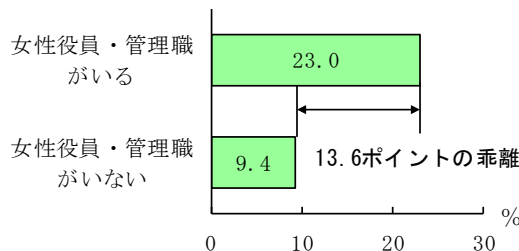
≪目標≫ 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
 (農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂)抜粋)

【女性の基幹的農業従事者の有無別 農産物販売金額規模別農家数割合】



資料:農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

【融資後3年間の売上高増加率】



【融資後3年間の売上高経常利益率の推移】

女性役員・管理職がいる	2.0ポイント上昇 〔融資前 → 融資後〕 〔0.9% → 2.9%〕
女性役員・管理職がいない	0.1ポイント低下 〔融資前 → 融資後〕 〔1.5% → 1.4%〕

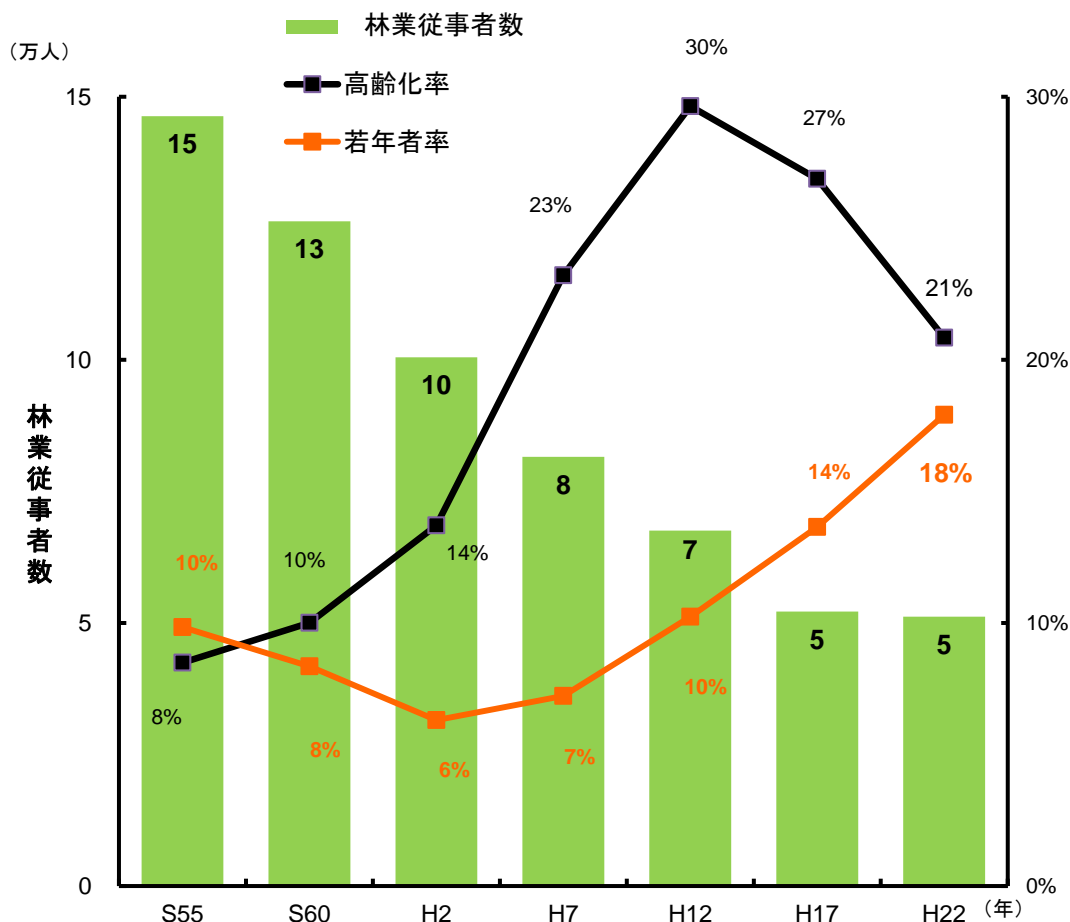
資料:株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」(平成25年1月)
 ※調査対象は、日本公庫融資先のうち6次産業化・大規模経営に取り組む農業者。

林業従事者の状況

○林業従事者数は、長期的に減少し、林業従事者の高齢化率は依然高水準であるものの、近年は若年者率が上昇。

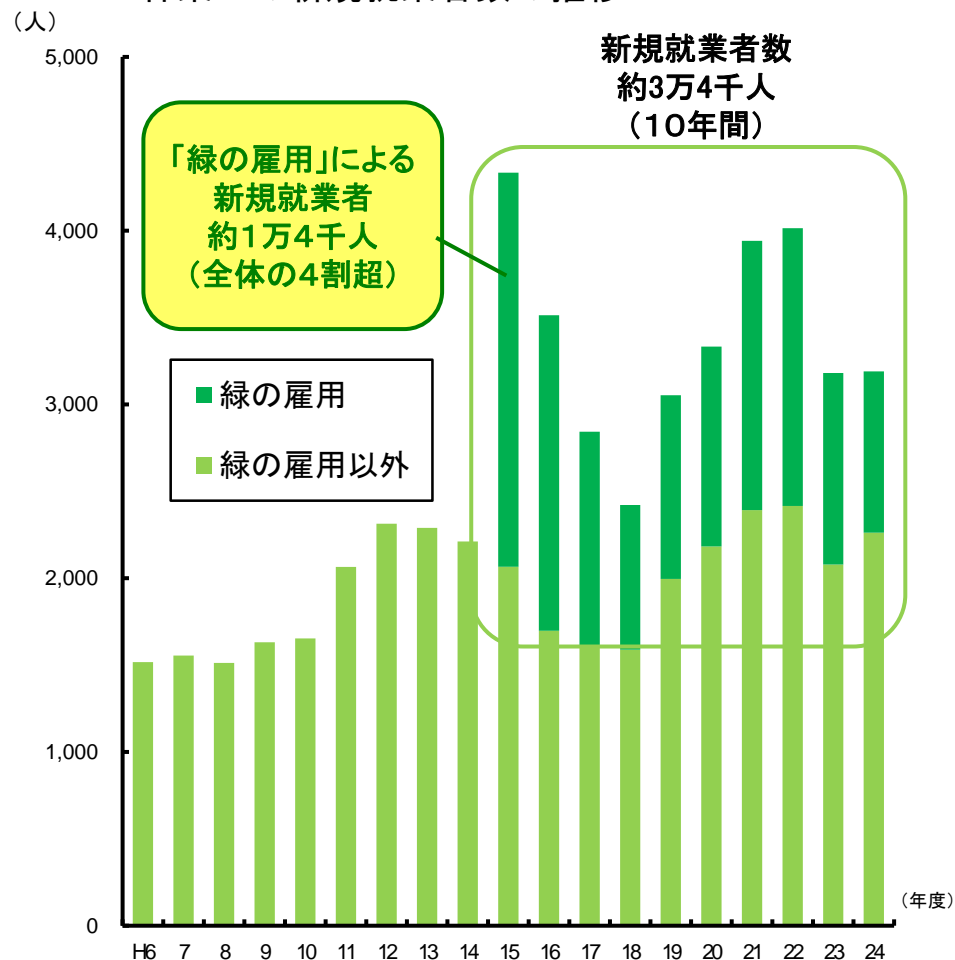
○「緑の雇用」事業により、新規就業者の確保及び現場技能者の段階的・体系的な育成を実施。

■ 林業従事者数、高齢化率、若年者率の推移



注：高齢化率とは、従事者数に占める65歳以上の者の割合。
若年者率とは、従事者数に占める35歳未満の者の割合。

■ 林業への新規就業者数の推移

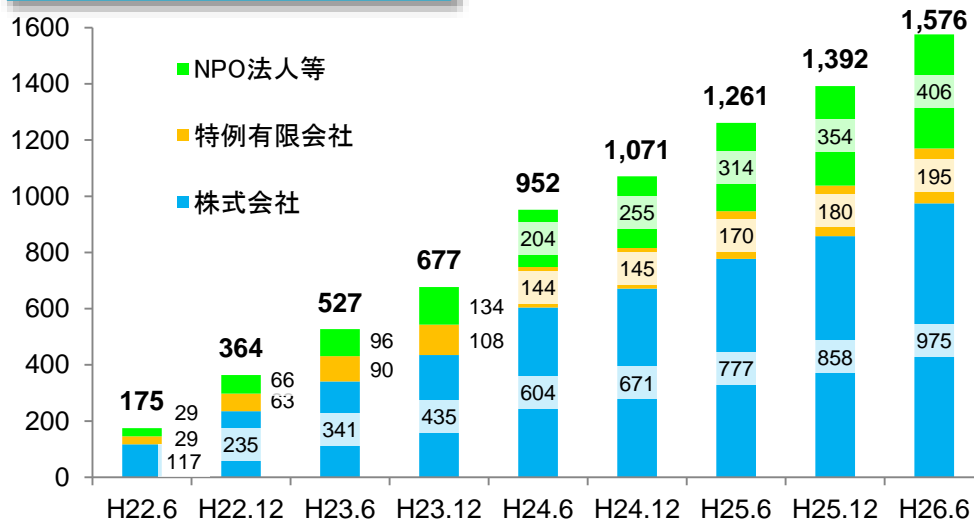


出典：林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題平成26年7月」

一般企業の農業への参入

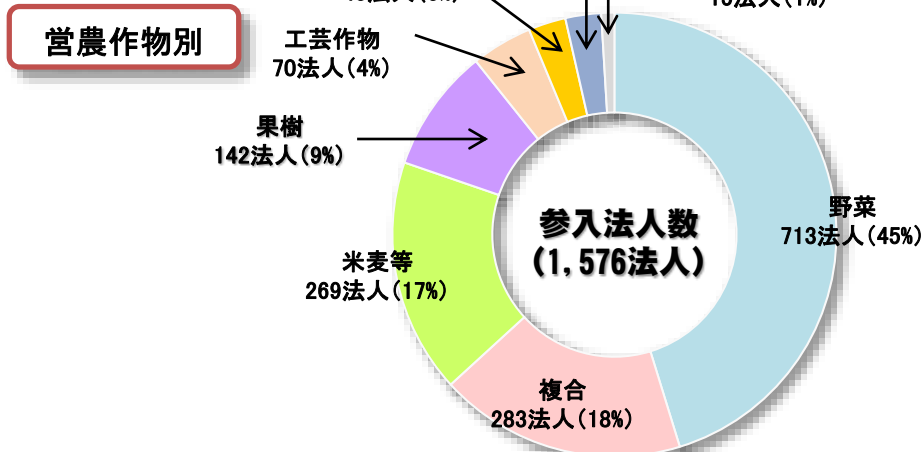
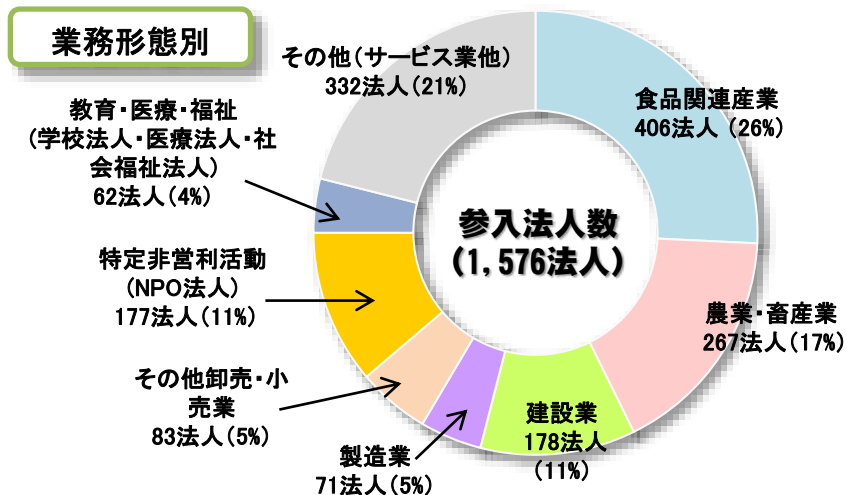
○改正農地法施行後約5年で農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入(新たに1,576法人)するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加。

○一般法人数の推移



	改正農地法施行前 (H15.4~ H21.12)	改正農地法施行後 (H21.12~ H26.6)	増加数	増加率
参入法人数	436	1,576	1,140	361%
うち株式会社	250	975	725	390%
1年当たり平均参入数	65	350	286	542%

○改正農地法施行後の参入法人の形態別・営農作物別内訳

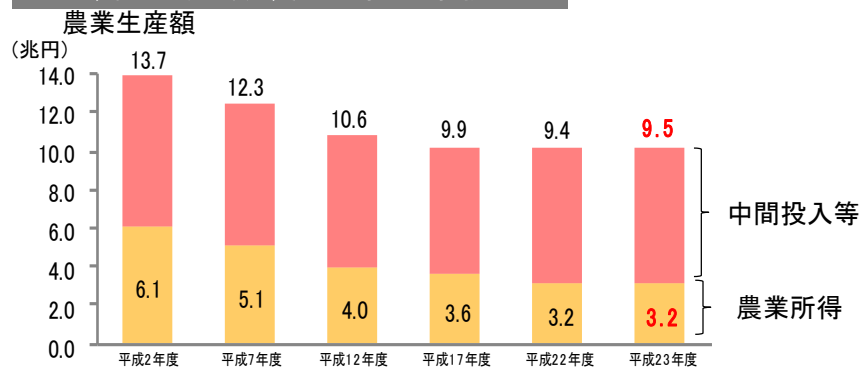


資料：農林水産省経営局調べ（平成26年6月末現在）

6次産業化の推進

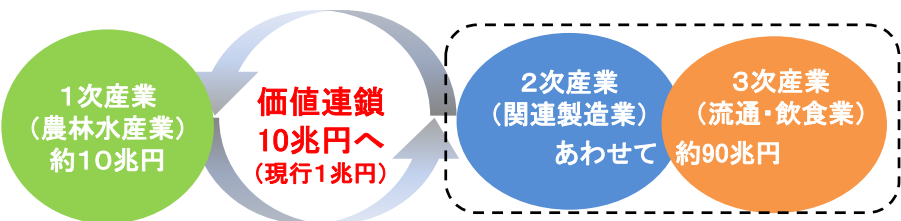
- 農業生産額及び農業所得は、近年大きく減少しており、農業所得は平成2年の約6兆円から平成23年は約3兆円と半減。一方、農林水産業(1次)と2次・3次産業を合わせた食品関連産業の市場規模は約100兆円。
- こうした中、農林漁業者の所得の向上や農山漁村の活性化を図るため、農林漁業者が主体となって、2次・3次産業の事業者と連携しながら、農林水産物等の地域資源の付加価値向上を図る6次産業化の取組を積極的に推進。

農業生産額・農業所得の推移



資料: 農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

食品関連産業 約100兆円



平成32年に6次産業化の市場規模を10兆円へ

6次産業化の取組事例

馬路村農業協同組合【高知県馬路村】

- ・ 青果出荷に向かないゆずの付加価値向上を図るため、加工品の商品開発を開始。馬路村の名前を前面に押し出した広報などによりブランド化を実現。
- ・ これにより、売上高の増加(約1億円(H1)→約31億円(H24))、雇用の拡大(19人(H1)→96人(H25))など地域の活性化に貢献。



【ゆずジュース等の加工商品】

(有)勝山シークワサー【沖縄県名護市】

- ・ シークワサーの機能性に注目し、搾り汁を利用して飲料や調味料向けの商品を製造するほか、地元食品メーカーと連携し、多様な商品を開発。
- ・ これにより、わずか50世帯の地区において、加工・販売事業により、18名の雇用を創出。また、シークワサー生産者も、4名から100名に増加。

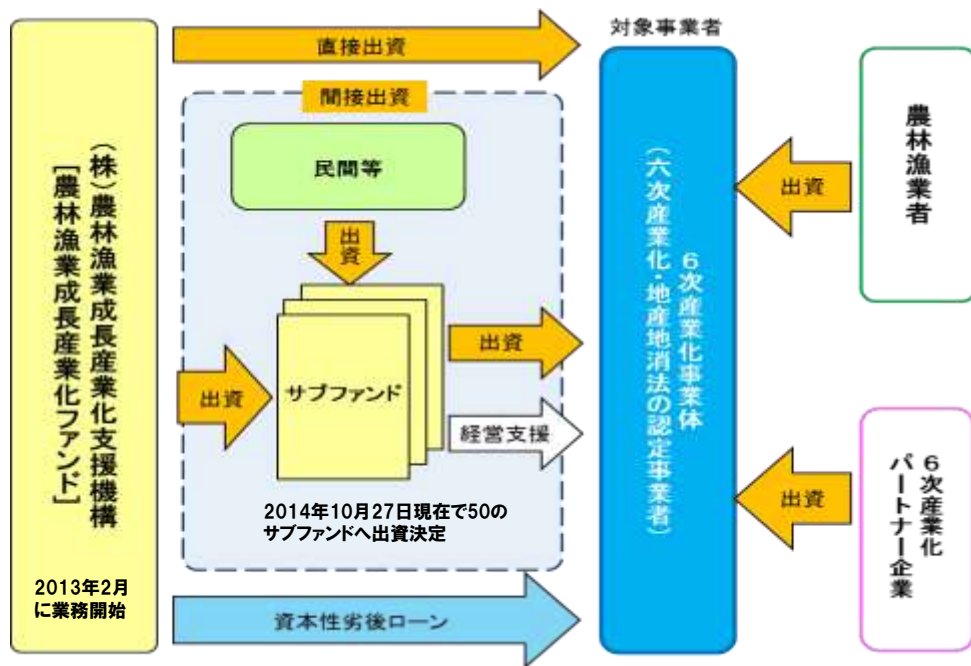


【シークワサーと関連商品】

(参考)農林漁業成長産業化ファンド

○農林漁業者が主体となって取り組む6次産業化の事業活動に対し、農林漁業成長産業化ファンドによる支援を実施しており、本ファンドによる出資実績は、平成26年9月末現在で、35件。

スキーム図



ファンド活用のメリット

- ◆ 出資等の期間は**最長15年間**。
- ◆ 経営に必要な用途であれば、**自由に使用が可能**（設備投資、運転資金等）。
- ◆ **自己資本の充実**により、**更なる民間融資等の活用が可能**。

(株)OcciGabi Winery 【北海道余市町】

ドイツでワイン造りを学んだ事業者が国内有数のワイン用ぶどう産地の北海道余市町にワイナリーとレストランをオープン。同地域におけるワイン産地の形成とブランド化を目指す。



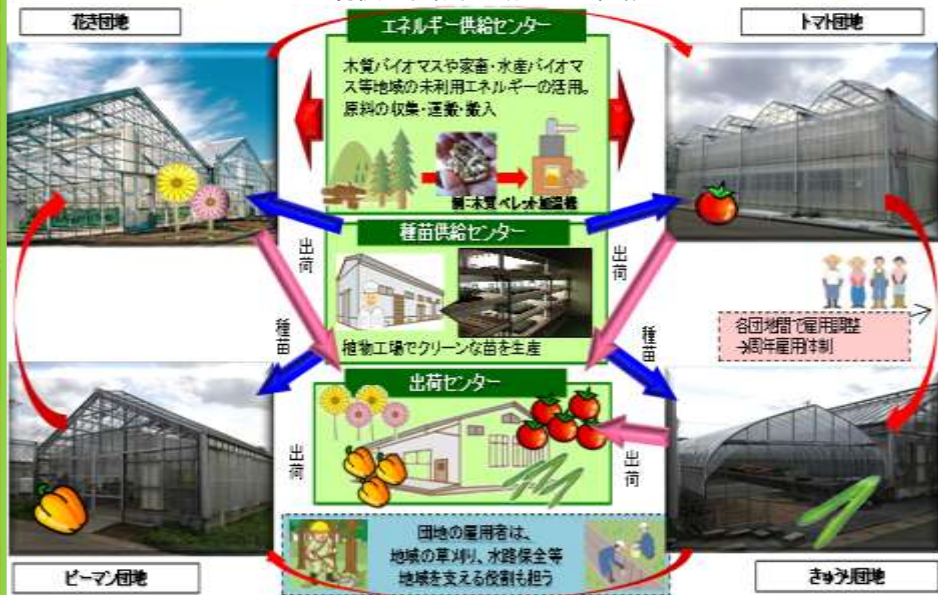
【地域のワイン用ぶどうのほ場と製造されたワイン】

生産・流通システムの高度化

- 施設園芸に関連する様々な業種が集積した拠点を設置することにより、効率的な生産と流通を実現。
- ICT、ロボット技術の導入による超省力・高品質生産等を実現する新たな農業(スマート農業)を実現。

次世代施設園芸拠点のイメージ

< 大規模な施設園芸団地の終結 >



- ・地産地消のエネルギーを利活用。
- ・高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施。
- ・出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化。
- ・コスト削減と地域雇用の創出。



ICTやロボット技術を活用したスマート農業の実現



ロボット実用化へのステップアップ

- ・先行的に実現可能なものから現地実証等を実施。
- ・先行する他産業とも連携して、実用化に必要な安全確保等の検討。

ICTでの農業生産の変革

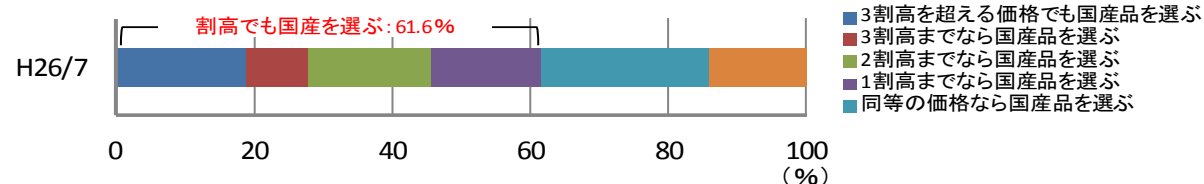
- ・篤農家の匠の技をICTによりデータ化し、新規就農者の技術継承に活用。
- ・現場のビッグデータ等を分析、生産にフィードバックさせ、品質・栽培・飼育管理を高度化。

・ICT企業、ロボット技術で先行する他産業等の協力を得て、スマート農業の実現に向けたロードマップや課題などを検討する研究会を立ち上げ。

新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 割高でも国産食品を選ぶ消費者の割合は、61.6%（平成26年7月）。
- 品質やブランド力など「強み」のある農畜産物の創出に向け、実需者等と連携して新品種・新技術の開発・保護・普及の取組を推進し、国産シェア拡大や販売単価の高値維持を実現。

＜国産食品の輸入食品に対する価格許容度＞



資料:「平成26年度上半期消費者動向調査」(平成26年7月調査)
 (日本政策金融公庫 農林水産事業本部)
 注:全国の20歳代～70歳代の男女2,000人を対象としたインターネットによるアンケート調査)

＜新品種開発等の取組事例＞

新たな需要創出に向けた「ラー麦」の普及と実需者が求める高品質栽培技術の確立 (福岡県)

- H16年に県試験場でラーメン用小麦の育種を開始。
- 製粉企業が品種開発協議会に参加し需要サイドのニーズを反映した品種を開発。
- H22年「ちくしW2号」を品種登録。
公募により決定した名称「ラー麦」を商標登録。
- ラー麦の作付面積は880ha、生産量は2,600トンにまで増加。(H24年産)

(連携体制)
普及組織、県農業試験場、製粉企業5社、JA

- (普及組織の取組)
- ・ラーメン用小麦に求められるタンパク質含有率(12%)は、従来の小麦よりも2%高い。このため、肥料散布回数を増やす等、新たな品種「ラー麦」に応じた栽培体系を実証・普及。
 - ・新品種に適した栽培体系を地域全体に普及させるため、普及組織ではJAと連携し、
- ① 製粉企業を交えた生育状況検討会を実施
 - ② 個別データに基づく、タンパク質含有率向上のための技術指導を実施
 - ③ 生育状況に応じた適期管理のための講習会を開催



製粉企業を交えた生育状況検討会



タンパク質含有率向上のための実証ほ

＜知的財産の保護等の取組事例＞

「あまおう」の普及と産地技術の確立 (福岡県)

- 「あかい、まるい、おおきい、うまい」が特長のいちご。平成14年のデビュー後、高級いちごの代名詞として成長。
- 早急にブランド確立するため、生産者、JA、行政、試験場、普及が生産から販売まで一体となった取組を展開。
- 系統共販にしろる「あまおう」の販売割合は、導入からわずか3年後の平成16年度に100%となり、それ以降、販売単価は8年連続して日本一を記録。

(連携体制)
普及組織、県農業試験場、JA

- (普及組織の取組)
- ・平成14年に商標登録された「あまおう」は、従来品種と特性が大きく異なるため、H14の導入以降、技術実証展示場を設置し、栽培技術を確立。
 - ・品種更新を短期間で実現するため、栽培手引き作成や現地での研修会等により、速やかに技術を普及・定着。
 - ・収量が不安定(1～2月に減収)、炭そ病の発生等の課題を栽培技術で克服し、大玉で高品質な果実の安定生産を実現。



あまおう



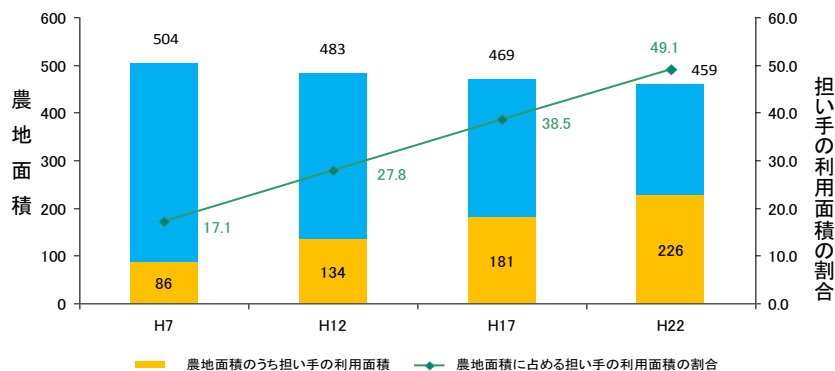
現地での研修会

農林水産省生産局
 「特徴ある普及活動の事例」
 (平成25年8月)資料より

農地の集積・集約化によるコスト縮減

- 農地面積に占める担い手(認定農業者や集落営農組織等)の利用面積の割合は、年々増加しており、平成22年には約5割に達している。【目標:今後10年間で、担い手農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現】
- 但し、経営規模が拡大しても農地が分散している場合、スケールメリットを十分に享受できない。
- このため、都道府県ごとに整備する農地中間管理機構の取組や「人・農地プラン」の作成等により、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手に集積・集約化することが重要。

【農地面積に占める担い手の利用面積】

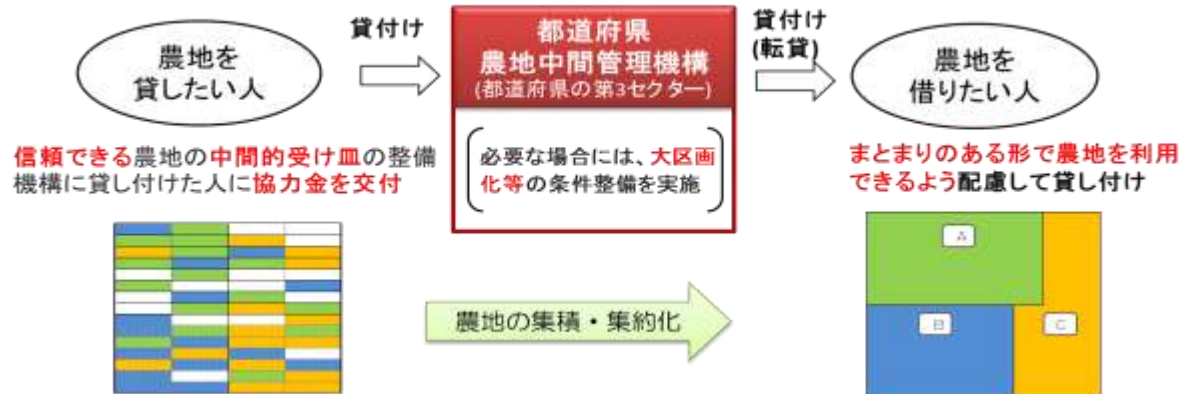


資料:農林水産省「集落営農実態調査」、「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

注:「担い手の利用面積」とは、認定農業者(特定農業法人含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15(2003)年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17(2005)年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業:耕起・代かき、田植え、収穫)により経営する面積

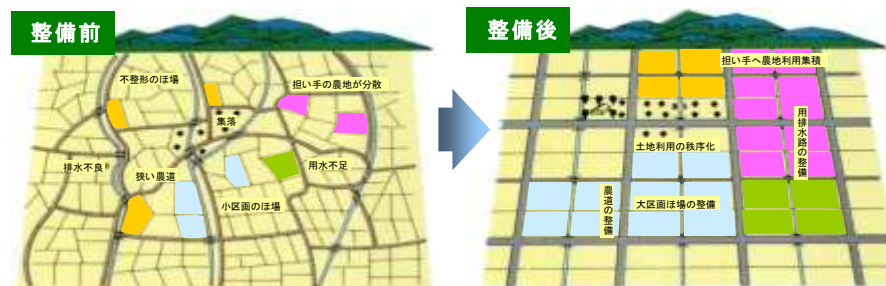
【農地集積・集約化の取組】

農地中間管理機構の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



農林水産省HP「農地中間管理機構(農地集積バンク)について」より

【農業生産基盤整備の効果】



農地の集積・集約化でコスト縮減

農林水産省資料より

林業の成長産業化

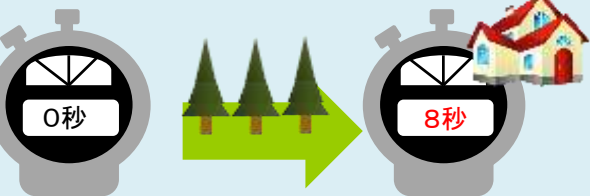
- 人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用することが重要。
- 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。
- 森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進。多面的機能の維持・向上により美しく伝統ある山村を次世代に継承。

秒単位で増えている日本の森林資源



1秒で小型トラック1台分の蓄積が増加

※ 3m³の木材(スギ)は伐採直後(含水率100%とした場合)で約2t。



8秒で家一軒分の蓄積が増加

※1 3m³の木材(スギ)は伐採直後(含水率100%とした場合)で約2t。
 ※2 在来工法住宅(120m²)の標準的な木材使用量を24m³とした場合
 なお、上記は資源の増加量のイメージであり、木材を実際に利用する際の歩留まりは考慮していない。

戦後に造成された人工林が成熟し本格的な利用期を迎えているなか、我が国の豊富な森林資源を循環利用することが重要

新たな木材需要の創出

- ・木造率の低い中高層建築物への活用が期待されているCLT(直交集成板)等の開発・普及を推進

CLTにより整備された社員寮
 (高知県長岡郡大豊町)



- ・防耐火上の措置が必要な大規模建築物等への活用が期待されている耐火部材等の開発・普及を推進

耐火集成材を使った商業施設
 (神奈川県横浜市)



- ・木質バイオマス関連施設の整備、木材製品輸出、住宅分野・土木分野の国産材製品の開発・普及を促進

国産材の安定供給体制の構築

- ・木材需要者のニーズに応じて、品質及び性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立

森林の多面的機能の維持・向上

- ・森林は、国土の保全・水源の涵養・地球温暖化防止等の多面的機能を有しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要

○「地方創生」の実現



中山間地域や林業・木材産業の関連産業の活性化と雇用の創出



適正な森林の整備・保全の促進(国土保全、水源涵養、森林吸収源の機能発揮)

適正に管理された森林を次世代に継承

地方への経済還流
 地方創生へ寄与

都市と地方の共生

木材・水・空気の供給

林業の成長産業化

○「都市の木質化」の実現



暮らしやすい・維持コストの小さい町へ(木のぬくもり、安らぎ、建設・解体コストの低減等)



都市に「第二の森」を創造・循環型社会の実現(再生可能資源である木材の利用、木材の炭素貯蔵機能等)

林業の成長産業化(詳細①)

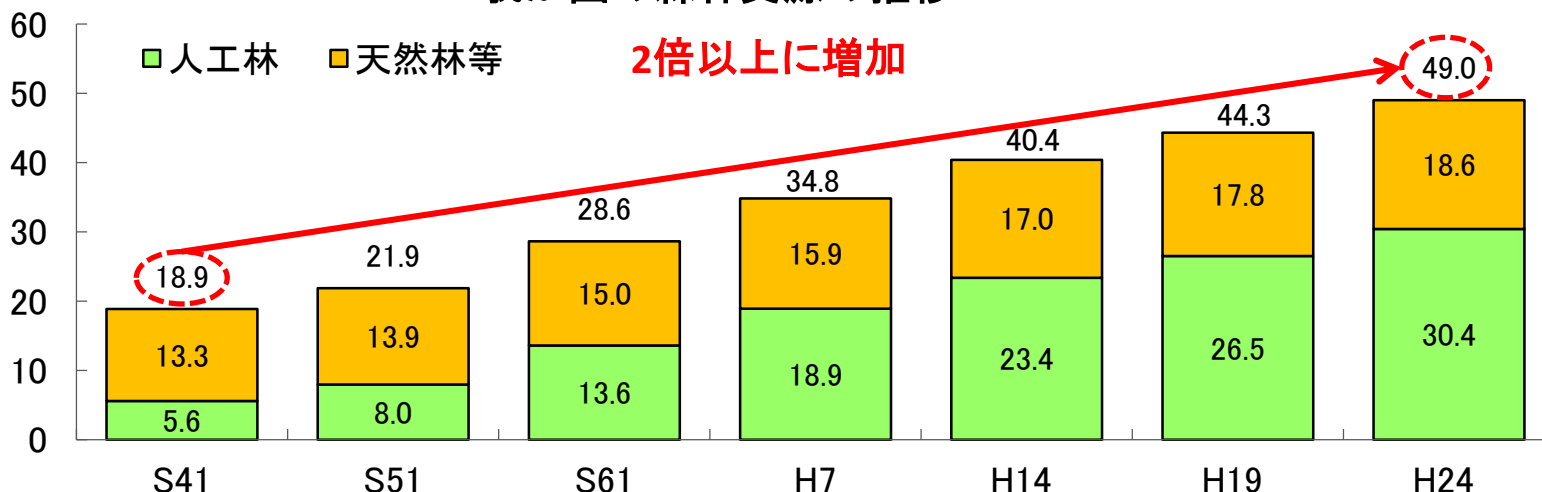
農林水産業・
地域の活力
創造プランの
実行

- 人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用することが重要。
- 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。
- 森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進。多面的機能の維持・向上により美しく伝統ある山村を次世代に継承。

豊富な森林資源

億m³

我が国の森林資源の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」(各年の3月31日現在の数値)
注：総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、多面的機能の維持・向上

林業の成長産業化の実現、山村地域の産業と雇用の創出

林業の成長産業化(詳細②)

新たな木材需要の創出

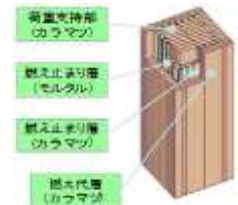
□住宅分野における木材利用を進めるとともに、**新たな木材需要の創出**が必要

- ・木造率の低い中高層建築物への活用が期待されているCLT(直交集成板)等の開発・普及を推進



CLTにより整備された
社員寮
(高知県長岡郡大豊町)

- ・防耐火上の措置が必要な大規模な建築物や不特定多数の人が利用する建築物への活用期待されている耐火部材等の開発・普及を推進



耐火集成材を使った
商業施設
(神奈川県横浜市)

- ・地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス関連施設の整備、木材製品輸出を促進
- ・住宅分野、土木分野においても、国産材製品の開発・普及を促進

国産材の安定供給体制の構築

□木材需要者のニーズに応じて、**品質及び性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制の確立**が必要

- ・原木供給サイドと製材業者等との協定締結等により、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築。
- ・施業集約化の加速、地域に応じた路網整備、高性能林業機械の導入やストックヤード整備等を推進。
- ・林業や山村を支えるフォレスター、プランナーなどの人材確保・育成等を推進（女性の雇用機会の確保）。



多面的機能の維持・向上

□森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止などの多面的機能を有しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要

- ・適切な森林の整備・保全、成長に優れた苗木等の開発
- ・鳥獣害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じた「緑の国土強靱化」を推進
- ・地域住民等による日常的な森林管理活動を推進



林業の成長産業化(詳細③)

- 新たな木造建築を可能にするCLTや耐火部材の開発され、それらの技術を活用した木造建築が国内でも建設されつつある。また、土木の分野でも木材利用技術の開発・利用推進が進みつつある。
- 豊かな森林資源とこれらの新たな技術を活用し、木造の中高層建築や公共建築物の建築、土木分野での木材の利用といった「都市の木質化」を推進することが、人にやさしい都市の実現、地球環境保全、地方創生の実現に繋がる。

木のぬくもりのある子育て環境



人にやさしい

ぬくもり、安らぎ、柔らかい、調湿効果、断熱効果、ヒートアイランド対策
建設コスト・解体コストの低減、輸入資源依存度の低下 など

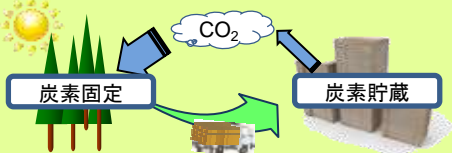
外装木質化による環境改善



暮らしやすい都市・維持コストの小さい都市へ

都市に「第二の森」を創造
消費型社会から循環型社会へ

※床面積1,000m²の木造建築(木材使用量約200m³)は、
5,000m²以上の森林(haあたり300~400m³)と同等の
炭素を貯蔵。



地球環境保全

唯一の再生可能建材、炭素の貯蔵機能、製造時のエネルギー消費低減、カスケード利用による廃棄物削減・化石燃料使用削減 など

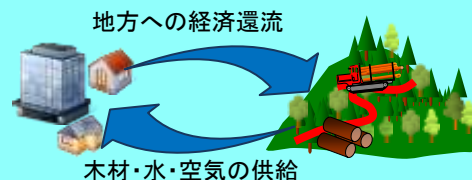


「都市の木質化」

木質都市のイメージ

team Timberize提供

都市と地方の共生
活力ある地域経済へ



地方創生

木材を供給する中山間地や関連産業の活性化と地方の雇用創出に貢献(林業の成長産業化)
森林整備の促進(国土保全・水源涵養・森林吸収源の機能発揮)

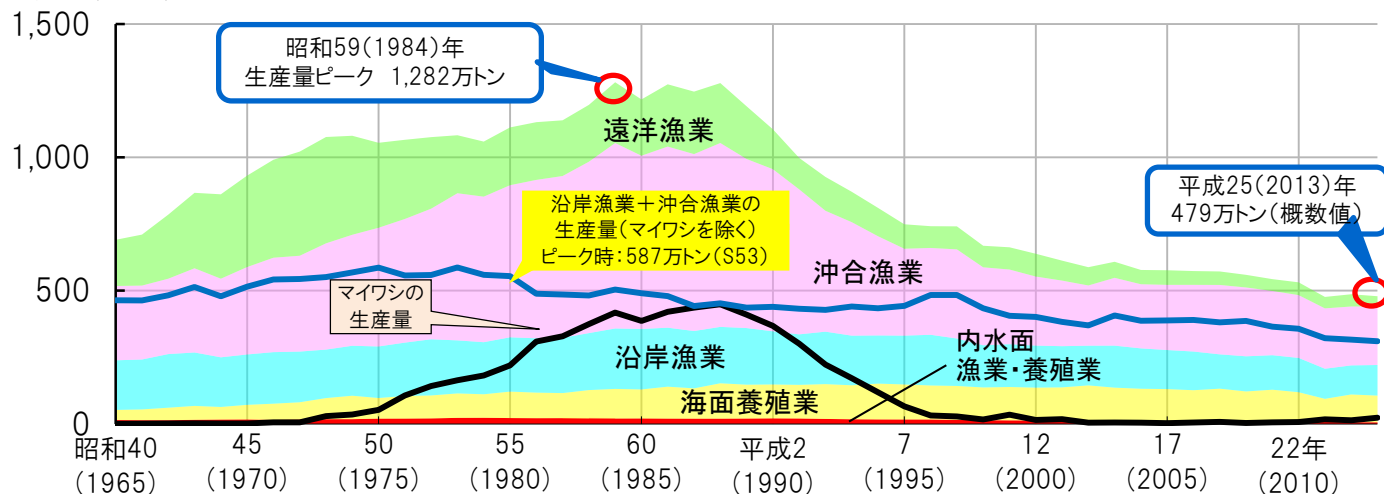
水産日本の復活①

○我が国の漁業・養殖業生産量は、昭和63年頃から平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向。

- 「水産日本の復活」に向けて、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、
- ・水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
 - ・マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組強化による消費・輸出拡大
 - ・浜と食卓の結びつきの強化
- を政府一体となって取り組む。

【漁業・養殖業の生産量の推移】

生産量(万トン)



(千トン)

		平成25年 (2013年) (概数値)
生 産 量	合計	4,791
	海面	4,729
	遠洋漁業	389
	沖合漁業	2,190
	沿岸漁業	1,148
	養殖業	1,002
	内水面	62
漁業	31	
養殖業	30	

資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注:1)平成25(2013)年は概数値である。

- 平成19(2007)年~22(2010)年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。
- 内水面漁業漁獲量は、平成13(2001)年~15(2003)年は主要148河川28湖沼、平成16(2004)年~20(2008)年は主要106河川24湖沼、平成21(2009)年~25(2013)年は主要108河川24湖沼の値である。平成13(2001)年以降の内水面養殖業は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収穫量である。また、平成19(2007)年以降の収穫量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収穫量を含む。
- 平成18(2006)年以降の内水面漁業の漁獲量、生産額には、遊漁者(レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕する者)による採捕は含まれない。

水産日本の復活②(取組例)

○地域資源を活用した都市農村交流による地域の活性化の取組や、技術開発による新たな魚種の養殖をきっかけとした新たな特産物による町おこしの取組が行われている。

■地の利と地域資源を活用して地域の活性化 (千葉県 保田 漁業協同組合)

- 平成7(1995)年に「魚のことを誰よりも知っている」という漁業者の強みを活かし、漁業協同組合直営の食堂「ばんや」をオープン
- 平成11(1999)年には、伊豆半島や大島に行くプレジャーボートの受け入れを行うことで新たな来訪者の取り込み
- 平成15(2003)年に憩いの家「ばんやの湯」をオープン
来客数は2万人から40万人へと急激に増加。
- 平成18(2006)年には「海の駅」に登録。
観光遊覧船等家族で安心して遊べる施設づくりや、観光バスの受け入れ施設の整備、観光拠点への無料循環バスの運行といった地域活性化の取組を実施。



魚食普及食堂「ばんや」



プレジャーボート受け入れ

■技術開発による新たな魚種の養殖 チョウザメ養殖の取組(宮崎県)

- 平成16(2004)年に宮崎県水産試験場小林分場においてシロチョウザメの完全養殖が成功。
- 平成23(2011)年に種苗の量産技術が確立したことにより、商業的なチョウザメ養殖とキャビアの生産が可能となる。
- チョウザメの養殖技術は民間に移転され、宮崎県内全域で19業者が養殖に取り組み。
- 平成25(2013)年には「宮崎キャビア1983」の商品名で国産キャビアの販売を開始。
- 宮崎県水産試験場小林分場が所在する宮崎県小林市では商工会議所が中心となり、ちらし寿司に仕立てた弁当や、にぎり寿司、刺身、鍋等を揃えたチョウザメづくしメニューを考案し、チョウザメ肉も含めたチョウザメ料理で町おこし。



(左)チョウザメ成魚 (右)宮崎キャビア1983 (写真提供:宮崎県)

所有者の所在の把握が難しい土地の増加①

○人口減少等による適切に管理されていない土地の問題が顕在化



○不在村地主の増加、相続時の手続の不履行等により所有者の所在の把握が難しくなっている
○地方から都市への人口移動が進むなかで、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加する恐れ

利用・管理できない土地が散在することになり、国土管理や地域づくり等の実施の障害となる恐れ

現在の対応状況

当該土地に何らかの権利を有する者や公共事業等の場合は、民法の財産管理制度等の活用等により所有者の所在の把握が難しい土地でも管理・利用は可能。

今後の方向性

今後も、所有者の所在の把握が難しい土地が増加する可能性が高いことを踏まえれば、「所有から利用へ」の観点に基づき、既存制度の活用に加え、例えば所有者の探索にかかる時間の短縮やコストの低減についての工夫などの所有者の所在の把握が難しい土地の利活用の促進について検討していくことが必要ではないか

所有者の所在の把握が難しい土地の増加②

地域の事例

■ポイント

- ・所有者特定のために、時間と追加的なコスト(人件費・交通費等)が必要になった
- ・所在の把握や同意を得ることが出来ず、最終的に、時間とコストの面から事業を断念した

- 公民館を建てるため、共有地の登記簿を確認したところ、明治時代に登記がなされた後、名義が変更されていないことが判明
- 登記の名義人8名のうち、2名はその子孫がその地域に居住していたが、残り6名については血縁者が居住していなかった
- 司法書士に調査を依頼し、名義人8名の除籍謄本等の取得により全員の死亡を確認の上、相続人調査を実施
最終的に生存している相続人46名を戸籍上で特定
- 46名の意向確認を行うため、地域の代表者が地域に住む親族へ連絡先の聞き取りを行ったが、46名中32名は連絡先が不明
- 残る32名に対しては、各人の戸籍の附票上の住所宛で郵送を行ったが、10名は返送され、郵送できたのは22名
- 郵送された22名のうち、意向確認への回答が得られたのは15名となった
- 再度返信のない者に対して、郵送や面会により対応したが、5名の同意しか得られなかった
- 財産管理制度の利用、訴訟提起等を行うには、更なる費用と時間がかかることから、公民館の建設は断念
- 相続人調査から、建設断念の決断まで計9ヶ月を要し、人件費・交通費等の負担が発生

地方整備局の事例

■ポイント

- ・土地所有者が海外へ移住したこと等により、相続人の追跡が困難となっており、土地収用手続きにより処理予定

- 地方整備局が実施する事業のため所有者の特定を実施
- 海外への移住及び当該移住者の相続人多数のため、確認行為が困難となった
- 把握できた権利者のうち、50名以上が所在不明
- 土地収用手続きにより処理予定

都道府県の事例

■ポイント

- ・売買による所有権移転登記がなされていないことから、用地交渉が長期化

- 道路改良工事のために取得を予定している用地は、現占有者の亡父が売買契約により取得したが、所有権移転登記を行わなかったため、明治時代に47名の共有地として登記されたままになっている
- 登記名義人が全員死亡し、相続人も500名を超えることから、現占有者による取得時効の援用を依頼したが、当初は費用負担等で理解が得られず交渉は長期化
- 現在は、取得時効の援用について理解を得ることができたため、裁判の手続きを進めている
- 用地取得にかかる交渉期間は6年を経過

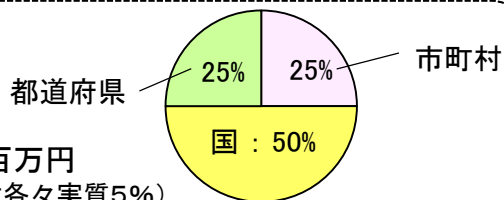
地籍調査の概要

地籍調査とは

- 一筆ごとの土地の境界や面積等を調査
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、公図を置換え
- 主な実施主体は市町村（実施市町村757、担当職員約2,700人(H25時点)）

【地籍調査費の負担割合】

（市町村実施の場合）



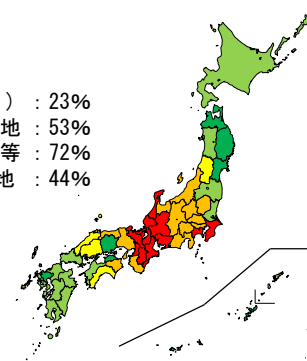
平成26年度予算額：10,631百万円

（特別交付税措置により、自治体の負担は各々実質5%）

地籍調査の進捗率（面積ベース）

全 国：51%

うち、人口集中地区(DID)：23%
 DID以外の宅地：53%
 農用地等：72%
 林地：44%



- …80%以上
- …60%以上80%未満
- …40%以上60%未満
- …20%以上40%未満
- …20%未満

（平成25年度末）

地籍調査の主な効果

- 土地取引や抵当権の設定の円滑化による土地の有効活用
- 土地資産の保全・継承

不明確な土地境界によるリスク・国民の不安の解消



明治期に作られた公図



境界が正確な図面



災害復旧・復興の迅速化

- 被災後は道路等のライフラインの復旧・復興が急務
- 地籍調査が実施済であれば、土地の境界の確認が円滑に行われ、事業期間等が大幅に縮減

防災集団移転促進事業において費用・期間が縮減された事例（宮城県名取市下増田地区）

実施

約1,200万円、7カ月

【期間等の縮減効果】

- 経費：約1千万円
- 期間：半年～1年

未実施

約2,200万円、1～1年半（いずれも推計）

民間開発事業の円滑化

- 都市部では関係者が多く、権利関係が複雑し、境界調査が長期化する傾向
- 地籍調査が実施済であれば、関係者が合意し易く、用地取得が円滑に実施

【民間開発事業に長期間を要した例】

六本木ヒルズでは地籍調査が未実施
 ⇒約400筆の境界調査に
 4年もの歳月



固定資産税部局との連携

- 固定資産税の基礎である登記簿が不正確な場合がある



地籍調査の実施により、正確な面積での評価が可能

【課税対象面積が大幅に増加した例】

地目	調査前(k㎡)	調査後(k㎡)	増加率
宅地	3,078	4,070	132%
山林	37,349	62,724	168%

※ S45年度～H24年度の累計

- 市町村等が実施する地籍調査を促進するため、十箇年計画で実施すべき調査面積を定めて国が財政支援
- 現在は、第6次十箇年計画(平成22年5月閣議決定、計画期間:H22~31)に基づき地籍整備を推進
- 同計画では中間年に見直すこととされていたため、国土審議会小委員会が今後の方向性等を議論し、その結果を公表

1. 第6次計画策定後の社会・経済等の動向

- 東日本大震災の発生や南海トラフ地震対策等の進展
- 人口減少・高齢化の進行
- 測量技術の進展
- 国、地方公共団体の財政状況等の深刻化

2. 第6次計画の実施状況

項目	計画目標	平成25年度末までの実施状況	
		実施量	実施量/計画目標
①地籍調査	21,000 km ²	4,219 km ²	20.1 %
②基本調査	3,250 km ²	616 km ²	19.0 %
③基準点	8,400 点	2,259 点	26.9 %

・中間年に解消を目指すとした未着手・休止市町村は、604(H22.3)から525(H25.10)に減少

3. 中間年における見直しの方向性

- 地籍調査の重要性は一層増しており、十箇年計画を基本として各般の推進策を講じつつ、引き続き努力
- 災害への備えなど地籍整備の緊急性がより高い地域での地籍整備を優先的に推進
- 特に、南海トラフ地震による津波浸水想定地域等において重点的に対応

4. 計画後半における主な取組

○地籍調査の推進方策

- ・各地域が自らの実情に合った実施組織のあり方を検討し、その設立等を通じた効果的な体制の整備
- ・新技術を普及するためのマニュアル等の整備、最新技術に対応した測量方法を検討し、作業規程等へ反映
- ・国、地方公共団体は予算の確保に努め、市町村は実施体制を一層充実
- ・都市部における地籍調査の推進のため、密集市街地における地籍調査の推進方策を検討

○国直轄の基本調査の実施

- ・南海トラフ地震に備え、都市部官民境界基本調査の数値目標を設定し、重点的に実施
- ・林地境界の情報を迅速に確認・保存するため、既存の航空写真や地形図等を活用した手法の検討

○未着手・休止市町村の解消

○国土調査以外の測量・調査成果の活用

分野別の施策

(3)自然と共生した持続可能な国土づくりに向けた今後10年の取組

我が国の生物多様性の損失状況

○人間活動にともなう我が国の生物多様性の損失は全ての生態系(特に陸水生生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼生態系)に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている。

2010年までの生物多様性の損失	損失の状態と傾向		損失の要因(影響力の大きさ)と現在の傾向				
	本来の生態系の状態からの損失	1950年代後半の状態からの損失と現在の傾向	第1の危機 開発・改変 直接的利用 水質汚濁	第2の危機 利用・管理の 縮小	第3の危機 外来種 化学物質	地球温暖化の 危機	その他
森林生態系	■	▬	⦿	⦿	⦿	⦿ ^{*1}	
農地生態系	—	▬	⦿	⦿	⦿	⦿	農作物や家畜の 地方品種等の 減少
都市生態系	—	▬	⦿	—	⦿	⦿	
陸水生生態系	■	▬	⦿	⦿	⦿ ^{*2}	⦿	
沿岸・海洋生態系	■	▬	⦿	—	⦿ ^{*3}	⦿	サンゴ食生物の 異常発生・ 薬害の継続
島嶼生態系	■	▬	⦿	—	⦿	⦿	



赤土の流入によるサンゴの死滅(稲作から畑作への土地利用転換)

出典:環境省



左:グリーンアノール
上:ニューギニアヤリガタリクウズムシ
出典:環境省小笠原自然情報センター

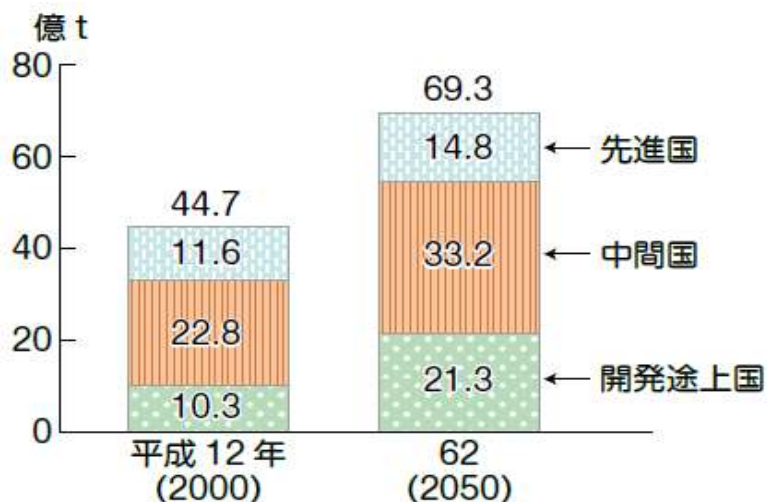
評価対象	状態		要因			
	現在の損失の大きさ	損失の現在の傾向	評価期間における影響力の大きさ	要因の影響力の現在の傾向		
凡例	損なわれていない	回復	弱い	減少	↙	↘
	やや損なわれている	横ばい	中程度	横ばい	↔	↔
	損なわれている	損失	強い	増大	↘	↙
	大きく損なわれている	急速な損失	非常に強い	急速な増大	↘	↙

注:影響力の大きさの評価の破綻表示は情報が十分ではないことを示す。
注:「*」は、当該指標に関連する要素やデータが複数あり、全体の影響力・損失の大きさや傾向の評価と異なる傾向を示す要素やデータが存在することに特に留意が必要であることを示す。
*1:島山生態系では影響力の大きさ、現在の傾向ともに深刻である。
*2,*3:化学物質についてはやや緩和されているものの、外来種については深刻である。

世界の食料の需給動向と日本の食料自給率

- 世界の食料需給は、世界人口の増加や近年の異常気象の頻発等の要因により逼迫する可能性。需要量は2050年には69.3億tと2000年の1.6倍に増加する見通し。生産量も生産性の向上や農業投資の増加により69.3億tの見通しだが、地球温暖化、水資源の制約、土壌劣化等が不安要素。
- 日本の食料自給率は供給熱量ベースで39%（平成25年度）であり、平成12年度以降は40%前後で推移。自給率の低下は、米の消費量の減少、輸入飼料穀物や輸入油糧作物に依存する傾向が高い畜産物や油脂の消費量増加等が背景にあり。食料・農業・農村基本計画（平成22年3月）では、平成32年度に50%を目標自給率として設定。

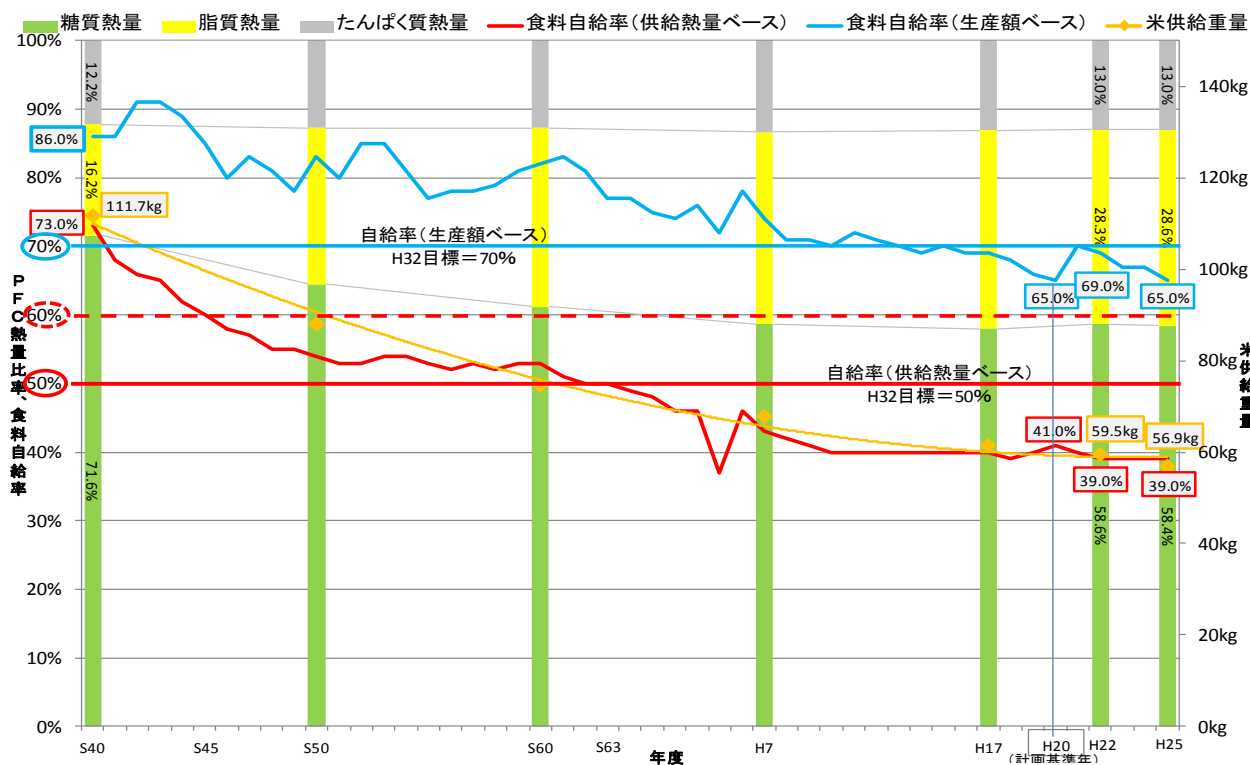
世界全体の食料需要の見通し



資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」

※農林水産省「食料・農業・農村白書」より

日本の食料自給率、PFC熱量比率、米供給重量の推移

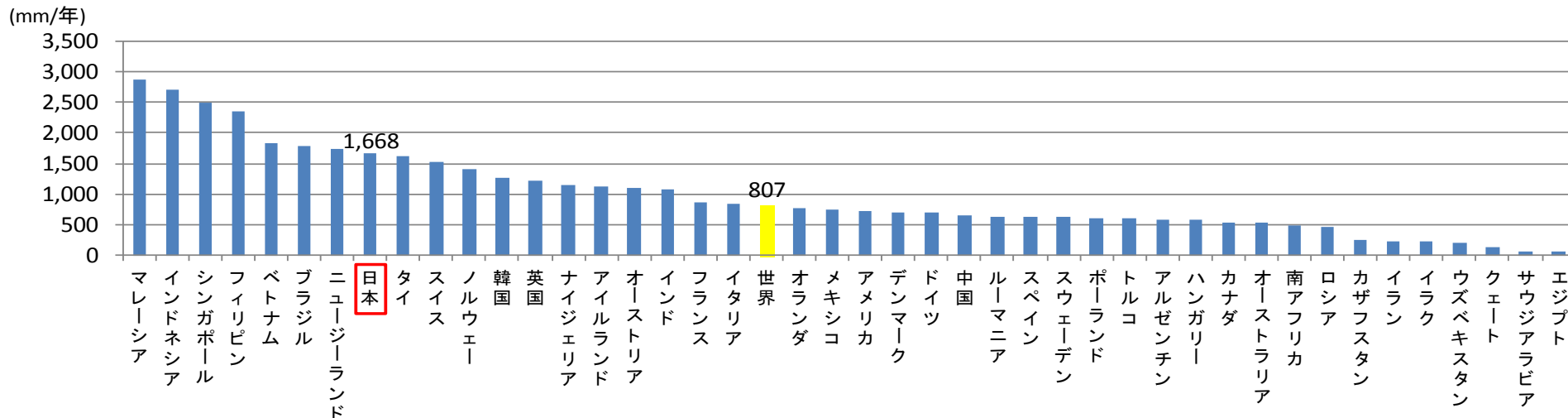


※農林水産省の平成25年度食料需給表 (H26.8)、食料・農業・農村基本計画 (H22.3) から国土政策局作成

日本と世界の水資源

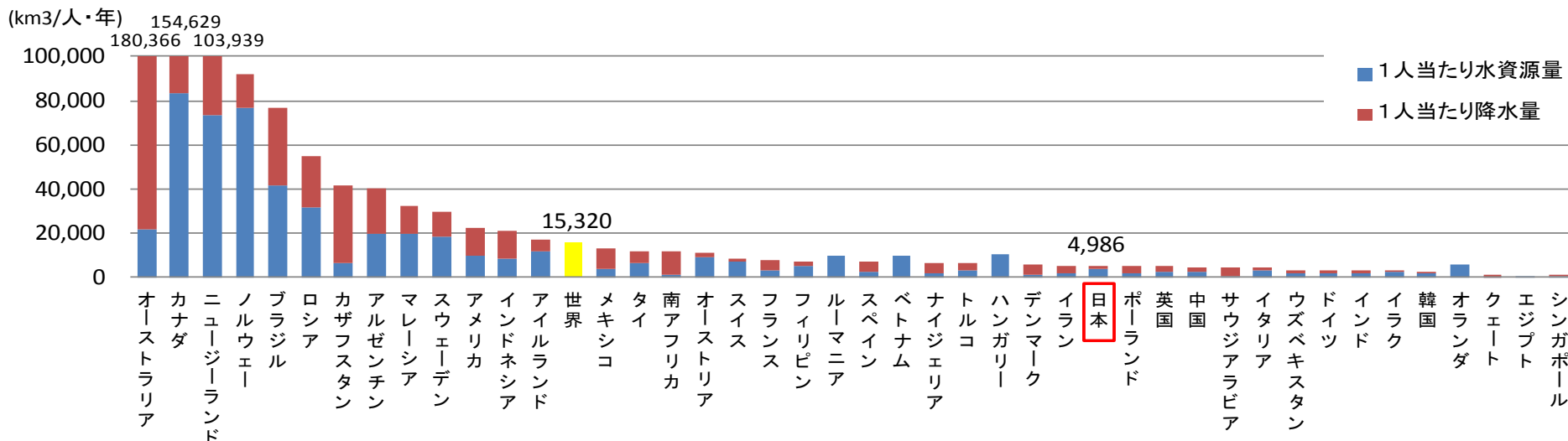
○年平均降水量は世界平均の約2倍となっているが、一人当たりの年降水量は世界平均の1/3程度にとどまる。

平均降水量



出典:平成26年水資源白書(FAO「AQUASTAT」)

1人当たり年降水量・水資源量

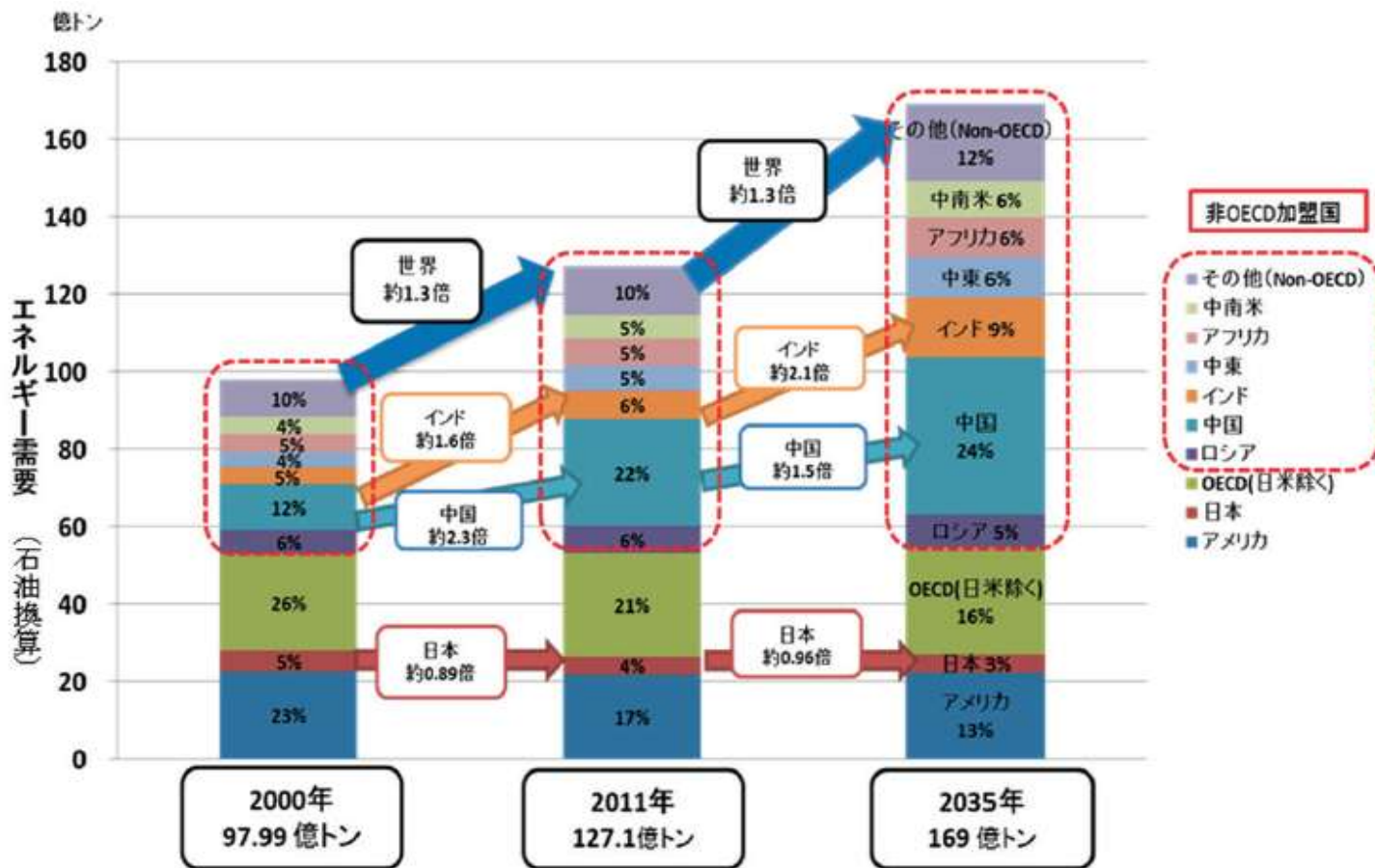


※水資源量は表流水と地下水の合計

出典:平成26年水資源白書(FAO「AQUASTAT」) 60

世界のエネルギー需要予測

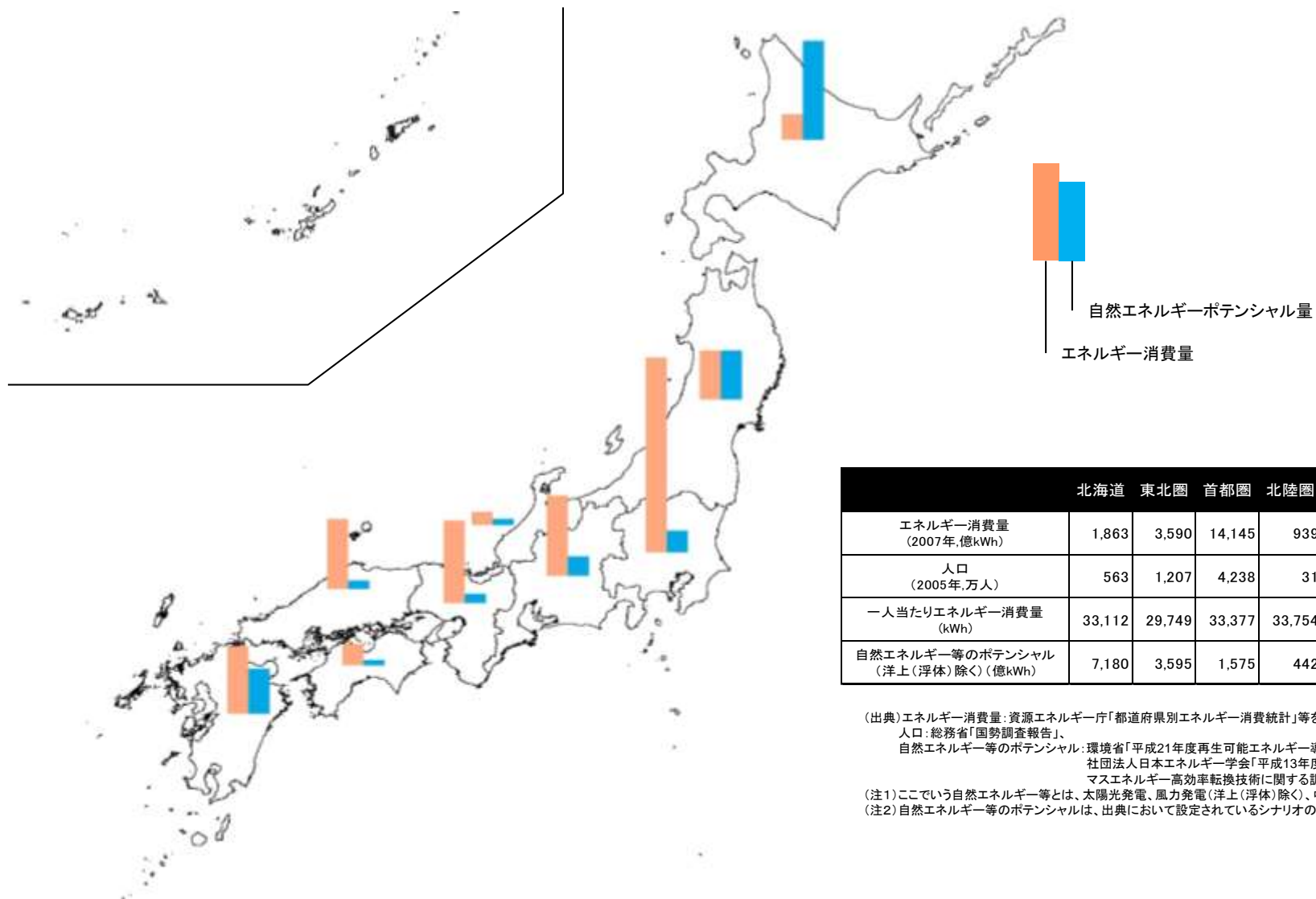
○世界のエネルギー需要は、2035年には2011年の約1.3倍まで増加すると予測されている。
 ○特に非OECD加盟国での増加予測が大きく、インドでは約2.1倍、中国では約1.5倍に増加すると予測される。



出典： IEA [World Energy Outlook 2013] を基に作成

自然エネルギーのポテンシャル

- 自然エネルギー等のポテンシャルは、北海道、東北、九州で比較的多い。
- 自然エネルギー等のポテンシャルが消費エネルギー量を超えているのは北海道のみ。



	北海道	東北圏	首都圏	北陸圏	中部圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏
エネルギー消費量 (2007年, 億kWh)	1,863	3,590	14,145	939	5,812	6,017	5,105	1,546	4,927
人口 (2005年, 万人)	563	1,207	4,238	31	1,722	2,089	768	409	1,471
一人当たりエネルギー消費量 (kWh)	33,112	29,749	33,377	33,754	33,754	28,798	66,509	37,823	33,485
自然エネルギー等のポテンシャル (洋上(浮体)除く)(億kWh)	7,180	3,595	1,575	442	1,382	669	629	389	3,272

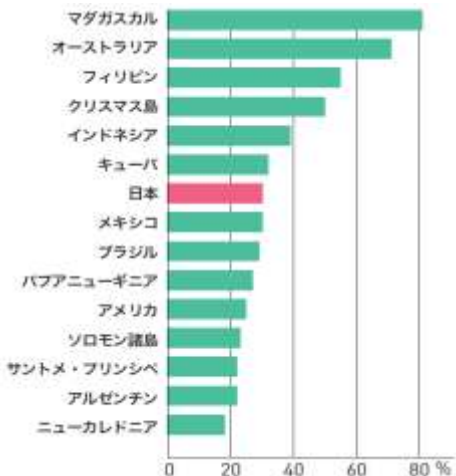
(出典)エネルギー消費量: 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」等をもとに、国土交通省国土政策局作成、
人口: 総務省「国勢調査報告」、
自然エネルギー等のポテンシャル: 環境省「平成21年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」(平成22年3月)、
社団法人日本エネルギー学会「平成13年度新エネルギー等導入促進基礎調査(バイオマスエネルギー高効率転換技術に関する調査)報告書」(平成13年8月)

(注1)ここでいう自然エネルギー等とは、太陽光発電、風力発電(洋上(浮体)除く)、中小水力発電、地熱発電、バイオマス
(注2)自然エネルギー等のポテンシャルは、出典において設定されているシナリオのうち、最も大きく見積もっているケースで推計

世界規模でみた日本の自然環境の状況

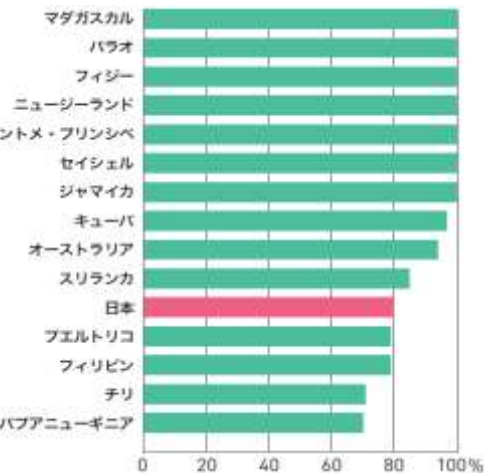
- 日本は世界でも有数の固有種の割合の高い国(先進国では極めて高い)であり、哺乳類の固有種率は30%(世界7位)、両生類は80%(世界11位)。
- 日本は国際的に見ても高い生物多様性を有する地域である。

哺乳類*の固有種率上位15カ国



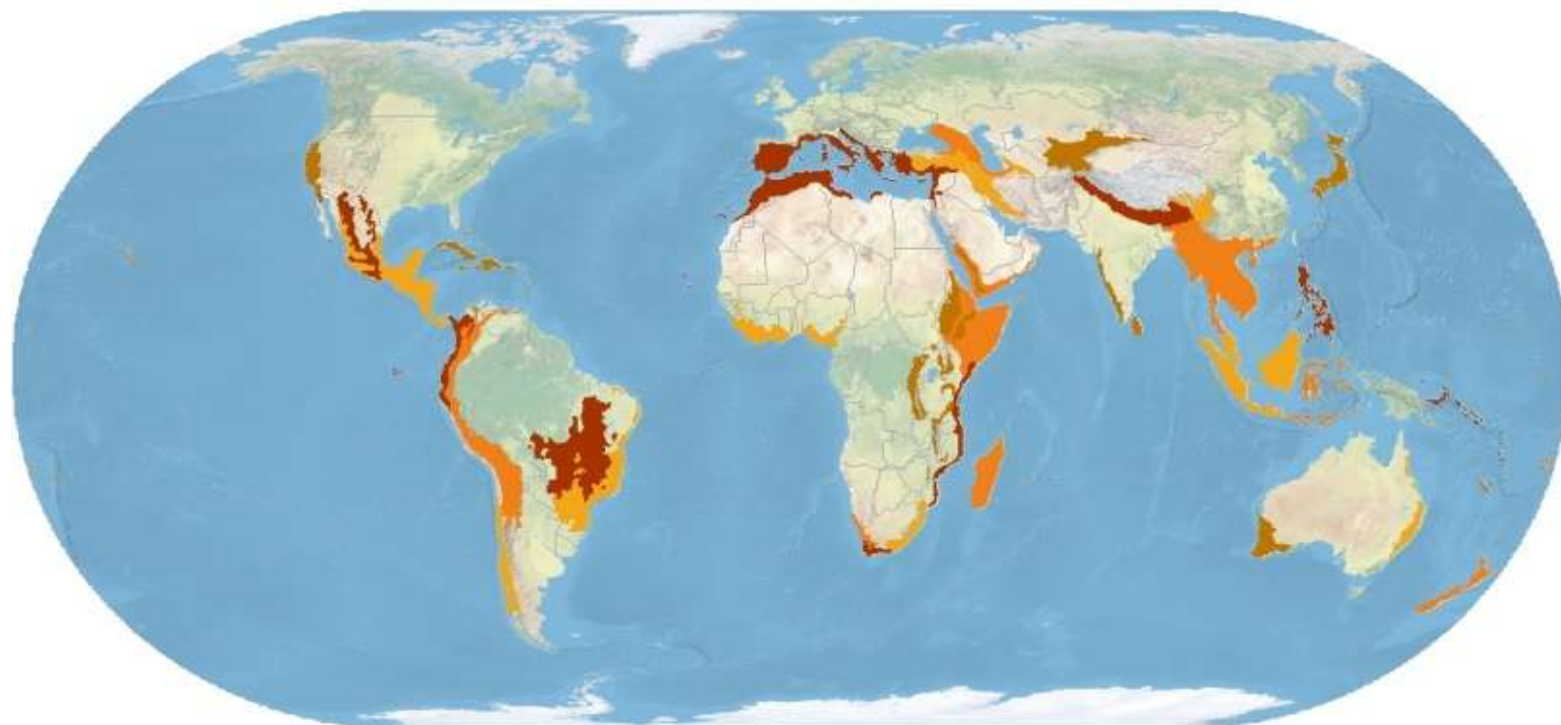
*海棲哺乳類を含む
出典: IUCN Global Mammal Assessment(GMA)

両生類の固有種率上位15カ国



出典: IUCN Global Amphibian Assessment(GAA)

生物多様性ホットスポット指定地域



生物多様性ホットスポットとは？

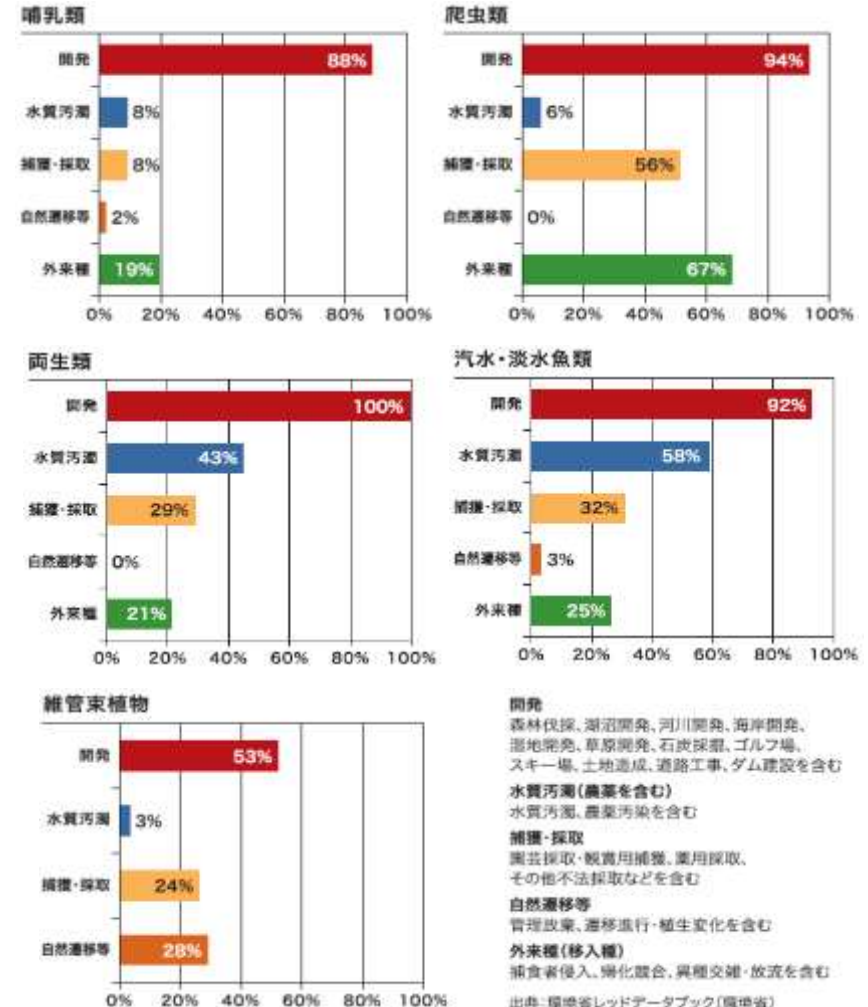
- ① 1988年に保全生物学者のノーマン・マイヤーズが提唱
- ② その地域に維管束植物の固有種が1,500種以上生育し、高い生物多様性を有する
- ③ 自然植生が70%以上損なわれていて破壊の危機に瀕している地域を指す
- ④ 世界で34の地域が指定されており、わが国もその一つ
- ⑤ 生物多様性ホットスポットは、地球の表面積のわずか2.3%であり、人口が集中する地域を多く含むことから開発の圧力が高いことがうかがえる

我が国の絶滅危惧種及びその減少要因

○絶滅のおそれのある種は2012年現在、3597種であり、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しい状況。

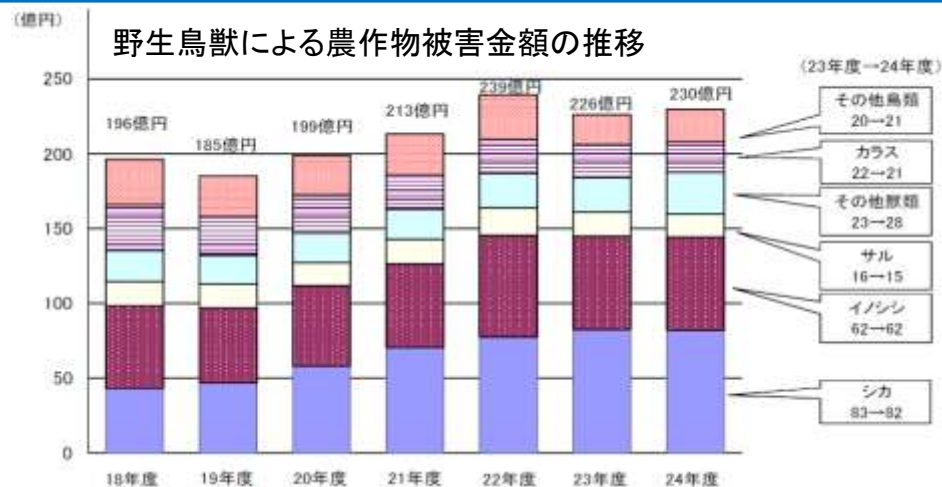
○わが国における絶滅危惧種の減少要因としては、開発が最も大きい。

	分類群	評価対象種数(a)	絶滅種	絶滅のおそれのある種(b)	(b/a)
動物	哺乳類	160	7	34	21%
	鳥類	約700	14	97	14%
	爬虫類	98	0	36	37%
	両生類	66	0	22	33%
	汽水・淡水魚類	約400	3	167	42%
	昆虫	約32,000	4	358	1%
	貝類	約3,200	19	563	18%
	その他無脊椎動物	約5,300	0	61	1%
	動物小計		47	1,338	
植物	維管束植物	約7,000	32	1,779	25%
	蘚苔類	約1,800	0	241	13%
	藻類	約3,000	4	116	4%
	地衣類	約1,600	4	61	4%
	菌類	約3,000	26	62	2%
		植物小計		66	2,259
	合計		113	3,597	



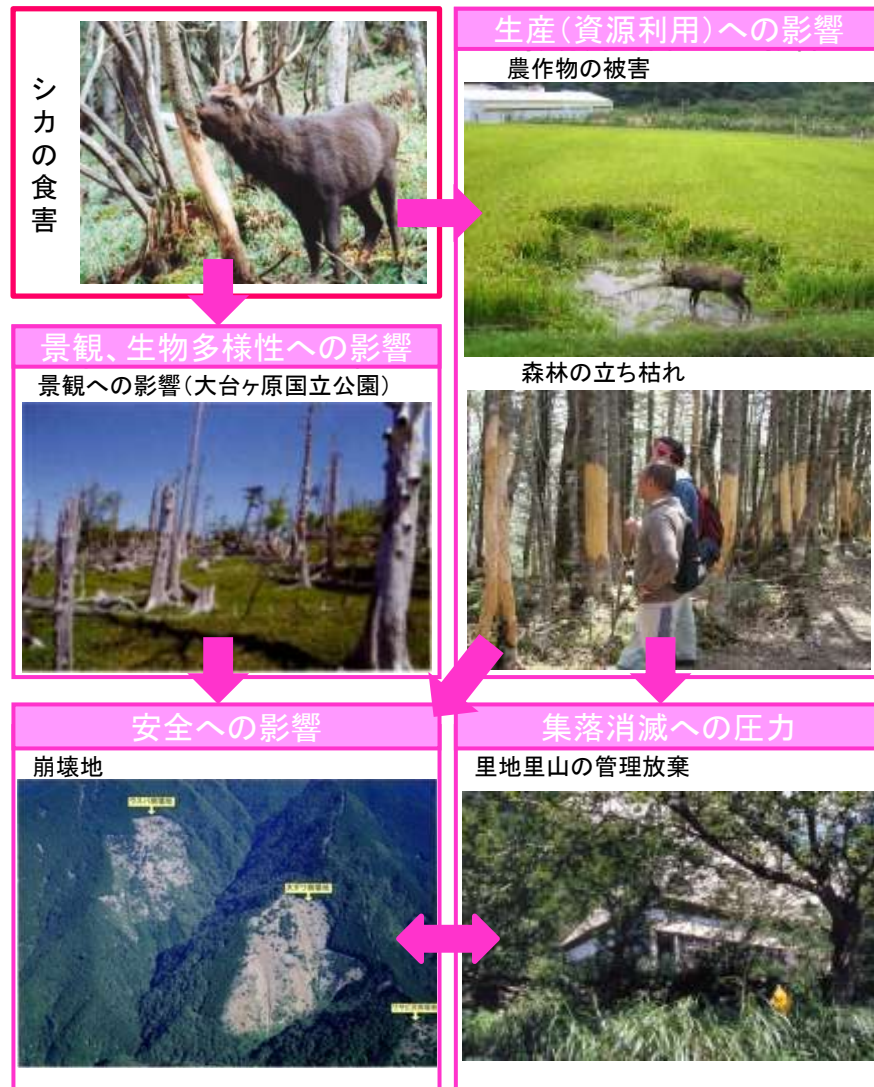
鳥獣による農産物・環境被害等の現状

○平成24年度の全国の野生鳥獣による農作物被害金額は230億円。被害金額の2/3がシカとイノシシ。
 ○シカの被害推計：農産物被害金額(全国で約82億円)、交通事故での被害金額(北海道で約8億円)、森林の被害面積(全国で約7千ha)
 ○シカの食害は生産、景観、生物多様性への影響だけではなく、土砂崩壊や集落消滅の圧力にもなっている。



農林水産省「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について(平成24年度)」

被害項目	シカによる被害額の推定
農作物生産力の低下1)	2013年のシカによる農作物被害金額は約 82億円 (約62,271ha) 鳥獣害被害金額全体の3割強(面積ベース6割強)で割合は増加傾向
林業生産力の低下2)	林野庁によると2013年度のシカの森林被害面積は全国で 6,789ha
車両被害・人身事故の増加3)	北海道内で2011年に発生したエゾジカに関する 交通事故は2,306件 エゾジカに関する交通事故での 自動車の修理費は平均36万円 警察が取り扱った事故件数だけでも年間 約8億円の被害 が発生。



1)農林水産省「全国の野生鳥獣類による農作物被害状況について」
 2) 林野庁「平成25年度主要な野生鳥獣による森林被害面積」
 3)北海道エゾシカ対策室ウェブサイト、日本損害保険協会北海道支部、平成23年保険会社13社統計

主要施策

都市のコンパクト化により生じた緑地の生態系ネットワークへの転換促進

・今後、人口減少に伴い生じる都市的土地利用が行われなくなる土地について、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、首都圏都市環境インフラのグランドデザインの改訂により、生態系ネットワーク形成に資するみどりへの転換を促す。

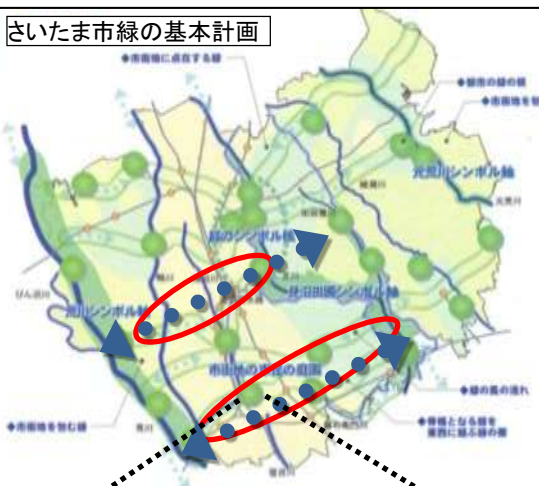
首都圏都市環境インフラのグランドデザイン(H16策定)に基づく生態系ネットワークの形成

概ね10年後の国・自治体の都市環境インフラ整備の基本方針(指針)であるグランドデザインでは、将来に向けて形成を図る水と緑のネットワーク経路として「**水と緑の重点形成軸**」を設定

「**保全すべき緑地**」間の水と緑の重点形成軸を都市公園等により整備

首都圏都市環境インフラグランドデザイン

さいたま市緑の基本計画

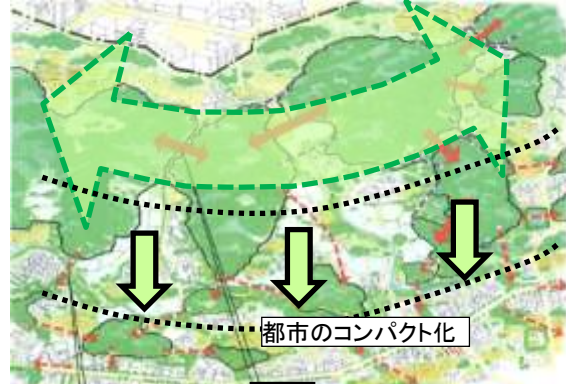


- 保全すべき緑地・河川
- 水と緑の基本エリア(現状)
- 水と緑の重点形成軸(将来形成)
- 自然とのふれあいが乏しい地域



人口減少局面における土地利用の変化(生態系NW形成に資するみどりへの転換)(イメージ図)

現状: 緑のネットワークが細い箇所が存在



コンパクト化により生じた郊外緑地形成等により緑のネットワークを充実



より多様な生物の生息環境の充実に貢献

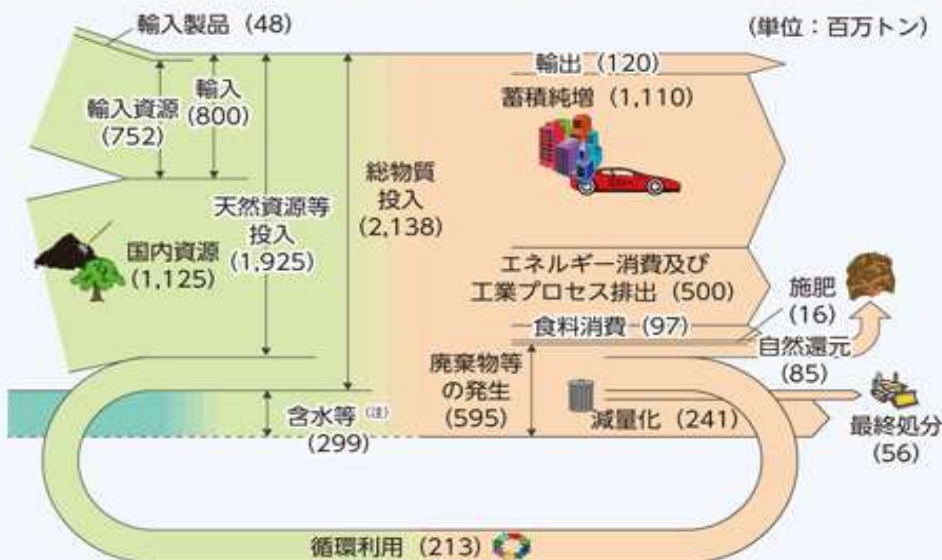
今後は、人口減少局面において生ずるみどりを、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、生態系ネットワークへの転換に活用

今後、フィールド実証等を踏まえ、国・自治体の指針であるグランドデザインを改訂し、段階的にネットワーク化

わが国における物質フロー・物質フロー指標の推移

図 1-3-4 我が国における物質フロー（平成12年度と平成23年度）

平成12年度

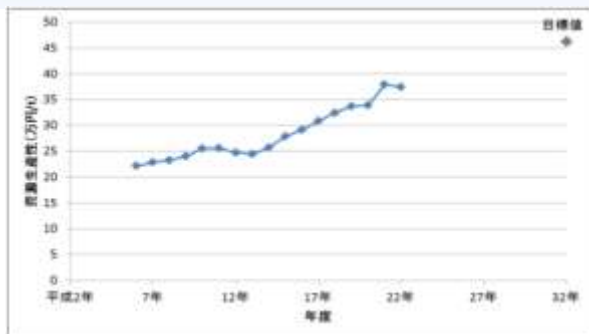


平成23年度

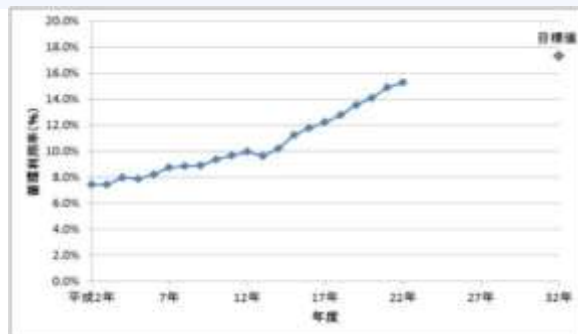


(注) 含水等：廃棄物等の含水等（污泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の污泥及び鉱業の鉱さい）

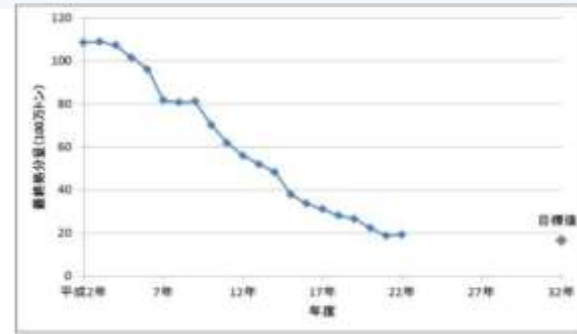
資料：環境省



資源生産性の推移(環境省試算)



循環利用率の推移(環境省試算)



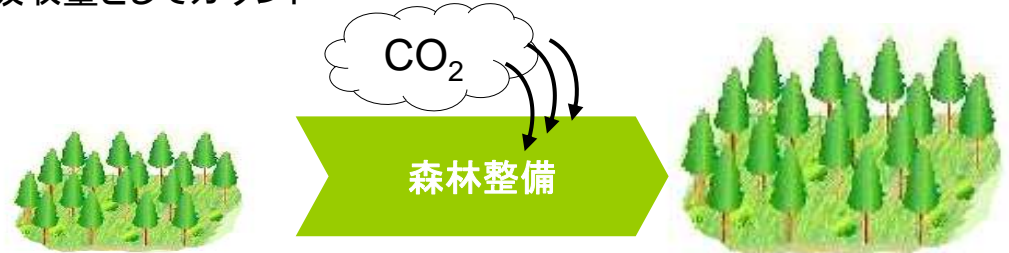
最終処分量の推移(環境省試算)

地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策において、温室効果ガス(CO₂)の排出抑制とともに、その吸収源である森林の整備(「森林吸収源対策」)が重要な役割。
- 「京都議定書」に基づく第1約束期間(2008~2012年)における我が国の温室効果ガス削減約束(1990年比6%減)のうち、3.8%を森林吸収源対策で確保(第1約束期間の目標である年平均55万haの間伐等を実施)。
- 2013年以降は、我が国の2020年度削減目標(2005年度比3.8%減)において、2.8%以上を森林吸収源対策(年平均52万haの間伐等の実施)で確保する必要。

■ 間伐等による森林吸収量の確保

1990年以降に人為活動(「新規植林」※1、「再植林」※1、「森林経営」※2)が行われている森林において吸収されたCO₂全てを吸収量としてカウント



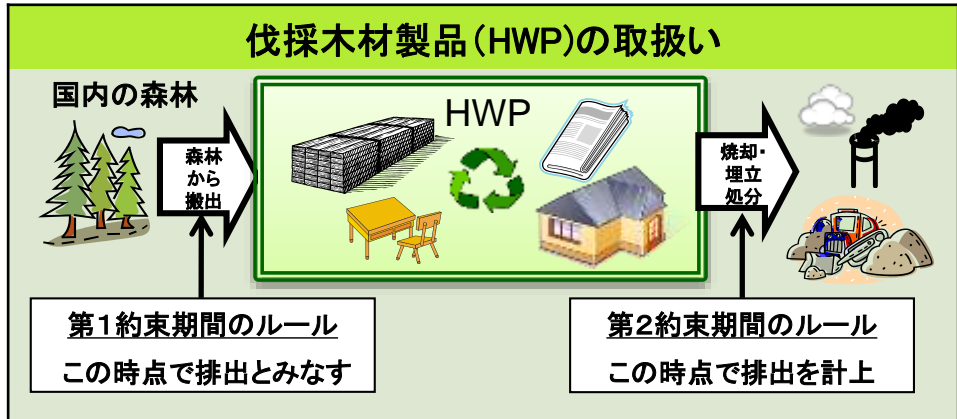
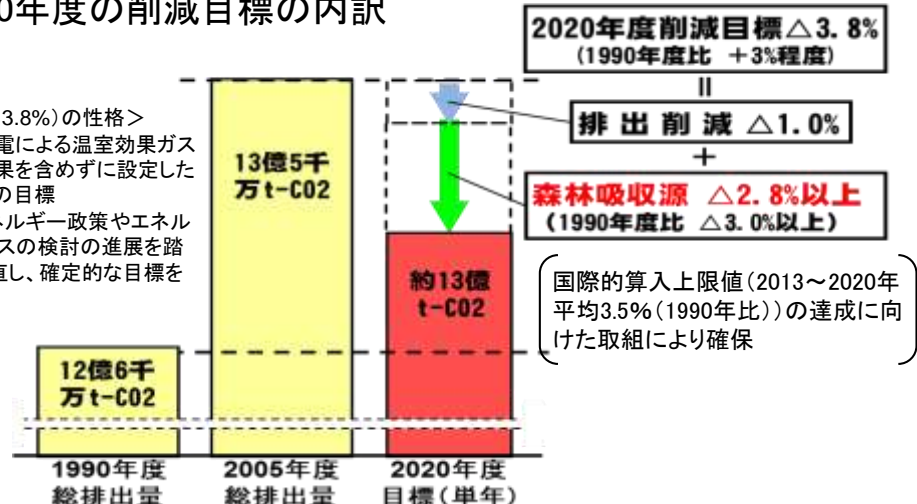
※1:1990年時点で森林でなかった土地に植林、※2:1990年以降に行った間伐等の森林整備

■ 2013年以降の森林吸収源の取扱い

- 第2約束期間において削減義務を負わない国(日本も含む)であっても、森林吸収量等を報告することが義務付け。
- 森林吸収量の算定方法は、森林整備等を行った森林が吸収したCO₂量(炭素換算)を全てカウント。国際的に合意されている森林吸収量の上限は、1990年のCO₂排出量の3.5%。
- 伐採木材製品の利用について、炭素固定機能を評価するルールが新設。

■ 2020年度の削減目標の内訳

<新目標(▲3.8%)の性格>
 ・原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標
 ・今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定



注: 第2約束期間とは、第1約束期間(2008年~2012年)に続く、2013年から2020年までの8年間。

低炭素都市づくりの推進

都市機能の集約化、これと連携した公共交通機関の利用促進

市町村や都市開発事業者・交通事業者等の関係者が連携・協働し、まちなか等への居住の誘導、住まいの近くへの医療施設・福祉施設・商業施設など日常生活に必要な都市機能の集約化、これと連携した公共交通機関の利用促進を一体的に推進。

長野県小諸市（人口約4万人）

低炭素まちづくり計画作成

総合病院のまち中心部への移転、市立図書館・コミュニティホールの新築等、都市機能の集約化を進めコンパクトシティを推進。

CO₂排出削減効果
1,614 t-CO₂/年

【施策①：集約都市開発事業】

市役所周辺敷地を整備し、都市機能の集約化を進める。



低炭素まちづくり
計画区域

市役所新築
(CASBEE「S」ランク)

半径約500m

緑地整備

総合病院の移転
+ 図書館、コミュニティホールの新築

【施策②：集約駐車場施設の整備】

集約駐車場施設の整備により、集約地域へ人を呼び込み、歩いて楽しめる中心市街地再生へ

半径約1km

(出典：小諸市 低炭素まちづくり計画)

富山県富山市（人口約42万人）

環境モデル都市・環境未来都市

住宅の購入補助等により、駅の周辺等に、居住・商業・業務・文化等の都市機能を集積

→ 公共交通を軸とした拠点集中型(串と団子型)のコンパクトなまちづくりを実現

LRTの整備等により公共交通機関の利便性を向上



【基本方針①】

公共交通軸の活性化によるコンパクトなまちづくりの実現
・公共交通軸の沿線に人口や都市機能の集約を図るため、公共交通の魅力を高める

住宅の購入補助や家賃補助等によりまちなかや公共交通沿線への居住を推進

【基本方針②】

地域特性に応じた多様な生活交通の確保
・郊外や中山間地域の生活環境を改善し、人口の維持を図るため、生活の足となる公共交通を確保する

(出典：富山市地域公共交通総合連携計画)



分野別の施策

(4) 海洋の保全と利活用に向けた今後10年の取組

海洋～447万km²のフル活用～

- 2012年4月、四国海盆海域等において、200海里を超えて海底資源の開発等のため主権的権利を行使できる延長大陸棚について大陸棚限界委員会より勧告を受領。
- 2012年6月、レアアースを豊富に含む泥の鉱床が、南鳥島近くの海底にあることを加藤教授(東京大学)らの研究グループが発見した。資源量は、少なくとも日本の年間消費量(約3万トン)の220倍以上と見積もられる。
- 2013年3月、三重県沖において、メタンハイドレートの海洋産出に世界で初めて成功した。
- 2013年7月、南鳥島沖約600キロの公海でレアメタルを多く含む海底地層「コバルトリッチクラスト」の探査鉱区(計3千km²)を国際海底機構から独占取得した(探査権は15年間有効)。
- 日本政府は、日本海沿岸6地域において、メタンハイドレートの埋蔵調査を3年かけて行う予定。



- 大陸棚の延長が認められた海域(2012年4月)
- 審査が先送りされた海域
- 国際海底機構から認められた探査鉱区(2013年7月)

(出典:海上保安庁資料より国土交通省国土政策局作成)

音波による探査でメタンハイドレートの分布が示唆されるエリアのうち

- 埋蔵が確認されているエリア
- 埋蔵の可能性が比較的高いエリア
- 埋蔵の可能性が比較的低いエリア
- 調査データ不足のため、埋蔵の可能性が不明のエリア
- ★ メタンハイドレート埋蔵調査予定海域



日本近海のメタンハイドレート分布(推定も含む)

(出典:石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC))

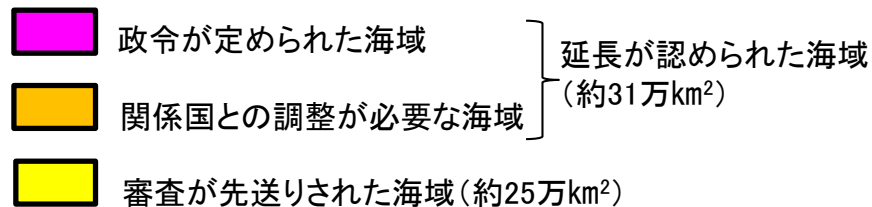
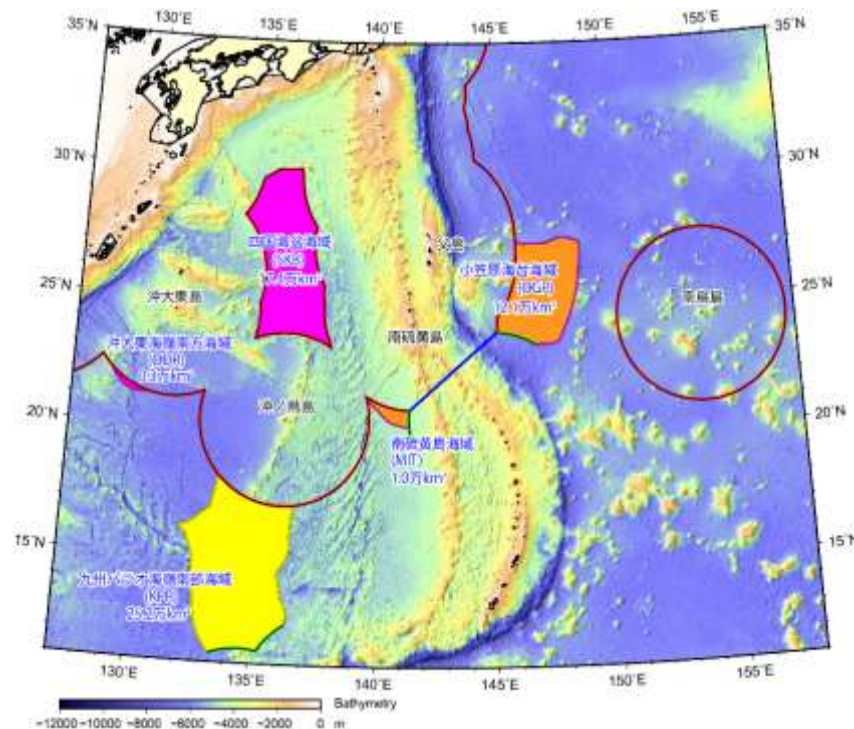
大陸棚の延長

背景

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号。以下「法」という。)第2条において、「大陸棚」が定義されており、その内容は①我が国基線から200海里の海域(EEZ)及び②国連海洋法条約に基づいて延長が認められ、政令で定める海域の海底等とされている。

日本では、平成20年に、国連海洋法条約に基づき、200海里を超える大陸棚の延長を大陸棚限界委員会に申請し、平成24年に同委員会から、申請に対する勧告を受領した。

平成26年7月4日には、総合海洋政策本部会合(本部長:内閣総理大臣、本部長:国土交通大臣等)において、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」が決定した。この決定を受け、延長が認められた海域の内、四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域(合計17.7万km²)について、法第2条第2号の海域として政令で定めた。

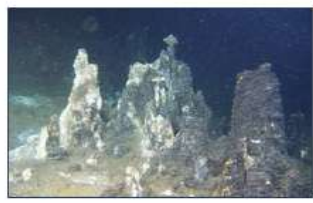
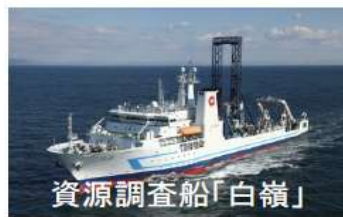


※大陸棚の延長に向けた今後の取組方針(平成26年7月4日 総合海洋政策本部決定)

1. 四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域については、政令の制定に速やかに着手する。
2. 小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、米国との必要な調整に着手し、当該調整の終了後、政令の制定に速やかに着手する。
3. 九州・パラオ海嶺南方海域については、「大陸棚の限界に関する委員会」により早期に勧告が行われるよう努力を継続する。

資源	メタンハイドレート	石油・天然ガス
特徴	低温高圧の条件下で、メタン分子が水分子に取り込まれた氷状の物質	生物起源の有機物が厚く積もった海底の堆積岩中に賦存
存在水域等	 <p>砂層型(主に太平洋側) 水深1,000m以深の海底下数百m</p> <p>表層型(主に日本海側) 水深500m～2,000m程度の海底</p>	 <p>水深数百m～2,000m程度の海底下数千m</p>  <p>三次元物理探査船「資源」</p>

資源	海底熱水鉱床	コバルトリッチクラスト	レアアース堆積物	マンガン団塊
特徴	海底から噴出する熱水に含まれる金属成分が沈殿してできたもの	海山斜面から山頂部の岩盤を皮殻状に覆う、厚さ数cm～10数cmの鉄・マンガン酸化物	太平洋の海底下に粘土状の堆積物として広く分布	直径2～15cmの楕円体の鉄・マンガン酸化物で、大洋底に分布
含有する金属	銅、鉛、亜鉛、金、銀 等	マンガン、銅、ニッケル、コバルト、白金 等	レアアース (重希土も含まれる)	マンガン、ニッケル、銅、コバルト 等30種類以上の有用金属
存在水域等	沖縄、伊豆・小笠原海域 500m～3,000m	南鳥島周辺海域 1,000m～2,400m	南鳥島周辺海域 5,000m～6,000m	ハワイ沖公海域 4,000m～6,000m



海洋環境の保全及び沿岸域の総合的管理

環境保全に関する国際動向

- ・ 国連環境開発会議 (1992年)
 - ・ 生物多様性条約 (1992年)
 - ・ ヨハネスブルグサミット (2002年) 等
- 生態系管理手法としてのMPAへの期待が高まる

(海洋保護区)

豪州、米国等では、国内法に基づくMPAをそれぞれ独自に設定

環境保全に関する国内動向

我が国の周辺海域（特に沿岸域）においては、**環境の悪化、生態系かく乱の懸念、水産資源の減少等が問題化**

→ 海洋の持続可能な利用の危機

海洋環境の保全等

生物多様性の確保等のための取組

- ・ 生態学的・生物学的に重要な海域を平成25年度までに抽出
- ・ 海洋保護区について、設定を適切に推進するとともに、その管理の充実を図る

環境負荷の低減のための取組

- ・ 広域的な閉鎖性水域について、水質総量削減、汚濁負荷削減対策等を推進
- ・ 海上輸送からのCO2排出を大幅抑制する取組の推進
- ・ 海底下二酸化炭素回収貯留について、生態系、海水、底質の科学的特性を調査

地球温暖化と気候変動の予測及び適応に関する調査研究

- ・ 地球規模での環境問題解決のため、国際的な地球観測計画の策定等に貢献
- ・ 海洋の循環や熱輸送、海洋の酸性化、海洋生態系への影響等を調査、研究



沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による**海岸侵食の進行**
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の**汚濁の進行**
3. 河川を通じて流入するゴミが**漂流・漂着ゴミ問題の一因**
4. **自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少** 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的管理

沿岸域の総合的管理の推進

- ・ 各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方に支援し、沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自律的な地域の形成を図る

陸域と一体的に行う沿岸域管理

- ・ 山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の推進、陸域から流入する汚濁負荷の削減、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全、漂流・漂着ゴミ対策の推進

閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく基本計画を変更
- ・ 東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾において全国海の再生プロジェクトを進める

沿岸域における利用調整

- ・ 沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセス改善、沿岸域利用者に対する周知・啓発

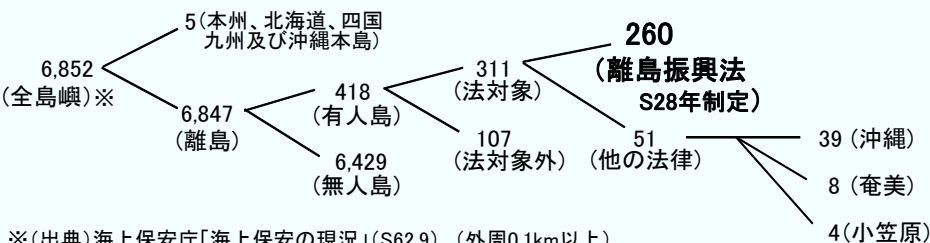
離島の現状

離島の概要

○ 離島振興対策実施地域にある有人離島 (S62当時)

我が国は6,852の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6,847島が離島。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は260島。

【日本の島嶼構成】



※(出典)海上保安庁「海上保安の現況」(S62.9) (外周0.1km以上)

【他の法律】

- 沖振特措法(H14年制定) (旧法S46年制定、H14年失効)
- 奄美群島振興開発特措法(S29年制定)
- 小笠原諸島振興開発特措法(S44年制定)

○ 離島の役割

離島は、その立地条件等から、以下のような重要な役割を担っている。

- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全
- ・海洋資源の利用、自然環境の保全
- ・食料の安定的な供給

等

【離島振興対策実施地域】

	離島の状況
指定地域	78地域(260島)
関係自治体	26都道府県、114市町村
面積	5,376km ² (全国の1.42%)
人口	42万人(全国の0.33%)

(出典)平成22年国勢調査結果

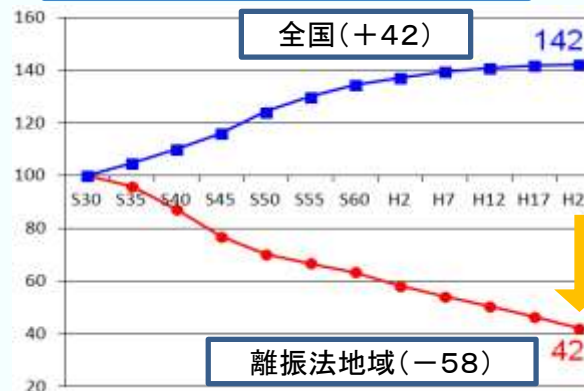


【我が国の排他的経済水域等の概念図】

離島の人口推移

昭和30年から平成22年までの人口の推移をみると、全国の人口は約4割増加している一方、離島の人口は約6割減少。

離島の人口減少率(S30年を100)



離島人口は、昭和30年の約99万人から平成22年は約42万人まで減少

(出典)国勢調査結果
※平成26年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島260島を対象

離島とその他地域との比較

人口減少や高齢化の進展など、離島は全国や他の条件不利地域と比較しても厳しい状況にあり、財政力も厳しい。

	人口減少率 (H17→H22)	高齢化率 (H22)	財政力指数 (H24)
離島地域	9%減	35%	0.20
過疎地域	7%減	33%	0.29
奄美群島	6%減	29%	0.15
沖縄	2%増	17%	0.33
全国	0.2%増	23%	0.49

(出典)人口減少率および高齢化率:国勢調査結果

財政力指数:総務省HP(平成23年度主要財政指標一覧)より

※平成26年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島260島を対象

※財政力指数については、市町村区域全域が離島である35市町村、86島の平均値

海洋管理のための離島の保全・管理

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定)に基づく施策の推進

1. 目的・意義 国土面積(約38万km²)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等の管轄海域約447万km²の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う

2. 離島の役割

- 1) 排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 広大な海域における活動を支援し促進する拠点
- 3) 自然環境の形成や人と海との歴史や伝統を継承

3. 離島の保全・管理に関する施策

1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進
→ 損壊行為の規制 無主の土地の国有財産化
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

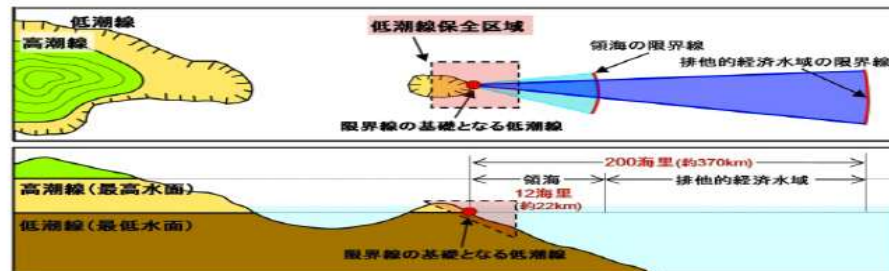
2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

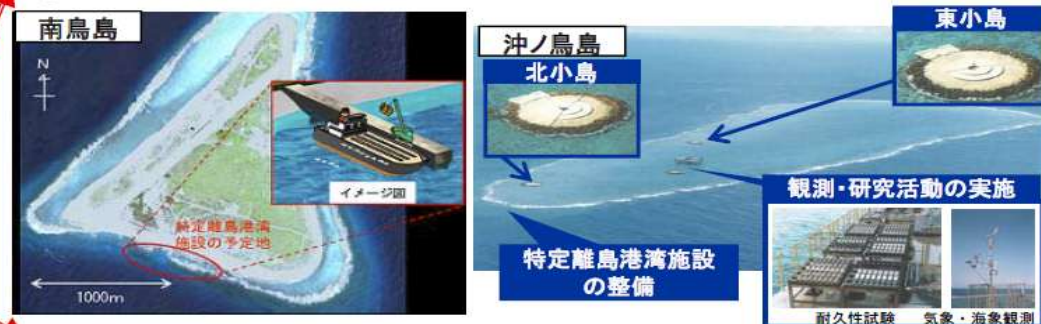
4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

① 低潮線保全区域の指定

低潮線保全法(平成22年5月成立)に基づき、排他的経済水域の基礎となる低潮線を対象として、185の低潮線保全区域を政令にて指定(平成23年5月閣議決定)。→離島に137区域(約7割)



② 特定離島における拠点施設の整備



③ 無主の土地の国有財産化

低潮線保全区域周辺の無主の土地について、灯台又は水路測量標を根拠として海上保安庁が23地区を所有。平成23年8月に完了。

④ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

排他的経済水域の根拠となる離島は99島。その内、名称の無い離島49島について、自治体、漁協等に調査を行い、10島について名称を確認し、平成23年5月に名称を地図、海図に記載することを決定。また、残る39島についても、平成24年3月に名称を決定。